334-41

北島似水編纂

保護發達史

谷口書店發行

明治
44. 1. 6
内務

琵琶之海

四海之

序

凡そ史の主眼とする所は、專ら天然的經過と人爲的發達の關係を綜合し、而して將に來るべき事實の先覺を我等に與へんと欲するもの歟。蓋し故を溫ぬるの要は新らしき証明を知らんが爲めに外ならす。

夫れ既往を語るの史家は自重以て公平なる將來の豫言者たらざるべからず。乃ち佐世保發達史に之を見るに最も綿密に我佐世保の既往を告白して、而も能く將來の先覺を促し得たるもの、如し。誰か棒を悼して月を打ち、靴を隔てゝ痒を掻くの閑文字に類すと言はんや。

セラー氏曰く、凡そ國として特殊の文明を發達せしむるは、其地理的隔離に關する大なりと。請ふ余をして我帝國の地理的位置を觀察せしめよ。而して亦我佐世保の既往の發達に鑑みて、將に來るべき事實の先覺を豫想せしめよ。

借問す、事實の先覺とは何ぞや。ギゾー氏曰く東洋の文明は、之を論ずるの値なしと。余は謂はん、昔時彼アングロサクソンが、我が帝國の地理的隔離に見て、謬てグレートブリテンのネコーブル、ステーションを我橫濱にトせんことありしが如き、卽ち是れ東海岸の多くの良港が

西海岸の少なきそれに如かざるを知らざりし迷妄のみ、否東洋の文明を死的視したる誤解に由るなり。余はギゾー氏の失言を嗤ふと同時に東洋の文明が死的たると否と之を詳明するは我等の責任たるを信ず。乃ち我佐世保が將來に向つて如何に發達すべきか、如何に發達せしめざるべからざるか、望鄉の念凝つて常に余か胸中一圖の活氣あり。

若し夫れ一班の地理學者が我帝國の東岸線一千三百十一里と西岸線六百五十一里との比較に見て、六百六十里の差あるに徴し、其比例は二と一の自然地勢に據るの故を以て、恰も彼のスカンヂナビヤ人を氷洲に封鎖し、尙今日に至らしめたるに似たりと爲し我帝國の發達が極めて緩慢たりし近き過去を怨恨せしむるが如き、余を以て之を觀れば、彼等は單に我帝國の地理的隔離をのみ客觀的に見て、人ある主觀的活動勢力が時として天然位置を左右し得べき史的事實を知らざる迂者なるを斷言するなり、若し夫れ我佐世保の將來を彼等の觀察に委せんか、彼等の眼底に映し來るところ現在の佐世保は目下殆んど發達の頂点にも達したらんかの如き觀あらん。然れとも余は之を主觀的に査し來つて、尙ほ綽々餘裕の狀態に位置することを聲明せずんばあらず。人或は言はん盖し佐世保は軍港としてのみ價値あるものなりと、是れ亦楯の半面を見たるに過ぎず。元より將來の發達を期圖する上に於て軍港としての佐世保を離れ、秋空一碧孤峰高く屹立して雲表に聳ゆるを望まんは狙上鱗を蓄ふるにも比すべきか、所謂セラー氏の特殊の發達を期せんには、其中心を軍港としての佐世保たらしめざるべからざるや論を俟たすと雖も、其中心にのみ膠着して策を天の一方に逸せんか。佐世保市民自ら壓制を求め自ら生產業を束縛するものにして實に千載の大計を謬まるものならん。

マッケンヂー氏曰く、自由は自ら壓制を求め自ら生產業を束縛するものに向つて自然の目的及び實行を証するものなりと佐世保市民たらんもの須らく先つ彼の中心に膠着することを避け、春風徐ろに吹き來つて彼の梅花を嗅ひ起し從容として中和の力を延べ、吹き繁で牡丹を傷けず、尙無限の希望を碧桃八十一番に及ばさんとを。換言すれば佐世保市民は揮つて自由を得ざるべからず、而して主觀的活動の途を開き、生產業即ち工業を以て西海岸の中心に起たざるべからず。盖し余か綽々餘裕の空隙を認むるもの、此見地よりして然か言ふのみ。彼の港灣の如き、此の岬角の如き、天然に於て良好ならず、不便極まるかの如く唱道するものあらば、元と是れ壓制圈内に跼蹐たるものゝ言なるのみ。若し夫れ最大自由の發達を期し得たらんには彼等の杳渺たる太洋も亦是れ一個良好の港灣たらさらんや。

或人曰く、佐世保戰時に於てこそ有要なれ平常些の實力を有するに非すと。言を休めよ、其の

然ると否と活殺の自由は一に佐世保市民が活殺の劒を自ら執るにあることを自覺するにあり。今や西海岸の線が東岸線の二倍半に延はされたる好機に乘じ、史的眼光を以て去來今を洞觀し、堯天舜日得て望むべからざることを知らば、避くべからざる機會に於て我等は飽くまで正義人道の爲めに戰はざるべからず。實に佐世保は此特殊の發達を期する上に於て頗る永遠なりと信ずるなり。

易の彖傳に曰く、師は衆也、貞は正也、能く衆を以てするに正なれば以て王たる可し、剛中にして應し險を行ふて而して順ふ此を以て天下を毒して而も民之に從ひ吉なり、又何ぞ咎あらんと、又た彖傳に曰く、地中水あるは師なり、君子以て民を容れ衆を蓄ふと、至言なる哉。

先年英國東洋派遣艦隊司令長官ムーア提督余に語て曰く、余等は此れより再三再四來り訪ふて余等の最も親愛なる同盟國の軍港たる佐世保市民に會すべしと。茲に於てか佐世保市民たるもの須らく佐世保市の經營を主觀的たらしめ、既に延ばされたる西海岸の線をヨリ已上に延長せんとを、余は佐世保發達史の卷頭に余の希望の梗概を序し得たるを慰ぶものなり。

明治庚戌臘月蓬萊園驟龍閣に於て

鷗洲　松浦厚識

自叙

佐世保に由來歷史なし、歷史なきにあらずと雖も歷史として存すべき記錄かし、今や佐世保は軍港地として海の內外に喧傳し佐世保を知らんとするもの頻々たるは賀すべく慶すべきに拘はらず未だコレを世に紹介すべき歷史かきは蓋し恨事なりとはせずや、予乃ちコヽに感あり先年筆を呵して佐世保發達史をものせん事を企て汎く諸書を涉獵し進んで實地に就て考証を試み依つて以て未定稿を得たりと雖も從つて研究すれば從つて疑問を生し幾度びか稿を改め考証を遂くる事殆んと四星霜、今秋漸く確定稿となしコレを印刷に附するに至れり、然れども時恰かも年末に際し豫期の目的を達する能はずして上下兩卷に分ち本年上卷を發刊し明年下卷を刊行するの已むなきに至りたるは殊に世に謝せざるを得ず。

予がものせる佐世保發達史は佐世保を中心としたるものにあらず社會の變遷、四圍の事情より研究して以て佐世保の暗遷默移を說破じたるものなり、故に名は佐世保發達史と云ふと雖も正しく肥前西北史なり、コレ本書を編纂するに當つて殊に普通の歷史と軌道を異にせる顯著なる點なりとす。

自叙

古代より終始一貫せる佐世保の歴史を說かんとするは至難中の至難にて茫々たる沙漠を辿り行くが如く又暗中物を探るが如し、予が本書を編纂するに當つてや有形無形少からざる困難を感したり而かも捲まず撓まず素志の貫徹に努め或は先輩者を訪ひ或は遺蹟古墳を索ね更に諸書を參照して一條の微光を闡明し漸くにして脫稿の榮を得たり殊に諸家系圖の如きは最も苦心の極に成りたるものにて以てソノ正鵠を得たりと信す、然れども大躰に於て未だ完璧たる能はざるは勿論なり幸ひに識者の指導を俟つて更に光りを添ふ所あるべし

本書編纂に就ては諸方面より多大の援助を與へられしはコゝに特筆して感謝の意を表せざるを得ず、而して松浦伯爵家の井上寅之介、平戸女學校長佐々澄治兩氏の本書校閲の任に當られしは感銘措く能はざる所なり、尤も年末匆々校合に附せし事とて最終のページは校閲を經るの遑なかりしは亦大ひに謝せざるべからざる事ありとす

明治四十三年十二月佐世保軍港新聞社編輯局に於て

似水生　**北島榮助**

纂例

一、本書は全篇九章に分ち茫漠時代より藩制統一時代即ち德川時代迄を上卷に收むる筈なりしも印刷の都合により群雄割據時代迄に止め德川時代以下は下卷に收載する事とせり又上卷に挿入すべき寫眞版多々ありしも印刷間に合はざる爲已なく下卷に集載する事とせり諒焉

一、本書は主として編年躰に依りたれども事の本末を混同し首尾の貫徹せざる個所は時として叙事躰により缺を補ひたり

一、文中　○印を附したる分は本文と關聯せすたゝ參照として又は本文に註を加へたるものと知るべし

一、本書を編纂するに當つては各書を考証し悉く異同を訂して遺憾おきを期せり故に本書は最も正確なる史料として世に歡迎せらるべきを信して疑はず

一、文中「是れ」「之れ」「其」「也」「茲に」「爰處に」とあるは引用書目原文の儘にして「ソノ」「なり」「コゝに」とあるは編纂者の筆に成りたるものと知るべし尚ほ此類を求めなば他に多々あるべし原文を引用するには努めてコレを沒却せざらん事に力を注きたり

引用書目

本書編纂に就ては左の書目又は舊記斷片を引用し以て悉く誤謬を訂正せり本文中何々書によると附記せし靡あるも單に訂正に止めしもの少からざるを以て引用書目と對照せば更に研究の歩を進むるの便あるべし

古事記　日本書紀
古事記傳　魏史
古代志　早岐古代觀
萬葉集　三代實錄
肥前風土記　大日本地名辭書
廣田住吉神社緣起書　鄉社住吉神社々傳
松浦舊記　志自岐神社由緒書
日本後紀　大村舊記
源平盛衰記　松浦系圖
和名類聚抄　日本紀略
筑紫散見　東夷列傳
古代の研究　皇代一覽
新選姓氏錄　陶磁器史論
戸御崎神社由緒書　壹岐史
古事類苑　鎭西要略
和漢年表錄　續日本紀
大村系譜　大村戰記
藩翰譜　松浦家世傳

大曲記　三光譜錄
少二資賴遺書　靖方溯源
宗家松浦系圖　和漢三才圖會
佐嘉系圖　刈屋庄本
今福系圖　紫加田系圖
神崎史　龍造寺記
水江系譜　龍造寺系圖
泰嶽公年譜　西方東漸史
平戸貿易史　肥陽軍記
針尾島舊記　日宇白岳神社舊記
印山記　伊萬里文書
志自岐神社舊記　本朝武家沿革圖考
元祿分限帳　新豐寺年代記
深江記　宛陵寺記
壽福寺舊記　佐々舊記
長崎年表　水江事略
西方寺舊記　敎法寺舊記
壹岐史拾遺　大日本貿易志
外交史稿　長崎實錄大成
福石山舊記　舊記斷片

佐世保發達史上卷目次

（一名肥前西北史）

第壹章　總論

佐世保發達分類……二
海潮論……八

第二章　茫漠時代

（自大古至後冷泉天皇治歷四年紀元千七百二十八年）

古事記より見たる九州の古名……一〇
魏史の九州觀……一一
松浦郡と松浦川……一三
土蜘蛛種族と地名速來（早岐）……一七
針尾島の古代觀……一九
廣田の住吉神社……二一
古代における肥前西部の狀態……二四

相神浦始めて正史に現はる……二六
第三章　開發時代
（自後二條天皇延久元年至後鳥羽天皇建久二年紀元千八百五十一年）
大村祖始めて大村に下る（大村家系）……二九
松浦始祖御厨に下る……三八
彼杵彖州鷹島福島山代有田の併領……四一
松浦家略譜……四三
阿部宗任と松浦家……五三
御厨公族分布の狀況……五六
肥前の形勢……五八
爲朝黑髮山に大蛇を退治す……五八
源頼朝活躍の波動……六〇
第四章　勢力扶植時代
（自後鳥羽天皇建久三年至後土御門天皇應仁二年紀元二千百二十八年）
松浦黨の形勢……六三
宗家松浦系圖……六五
宗家松浦と佐世保……六八
大村家紋の起因……六八
大村松浦の接觸……六九
峰五郎田平城主となる……七〇
上松浦の五家と下松浦の八家……七一
蒙古來襲、松浦黨活動……七二
松浦黨系統詳解……七四
蒙古來襲と志自伎神社……八〇
蒙古役と大村親澄……八一
平戸鋭川由來……八二
鬼肥州の御醍醐天皇擁護……八三

筑前多々良ヶ濱戰爭……八五
大渡長者の事……八六
相神浦と足利氏……八八
九州の潮勢……八八
大內氏と菊池氏……九〇
大村氏と足利氏……九二
松浦黨の攻守同盟（松浦黨の血判）……九二
波多別家松浦有田山代八並値賀の略系……九七
平戸松浦と大內との干繫……一〇二
松浦黨の第三回攻守同盟……一〇三
佐々の正覺寺御厨の慈光寺建つ……一〇六
白狐山城包圍……一〇七
紐指始めて平戸領とある……一〇八
松浦是興足利義敎に謁す……一〇八

獅子村の妙性寺旧平の是興寺建つ……一一二

第五章　群雄割據時代

（自後土御門天皇文明元年至後水尾天皇慶長十九年紀元二千二百七十四年）
平戸中興の祖天叟の事……一一三
大村純治好竹城を築く……一一四
有馬大村の不和……一一五
大村純伊の危難……一一五
大村純伊早岐城の腰に潛む……一一七
大村純伊佐々村に匿る……一一九
相神爲、有田、宮野……一二〇
武雄及宮野と後藤氏との干繫……一二〇
大村紀伊南風崎城に迫る……一二二
松浦豐久佐々を領有す……一二三

目次

平戸の縁組政略……一二三
平戸と田平の戦争……一二四
田平の勝昌有馬に奔る……一二六
有馬貴純の平戸城攻圍……一二七
松浦弘定大内に便る……一二八
志佐家における純の一字……一三二
澁江外記と後藤伯耆守の爭闘……一三三
平戸崎方の金胎寺建つ……一三四
平戸と田平の縁組……一三五
田平城主血脈分布の狀況……一三五
松浦諫佐世保を領す……一三六（一四七）
相神浦太智庵城陷る……一三八
幸松丸生擒せらる……一四二
幸松丸有田唐船城主に奪はる……一四三
太宰少貳政資の戰死と其略譜……一四七
太智庵城陷落後の佐世保及相神浦城主の朝鮮貿易……一五二
佐世保西方寺の考證……一五三
佐世保教法寺の考證……一五五
佐世保平戸領となる……一六〇
肥前五島騷動顚末……一六二
大内義興前勝軍義植を奉す（松浦の應援）……一六二
幸松丸相神浦飯盛城を築く……一六三
東尚盛平戸へ逃る……一六四
大内氏と少貳氏との戰爭……一六六
龍造寺系圖抄錄……一六八
陶尾張入道々麒美津山敗軍の恥辱を雪がんとす……一七二
大村の形勢（境界確定の必要）……一七二
大内義隆書及刀を松浦興信に贈る……一七三

平戸白狐山城再築……一七三
松浦隆信飯盛城を攻む……一七三
松浦隆信鷹島を攻む……一七八
飯盛城再度の包圍……一七八
有馬純平戸相神浦の居中調停を計る……一八〇
大村純伊の大村回復……一八〇
大村純前の三子貴明後藤伯耆守の養子となる……一八二
大村領の境界定めと佐世保……一八三
佐世保の干繋を說く……一八三
多久方面の潮勢……一八五
唐津波多と聳州の確執……一八五
波多後室と有馬氏……一八七
波多後室佐嘉に逃る松浦隆信の調停……一八八
島原有馬の權勢大に昂る……一八八

有馬の二男相神浦の養子となる……一八九
大村純忠須本を征す……一八九
鉄砲と平戸との干繋に就て……一八九
松浦鎭信諫早城主の女を娶る……一九〇
大村純忠の鉄砲渇望……一九一
大村純忠横瀆浦を開く（佐世保の反響）……一九二
針尾島の考證……一九三
肥前大河野の戰闘……一九四
有馬仙岩大軍を率して千葉及龍造寺を討つ……一九四
相神浦聲援を有馬に與ふ……一九六
有馬勢の退却、龍造寺の發展……一九七
後藤貴明有馬に背く……一九八
後藤宮野城主武雄に移る……一九九
針尾瀬戸の衝突……一九九

松浦隆信三男後藤貴明の養子となる貴明早岐を隆信に献す……二〇〇
諫早と武雄の提携……二〇〇
早岐四個村平戸領となる……二〇〇
彼杵松竹城の戦争……二〇一
相神浦の二年役……二〇一
相神浦養子五郎有馬に歸る相神浦佐世保に合せらる……二〇四
志佐城主の叛心……二〇六
有馬五郎有田唐船城主となる……二〇六
松浦隆信の唐津出陣と敗報……二〇七
宗對馬守の戰死……二〇八
ダヤン(自安和樂)の由來……二一〇
有馬五郎の陰謀と山本右京の忠誠……二一三
西の岳おさえの塔の由來……二一四
山本右京誤つて父を射る……二一五

後藤貴明大村城を攻む……二一八
佐世保城主遠藤但馬の逆心……二一九
遠藤但馬飯盛川に誅せらる……二二二
遠藤但馬伏誅後の佐世保と赤崎伊豫……二二四
赤崎伊豫の考證……二二七
將軍義昭衣服を松浦隆信に賜ふ……二三一
龍造寺隆信の鏡城包圍……二三四
松浦隆信の大村攻撃……二三五
龍造寺隆信須古城を攻む……二三六
後藤惟明父貴明と和せずして平戸に歸る(龍造寺の武雄應援)……二三七
龍造寺隆信後藤貴明を幽閉し龍造寺家益の弟を武雄城主たらしむ二三九
後藤惟明日宇佐世保を守る……二四〇
白岳神社の由緒と福石觀音由來……二四〇
後藤又兵衛基次武雄に生る……二四四

目次

靈童早岐に出現す……一四四
井手平城の陷落……一四五
早岐大念寺の建立……一四八
聯合勢廣田城に迫る……一五〇
龍造寺と松浦の和親……一五二
龍造寺隆信の勢力益々增大す……一五三
禍爲既に平戸に併せらる……一五四
龍造寺隆信大村を討つ……一五四
龍造寺隆信と松浦隆信……一五五
長崎櫻馬塲の戰爭……一五六
龍造寺隆信須古城に移る……一五六
松浦鎭信多久城主に隣交を求む……一五七
松浦と大村の戰爭(彼杵城の包圍)……一五八
松浦領主將士を慰む……一六三

大村純忠濱の城を攻む……一六四
平戸大村の境界確定……一六五
松浦隆信剃髮す……一六七
當時の佐世保僅々四十六軒……一六七
九州の形勢……一六八
豊臣秀吉九州諸候を引見す……一六九
平戸六萬石の基礎確立す……一七〇
佐世保方面の歷史的推移……一七〇
平戸大村の姻戚千葉……一七一
大村所領土地比較……一七三
松浦鎭信の征韓從軍……一七五
佐世保八幡神社に就て……一七六
法印隆信の訓戒書全文……一七七
朝鮮征伐覺書全文……一七九

征韓における松浦鎮信の活動振り……二九四
波多三川守改易さる……二九六
志佐壹岐守の卒去と其子孫……二九八
大村喜前玖島城を築く……二九八
平戸の勝音院印山寺成る……二九八
石田三成の亂と平戸領主……三〇〇
松浦豐後守信實閉居せらる……三〇一
松浦久信の卒去……三〇三
松浦壹岐守隆信德川家康に謁す……三〇四
平戸龜岡城の燒棄……三〇四
勝音院の燒棄(住職の憤死)……三〇四
九州諸侯の動靜……三〇六
有馬の變と松浦鎮信の薨去……三〇六

佐世保發達史上卷目次　終

佐世保發達史　上卷　(一名肥前西北史)

松浦伯爵家々扶　井上寅之介校閲
私立平戸女學校長　佐々澄治校閲
佐世保軍港新聞主筆　北島似水編纂

第壹章　總論

子孫を聞く、沼々たる波浪の打寄する所は即ち文明の起る所なりと、四面環海の國、津々浦々の多き、南は黑潮の暖流に洗はれ北の方、白令の寒潮寄せ來り茫々たる南洋萬里の潤風は漠々千里の曠野より吹き來る大陸凛烈の氣と相鬪ふてコヽに鬱勃變幻の壯觀を呈す、朝には白皚々たる越路の山に氷雪を踏み夕には水溶々たる瀨戸の海に煙霞縹渺の月を眺むべく寒帶の松柏は熱帶の蘇鐵竹籟と相併して繁茂し共に〳〵同一なる系統の國語を操つり日本人なる意識の下に團結せり、日本人はソノ天然よりして既に包括融合の人民なり、ソノ文物信仰亦敢て此天然に背かんや古來島嶼の文明と大陸の人文とは復コヽに合して開國以來三千年、思想信仰を包括し

雲蒸龍變の壯觀を呈せんとする洵に偶然にあらず。

史眼一顧、茫々たる三千年の昔、建國の始めよりして我日本は海の一字を完全に利用せり、守るに城壁なく據るに塹濠なく四面明ケ放しの寒空に肌身を曝らす日東男子は唯此海に賴つて命脈を繋げり、我大和民族は擧手投足海水に洗はれ潮流に鍊はれ以て文明の精華を放てり佐世保軍港蓋しソノ一ならん。

佐世保方面に就てツラ〳〵既往の歷史を通觀すれば景行天皇の御世、熊襲の叛徒征せらるゝや今の早岐は既に開發の芽を吐けり遣唐使の擧一たび現はるゝや今の相の浦は方さに正史國史の認むる所となりたりき、源平軋轢の後を承け鎌倉執權となり更に室町時代を迎ふるに當り世は生存競爭の活舞臺に立ち群雄四方に割據して各々ソノ威を揮ひ勇を競へり而かも彼レ等は打寄する波浪を唯一の武器として勢力の楔子を根底深く打込めり、今の佐賀縣今福の一鄕を始めとして肥前の唐津及び平戸半島亦彼の海潮に洗はれ文明の空氣を誘ひ來き、斯くて幾百年の暗闘は互に融合包括の原動力を作り內外相關、彼我連結、肉迫突進して而して燦然たる精華を佐世保の一角に發揮したるは實に今日の賜物なりと雖もコレが遠因と潛勢力とは遙か壹千歲の昔時に存在するを知らざる可らず、然り佐世保は光輝ある歷史のページを重ねて社會に雄飛し海潮

の餘滴は年と共に相凝結して今日の隆と昌とを極む、ソノ遠因既に王朝時代にあり、ソノ潛勢力既に船運の發達にあり、軍港の士民多々益々海を利用し應用し曙彩をして更に長へに發揮せん事に腐心する奚んぞ怪むを要せん、予や將さに名譽ある佐世保將來の長計を說破せんとするに際し過去現在の趨勢に徵し幾度びとなく繰返しつゝ辿り行く歷史の片影を捕捉し來つて論定の根據と爲す誠にソノ當を得たるものなからんや蓋し史的眼光曠開の足跡を窺へば前後壹千有餘年、史績の起伏するもの參差縱橫殆んどソノ繁に堪へざる如くなれども緻密ある思想、明晰ある頭腦克くコレを觀察すれば此間截然として區別あり以て七期に分類せられ居るを知る、偉ありとすべし。

大古は漠たり今遽かに判す可らず景行天皇はソノ十二年熊襲を征せんが爲め豐前の宇佐に行幸あり臣神代直をして火の國なる彼杵郡速來の里に差遣せらる、按するに速來は既に四通八達の要津と認められき而して此時始めて開發の芽を吐けるに似たり速來實に今の早岐にして爾來コレを中心として西に東に益々展開しつゝあるに似たり更に眼を轉して北の方なる相神浦を眺むればしろ〳〵の別當既に此地の開墾を爲し以て大に爲すあらんとせり、當時火の國の一部なる肥前國は松浦彼杵の兩郡に於て著しく文明の曙光を認めき神功皇后一たび三韓を遠征せらるゝ

や今の唐津附近は航路の起點となれり斯くして漸く勢力は西に奔れり加ふるに遠來よりせる西力東漸の動機は進み且つ進みて彼の唐津方面よりせる東力西漸の動機と盆に相闘ふに端なくも今の長崎縣北松浦郡管轄に屬する佐賀縣伊萬里と程遠からざる今福は勿然として湧起したるなれ古昔に見へたる御厨莊卽ちコレなり、左れば九州の探題として有名なる加藤左衛門重氏の如きも一たび筑紫に下るや彼の御厨莊たる今福に居邸を構へたりとさへ傳へらる今に於てコレを偲べば茫として夢の如くあり、要するに御厨莊を中心とせる火の國の一部は時の朝廷に於て殊に注意を拂ひつゝありき從つて更に之を開發せしむるの方策なかるべからず果然延久元年に當りて嵯峨天皇の十八公子河原左相源融の子孫源久御厨檢校として今福に下る、コゝに於て附近一帶の地は傳系的に文明の曙光に浴せり、コレを第壹期茫漠時代とす。

源久始めて今福に下るや時の文化は嶄然として頭角を現はせり、而して今の佐賀縣伊萬里及び有田附近は此時に於て社會の認むる所となりたりき、間も無く唐津は源久の子孫の居する所となりたりき、然れども佐世保なるもの未だ世に顯現する無し、偶々源久の子孫が今の北松浦郡なる田平に住するや、呼べば應ふる平戸は必然の理數としてソノ根據地たらざるを得ず、平戸公族コゝに於て始めて胚胎す、而かも正史國史の認めたる相神浦は社會の進運と共に益々驟足を延ばし平戸と相神浦とは永久に連鎖を保持せざる可らざる自然の運命に推移せり、此間前九年後三年の役あり保元平治の亂あり超へて源平兩氏の軋轢となり源賴朝武門の大權を掌握するに當り平家の殘黨津々浦々の邊に逃竄しけるが今の長崎縣彼杵と川棚の中腹たる洞ケ峠は實に當時彼レ等の籠居せし個所なりき、潮勢斯くの如きを以て平戸相神浦よりせる高壓と彼杵早岐有田よりせる高壓とは各々ソノ相合する所に向つて、大音響を發し更に文明の光りを放たざるを得ず、況んや此附近一帶は航路の便宜しきを得、支那朝鮮の往復地點たりし觀あるに於てをや、佐世保なるものは此時油然として眞個湧き出たるが如し、コレを第二期開發時代とす。

源賴朝、府を鎌倉に開くや日本六十六個國兵馬の權はソノ掌中に收むる所となりぬ、平戸領主此機を利用して荐りに勢力扶植を計れり蓋し領主鎌倉に赴き本邑安堵の命を賜はり國に歸りたるソノ一なり建保年間賴朝より領地を割き與へられたる如きソノ二なり、北條氏の末葉天下麻と亂れ絲と紛るゝや領主時に綸旨を奉し大ひに盡瘁する所ありこは抑も出色の文字なりとすべし、而かも足利尊氏大權を收攬するに當り世は稍々泰平の夢を結ぶに至りしと雖も幾何もなくして亦もや馬は嘶き劒は鞘より離れんとす松浦黨の聯合同盟コゝに於て乃ち起れり世に所謂宗族會盟抑もコレなり斯くて松浦黨は一面將軍と親近し他の一面士民を慰撫し汲々として牢固被

く可らざる政策の下に領地采邑を完全に保全せり此潮勢に驅られたる佐世保は幸ひに馬蹄の蹂躙する所とならざりしと雖も地や既に東上の街路に當る、進軍の將は素より此地の草露を踏破せざるべからず要するに、佐世保亦當時の要害地ありし也、佐世保の天地は斯くの如くにして室町時代の末葉に於て漸く事實的に扶植せられんとしき、コレを第三期勢力扶植時代とす。

足利氏の政治宜しきを失するや天下殆んど紛糾し群雄四方に割據せり、此時九州の形勢を展望すれば豊後の大友、筑前の大內各々勇を振ひ加ふるに佐嘉に龍造寺あり大村に大村純忠あり平戸の松浦弘定、相神浦の松浦政、宮野の後藤貴明、有田の池田某及庄山某ソノ他弘安の役に武勇絶倫の名聲を博せし松浦黨の餘族は到る所に充滿して強きを恃み弱きを侮り互に爪牙を逞ふせり、從つて戰亂歇む時あく佐世保の風塵既に馬蹄に蹴られ琵琶の灣頭、艨艟に碎かれ日として寧日なく歲として寧歲あく人民堵に安んぜず戰々又競々只管難を避くるに忙はし、漸くにして世は豊臣の時代となり稍々統一の緒に就きしと雖も、征韓の壯擧は九州人士を驅つて鷄林の八道に武威を振はざるべからざる場合に遭到し平戸の松浦鎭信厥然起つて朝鮮の山川を風靡し勇を四方に輝せりコレを第四期群雄割據時代とす。

征韓の役收まり德川家康快刀以て亂麻を斷ち統一政策を實行するや諸侯各々領土の保全に安んじ專ら藩制の刷新を企圖し政治法律、產業、土木の各方面に向つて改善を實にし學事の進步、工業の發達燦として天日に似たり、此間三百有餘年、平戸半島より流れ來る文物の急潮は滔々として佐世保灣頭に襲來し波浪の打寄する所、百般の事物皆新ならざるはなし、佐世保は此時期に於て既に社會の認識する所となりしなり、コレを第五期藩制統一時代とす。

嘉永六年米國水師提督浦賀に來り貿易を求む開國攘夷の說囂々たるを數條の導火線として火藥は幾度となく爆發しぬ、次で伏見の役あり、戊辰の亂あり、革命の曙光は有らゆる困難を踏破しつゝ維新の御世と夫に益々堅實を加へ明暗兩界の朱線を瞭斷に畫けり佐世保住民は維新の革命に遇到して魂飛び眼眩せり、氣候の激變は人身に害あるソレの如く文明の高潮時に有爲轉變を速かならしむる感なきにあらざりしも五年と去り十年と過ぎ佐賀の亂、西南の變を送迎して國會開設の詔勅煥發せらるゝに及び四民平等の權、人材登用の擧は門戶開放と共に行はれ人は次第に政治の面白味を知り、社會の變遷急なるを喜びつゝ大勢の動く所と並馳し賴つて以て明治十九年を控ゆるに當り天なる哉、時なる哉、軍港設置の議廟堂に畫かれ臺閣に動きて佐世保をして軍港たらしむる勅令公布せられき、佐世保はコゝに於て一躍して幾段の階級を夢の間に

飛び上れりコレを第六期活動時代とす。

佐世保既に鎮守府所在地と指定せらるゝや面目は一新せり日に新にして又日に新たなりとは異個軍港指定後の佐世保を指せるものならん歟、寒村僻邑今や化して鷄犬四隣に鳴吠する殷盛を釀し一躍に次ぐに三躍を以つてせり偶々日清事變あり海軍の策源地たる佐世保は世に喧傳せられ續ひて北清の變あり發展の基礎益々鞏固となり、戸口の增加は遂にイッ迄も村制に安せしむる能はず破格にも市制を施行すべき盛況に遭到せしに就ては渡邊修市長として重大ある責務を有する椅子を占め社會の進歩に後れざらん事をコレ努むるの結果功蹟空しからず着々施設事業は實にせらるゝ時此時、空前の壯擧たる日露戰爭は演せられたり佐世保はコヽに於てソノ名聲を海の內外に發揚し百花一時に開けて燦爛たる光景を畫きしは誠に此時にてありき、東洋の戰雲ボーツマウスの條約に依り收まるや市長渡邊修は斷然冠を掛けり、市長推薦問題はコレを動機として湧出し虎舞龍躍の奇象を呈示せりと雖も、內田政彥ソノ後任として市長の椅子を占め創業守成兩者の難關に處すべく猛然として起ち佐世保全市の興廢存亡を双肩に荷ひて今日に及べり、コレを第七期全盛時代とす。

以上前後幾千年の事蹟を通覽すれば時に興廢あり勢に消長なきにあらずと雖も詮し來れば只夫れ海の二字の利用に依り今日の隆昌を來せしは何人もコレを否定するを得ず、高きに登つて海を望めば凍りたる胸に新たなる希望湧き、扁舟を放つて波濤を弄べば枯れたる頭に又新たなる思想浮ぶ、靑く深く想像豊かに感情高き海の胸裡は文明に滿たされたる偉大なる寶庫あり、ソノ深々爽々たる底は神學と哲學と神秘との淵叢なりと知らずや。

海は常に五州を包むの絶大なる實体の中に萬物を化してソノ組織分子と爲すの大消化力を貯へソノ創造の新趣味新思想を漫々たる全面に蒸騰せしめ人の飽くまでコレを吸收するに任す、コレを吸收して創造力を養ひ得ざるものは畢竟醫治す可らざる病者のみ、而かも佐世保は偉大なる創造力を涵養し得て突飛的發達を爲せり以て偉大ならずとせんや予は佐世保港民が深く長く偉全なる組織分子と爲すべき大消化力を貯へ海上五十餘丈の所を流るゝ海も山も一齊に驚天倒地の震動を保も盛へに榮へん事を翹望して止まざるものなり。

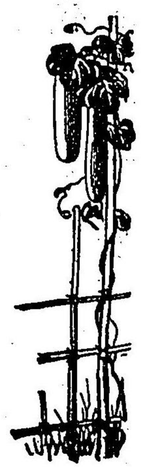

古事記より見たる九州の古名

第貳章　茫漠時代

（自大古至後冷泉天皇治歷四年紀元千七百二十八年）

朝かすみ芝浦の岸を掠むる白帆の影には、相房総の海より非運を人類の腹底に斷送すべき魚介を積み、夕しぐれ隅田の流を溯る苫舟は江戸草創以來詩中の物にして亦畵中の物と定評あれども、苫一枚剝ぎし下を打見やれば俄に興趣の寂然たるかからんや、頭巾を冠り被布を着たるものは風流以て皮一枚剝がるゝを禁物とせり、佐世保の歷史抑もコレに似たり今や百花燦爛人目を眩惑すと雖も遠く既往に溯れば濱邊を歩み行く人の船唄深き森の中、却つて身に泌む哀れを催すのみ。

以下章を積み節を重ね社會の變遷より見て佐世保に於ける發達の順序を辿らんとするに當り立說の順序として古代の九州觀を試みるは寔に已むを得ざる所、史を按するに古事記に依つて檢索せし九州の古名左の如し。

一、熊曾國　（即ち熊襲今の九州本土）

二、伊伎島　（今の壹岐の國）

三、大島女島　（此二島に就ては種々の說あるも古代の早岐觀には平戸の北海なる大島姫島とあり）

四、知訶島　（即ち値賀島にして今やソノ名は小値賀の一小島に殘れり）

等しく九州と云ふと雖も神武天皇の皇居となし給ひし日向方面は本史に干繫なきを以て單に肥前を包圍せる四方の形勢より筆を執る事とせり而かも肥前は元と火の國と號し肥前肥後を合稱せしものなりしが崇神天皇の朝に至りコレを分割せられしより（日本書紀に據る）筑紫散見は魏史を引用すらく。

畢竟魏の時代に於ては百濟は尙伯濟一國に止まり新羅も一部に止まりしなり而して三韓に王たる辰王は馬韓より出で月支國に治せしなり斯く半島の雲霧を開きたる魏の使臣は又異面の人を見んとてか日本にも渡來せり彼は帶方郡（今の黃海道）より船に乘り海岸に沿ひて水行して韓國を經、或時は南し或時は東し其の北背狗韓國より對馬に至り末羅（即ち松浦又は末盧）に渡り東南陸行して伊都國に至れり伊都國は郡使の往來するに當り常に駐まる所にして二人口千餘戸あり世襲の王ありて女王に統屬せりと云へり夫より東南奴國に至れり人口三萬餘戸あり是れ嘗て光武より印綬を賜はりし奴國なり之れより東行して不彌國に至り南投馬國に

至れり南邪馬臺（ヤマトと訓す）に至れり女王の都ある所にて水行十日陸行一月、七萬餘戸ありと云へり其の國元と男子を以て王となしたりしが七八十年前より國亂れて相攻伐する事年を經たりしかば乃ち其の一女子を立て王となせり名を卑彌呼（ヒミコと訓す）と云ふ年已に長大にして夫婿なし男弟ありて國を治む（魏史の意譯）

此記事を更に了解せしめん爲め參照として左の材料を臚列す

耶馬臺は筑紫の山門郡ありと云へり其の後の研究によれば開化崇神の朝に耶馬臺人（大倭王）來れる事あり彼の筑後山門縣の主人ならん（星野博士の說）

耶馬臺に來れる魏使は任耶府設置以前の事なるべく光武より印綬を賜はりし奴國に就ては左の記事見へたり

光武大元二年倭奴國奉貢朝賀使人自稱大夫、倭國極南界、光武賜以印綬（東夷列傳）

倭の奴國と讀むべきものにて往古儺縣（ナノアカタと訓す）今の那珂郡なる事疑ふ可らず天明四年三月二十三日筑前國那珂郡志賀島の田中に於て一箇の金印發見されたり其の書は漢倭奴國王印と誦まれたり是れ後漢の光武が賜りしものなるべし是に至りて日本の發船地は筑前儺縣即ち今の博多にして耶馬臺とあるは筑前怡土郡ならん（三宅米吉氏の所說）

按ずるに魏史に卑彌呼とあるは神功皇后攝政時代に漢國に赴ける女官卑彌呼の事あらんが此女官は單獨渡國に入り漢王以下に引見して位を授けり彼レは爾後二度歸朝し禮狀を發せる事あるは歷史の現に認むる所たり又魏使の渡來は田口卯吉氏の著なる「古代の研究」中崇神、垂仁の朝ならんと解說せるもソノ後の研究に依れば開化、崇神の朝と判明せるより推せば實に紀元五百五十年代の頃ある如し然らば松浦てふ名稱はイツ頃より起りしや單に熊襲なる九州本土の名稱中に呑吐せられしのみにて詳かに知るを得ず彼の壹伎島の如きは古事記編纂以前に於て早く世に知られしは魏の使臣が語りとして對馬に至るとあるによりても朗らかなり天日鉾もふ新羅の王子が大國主の治化を慕ひて歸化せるを見れば出雲を交通起點とせるソレ以外に於ては必ずや對馬、壹伎に依りたるや論あきなり、松浦てふなる名稱の世に遺されたるは恐らく魏史を以し最古のものとすべし而かもソノ區域極めて廣大と傳ふるものさへあり扱ても神功皇后三韓を征伐せらるゝに及び唐津に立寄り給ひし爲め種々の遺跡を今に傳へぬ一に曰く。

新羅を討んと思召し肥前松浦の河にて釣を上げ我が思ふ事叶ふべくんば此餌を食むべしとて釣竿を翳げ給へば鮎を得たり今に至るまで鮎多し（皇代一覽に據る）

松浦の河とは今の松浦川の事ならんが皇后玉島川の側に進食せられ針を曲げて釣となし粒を執

つて餌となし河中の石上に立ち釣を投げらる斯くて竿を擧げ給ふるに細鱗魚を獲給ひければ「メヅラシ」とのたまひぬ、時人ソノ處を稱して「メヅラシの國」と稱したり（日本書紀に據る）しが後ち轉訛して松浦となれりとは一般世の傳ふるもの、予は此松浦の起原に就ては本史に於て研究の要を認めずたゞコヽに一言した處は皇后征韓當時の松浦ソノものは極めて廣大なりしもソノ後著しく縮少されし事にて开は聖武天皇の天平二年七月十日（紀元千三百九十年）筑前國司山上憶良が奉れる和歌二三首を見ても明かなり以下萬葉集に依り摘記する事左の如し。

○遊於松浦河序

余以暫往松浦三縣、逍遙聊臨玉島之潭遊覽忽値釣魚女子等也、花容無雙光儀無正、開抑葉於眉中發桃花於頰上、意氣凌雲風流絶世、僕問曰誰鄕兒等若疑神仙者乎、娘等皆咲答曰、兒等者漁父之舍兒、草庵之微者、無鄕無家何足稱云、唯性便水復心樂山或臨洛浦而徒羨天魚、乍臥巫峽以空、望烟霞今以邂逅相遇貴客、不勝感應輙歡曲而今而後、豈可非偕老哉、下官僕曰、唯々敬奉芳命時日落西山驪馬將去、遂申懷抱圖贈詠歌曰

河佐里須流、阿末能古等母等、比等波伊陪、騰美流爾之良延、奴有麻必等能古等

答待曰（松浦娘）

多麻之未能、許能可波加美爾、伊返波阿禮、騰吉美乎夜佐之、美阿良波佐受

○蓬客更贈歌

麻都良河波、可波能世比可利、阿由都流等、多々勢流伊毛何、毛野蘇奴例奴

○和松浦仙媛歌

伎彌乎麻都、麻都能干衣能越、等賣良波等、己與能之爾能阿、麻越等賣可妄憶良聞方岳諸候都督利史、並依典法巡行部下察其風俗、意內多端口外難出、以三首之鄙歌、欲五臟之鬱結、其歌曰

麻都良我多、佐欲比賣能、故河比列布布斯、夜麻能名乃美衣、伎々都々遠良武（以下三首略）

以上は萬葉集第六卷に載するもの前二者はソノ序に示す如く筑前國司山上憶良が松浦に遊びし時の有樣を活寫せるもの即ち前記皇代一覽の記事たる松浦河と呼應す後者は諸國巡視の爲め呼子の加部島（唐津を距る北西四里弱）に行き田島神社に詣でたる時に地方の俗謠を以て風俗習慣を推して奏上せし一節なりとす、管下巡察使が敢て他に云ふ所なく單に唐津及び呼子地方のみ松浦と指示したるは遙かソレ以前に比し區域の狹少にありしを立證すべきものたらずや、尙ほ予の意見を慥かならしむる爲め萬葉集の選者橘諸兄が諸國巡遊の際、詠したる和歌の二三首

を揚くべし。

○肥前國松浦郡狛島亭船泊之夜、遙望海浪各慰旅心作歌

可敝里伎手、見牟等於毛比之、和我夜等能、安波疑須々伎、知里爾家武可母（奏田麻呂）

安米都知能、可末乎許比都々、安禮麻多武、波夜伎世伎美、麻多婆久流思母（娘女）

選者はコレを奏上するに當り「末勘國」の出來事なるを以てせり左ればソノ當時松浦の名稱は公に認められたるものにあらざりしが如く然り、ソノ明らかに一個の國として認め得たるは實に繼躰天皇の御宇なりしならん、遙か下つて後土御門天皇の天明三年呼子港に於て西行法師が海上遙かに壹岐を眺めて詠したる和歌、宗祇巡國天角抄に見へたるが此時には既に上松浦あり、夫れより推せば松浦の名稱には種々變遷を經來りし如し貞觀十八年三月の舊記に曰く。

太宰權師在原朝臣行平、起請肥前國松浦郡庇羅値賀両郷、更建二郡號上近下近置値賀島（三代實錄）

コレ實に松浦てふある地名が變化を生し來りし立証にして大古遙かに松浦の國の縮少せられたるものと見て可なり、星移り年換りて値賀島と稱する政治上の一島は更に上近下近の郡名に至りて松浦は益々區域の狹少を告げ、イツカ、値賀島の跡を沒するに至れり而して値賀島は知訶島とて古事記の明記せしのみならず本居宣長は値賀島を五島平戸一帶の總稱と云へる程にて弘

土蜘蛛種族と地名遠來（早岐）

仁四年三月新羅人數名肥前の値賀島に來り土民と爭鬪せし變事を太宰府より言上せし記事日本紀略に載せられたるによりても今の平戸一帶及び五島を總稱して値賀島と呼びしものなるべく而かも松浦は初め此方面にも冠せしめたる廣大無邊のものなりしからんも政治上の激變は遂に縮少するの已むなきに至らしめしものからん歟。

古代に於ける肥前沿岸の發達せし以上說く所の如し若し夫れコレを平戸と今の唐津を両者の極端と爲し半圓形を畫きコレに包まるゝ方面は抑も如何なりしやを研究すれば國造本紀に葛津立國造云々と記せられあり葛津は今の佐賀縣藤津郡の一部にして景行天皇の御世、土蜘蛛を平らげし功に依り成務天皇の時、藤津の國造に苫彥命（トマヒコノミコト）を差遣せられしは肥前風土記の明示するものにて、斯かる諸種の材料を綜合し來れば肥前の全面は到る所遙かに發達し居りしは今より推知するに難らざるべし而して世に所謂熊襲は各所に割據して跳梁し横暴を逞ふせり同しき御世、肥前佐嘉に神あり陶製の人馬を作りてコレを祭る幵は拙著日本陶磁器史論にも引用し來りしもの以て當時如何に熊襲土蜘蛛の種族が跋扈しつゝありしかを知るに足らん。

○註、熊襲と云ひ土蜘蛛と云ふ景行時代に於ける九州の強敵なるべく現に景行天皇豊後西征の折には免名手なるもの車駕に隨ひ土蜘蛛を退治し豊國直なる姓を賜はり又速津媛なる女傑

あり車駕を迎へて土蜘蛛の所在を言上（豊國史談參取）せしより見れば九州の全面には此の種族の蔓延し居りしを證すべし

左れば景行天皇はソノ十二年（紀元七百四十二年）熊襲親征の事ありて豊前國長峽縣に行宮を建てられしが偶々肥前國速來に土蜘蛛の乱あり天皇乃ち神代直をしてコレを討伐せしむ、肥前風土記に云へらく。

昔者日代宮御宇天皇（景行天皇）誅滅球磨噌唹之時、天皇在豊前宇佐濱行宮、勅陪從神代直、遣彼杵郡速來村、捕土蜘蛛於茲有人、曰速來津姫此婦女申言、妾弟名曰健津三間住健村之里、此人有美玉名曰石上神之蓮子玉、愛而固藏不肯示他、神代直尋覓之、超山逃走落石山（今岩峰郡以北之山）即逐及捕獲、推問虛實、健津三門云、實有二色之玉、一者石上神木蓮子玉、一者白珠、雖比嘯砆願以献之、亦申云、有人名曰箆簗、住川岸之村、此人有美玉愛之、固秘定無服命、茲於神代直迫而捕獲問之曰、箆簗之實有之、以賞於御不敢愛惜

速來には有名なる瀨戸あり肥前風土記亦曰く

彼杵郡速來門在西南、此門之潮々來々東、潮落者西涌登涌際、響同電音、因曰速來門、又有松木本者著地、末者沈海、海藻早生擬貢上

大日本地名辞書は古名速來之門（ハヤクノト）と書し柳園隨筆には

速來今は早岐と書き平戸候の領なり門は今は針尾迫門と云ふ

とあり按するに瀨戸の潮速く來るを以て速來迫門（即ち瀨戸）と呼び夫れよりソノ地方を速來と呼び更に早岐に轉訛したるものなるべし、此地方既に古代に於て開發し居りしは正史國史の明らかに認むるのみならず石器時代の遺物さへ往々發見せらるゝに依りても知悉するを得べし彼の北松浦郡御厨村稻荷神社の山麓に於て發見せし石斧及び東彼杵郡崎針村尾柿の浦に於て發見せし石器は正しく古代の遺物にしてコレ等の點より考証すれば早岐の瀨戸（即ち今の伊の浦の瀨戸）を境界としてソノ前後に跨る沿岸は熊襲土蜘蛛の巣窟なりしや殆んど疑ふ可らず、小鯛浦なる戸御崎（トミサキ）神社の緣起こそコレを判する好材料たるべし。

往古武塔（タケトノ）神蘇民（カミソミン）將來の船に乘り鯛の浦に着玉ふ潮に隨ふて小鯛の江に到り是れ淸地と申賜ひき（戸御崎神社々傳記）

予はコヽに至りて此地方に於ける自然的發達の趨勢を明らかに認むるに至りぬ而かも亦針尾島を中心として觀察すれば進化の度著しく差違あるを証せらるべし試みに各神社に於ける祭神を表示する事左の如し。

▲崎針尾　（表面）

一、大崎浦　惠比須大明神、牧大明神

一、柿の浦　惠比須大明神、住吉大明神

一、口木崎　姫神社

一、鯛の浦　稻荷社、辨財天

一　小鯛浦　戸御崎神社

一、名倉浦　惠比須大明神

▲江上一部　（中央）

一、赤　子　大龍神、稻荷社

一、江　上　天滿宮

▲江上一部　（裏面）

一、大　島　牧の神

一、釜の浦　塩釜明神

一、上の原　稻荷社

一、平　松　味耜訛彦根命（ミロトヒココチノミコト）、河原左大臣

以上の神社に就き更に按するに建立の理由大ひに趣を異にせるを發見すべし表面に位する崎針尾村は鎭坐年月の未詳なる點に於て一致し尙ほソノ諸神の靈神及び威德に於に於て一致し自然的發達の徑路に據れり而かも裏面に位する江上村の一部を瞥見せん乎、建立の理由は只時世の變遷に依り祈願又は崇敬の意より發せるもの從つて一致を缺ぐ若し夫れ中央部に屬する江上村の半面を窺はん乎、概して土地の變異、系統の續否等に依り建立せられしを知ると共に進化の度に多大の相違あるを證憑する材料たらむるを得べし。尙ほ古器の鑑定に徵するも戸御崎神社第二の鳥居の建立は實に延久三年とあり又近頃一神社の改築に際し發見せられし一棟札には正德三年とあり當時江上村中堀立小屋僅々六軒と舊記の示す所に依りても開化の度に多大の差違あるを發見すべし、然り八百年代の昔時に於て崎針尾には彼の鳥居を建立する石工ありしなり、蓋し遠因千七百年前に於ける景行天皇の御宇に胚胎せるを記臆せさるべからず、予は進んでコヽに於て崎針尾に面せる今の佐世保が此時に於て稍々世に認められ居たりしを偲ばすんばあらず而して當時早岐は既に曙光を發揮し居りしや論なし。

住吉神社は往古早岐村字上原の仮宮に座て今の廣田村の地に遷り給ひし故に舊九月十九日大

祭の時には早岐潮の目（瀬戸）の仮宮に行幸の式あり（廣田村住吉神社縁起書）

又曰く

往古筑紫郡崎針尾村鯛の浦漁人船にて供奉、此時大神は何れの神にして何の國より來り給ふと問ふ吾は日向國より、名は三筒之男命の靈、住吉三前大神也汝等願事あらば叶ふべしと詔給ふ時に私等は漁人なり永く徭役を免し給へと願ふ今に大祭の時、其の子孫鯛一臺を備ふるを例とす（鄉社住吉神社口傳）

即ち三筒之男命は崎計尾村字鯛の浦より漁船に乘りて早岐瀬戸に上陸せられしものならん而して廣田神社の鎭座は景行成務の御世を繼ぎ仲哀天皇の頃なりしは神祇史に左の記事あるに依て明らかなり。

仲哀天皇神敎に從はず九年九月崩御ましく〳〵しかば皇后息長足姫命（神功皇后）此れを畏み給ひて自ら神主となり國の大祓をなさしめ給ふ（中略）今の廣田神社、長田神社、生田神社是れなり（古事類苑神祇部）

右に啓し建立の次第は推知せらるべきが以上の如く研究し來れば肥前の西北部は大古時代既に歷史の光明を發揮し居りしなり。

當時九州の多くは土蜘蛛の亂にかゝれり彼の豐前豐後の如きも景行天皇の御世免名手てふもの車裂に從ひ土蜘蛛を退治し豐國直てふ姓を賜りぬ此時速津媛てふ女傑ありしが車裂を迎へて土蜘蛛の所在を言上せり左れば九州の全面は斯くして以て漸く聖恩に浴し而して文明の空氣を吸入するを得て姓氏を賜はりコゝに始めて階級制度の確立を見るに至れり鎭西要略抄に曰く。

天平十七乙酉夏五月、筑前筑後豐前豐後肥前肥後日向之人、賜所謂三姓、九州八十氏由起

コレ實に聖武天皇時代にして政治の權漸く一方に集中せんとせるの時なりけり加ふるに海潮に洗はれ交通の便を得たる肥前肥後の如きは賊亂の平定するに伴ひ開柘の實を擧げたるに相違なかるべし。

天慶四年八月、小野好古退治九州而歸京、大藏春實補大宰少貳、藤原慶幸任肥前守、春景胤衍筑前、慶幸之孫蔓肥前兩國三豪家也（鎭西要略）

以上の記事と對照せしむる爲め尙ほ肥前に於ける宗敎傳播の有樣を敘すべし。

肥前國三根郡有隆信沙門、栖山誦法華已滿九千部、時奉納之化盖性空伴侶也、肥前稱背振山東嶺、九千部嶽其處也（鎭西要略）

政治の標は太宰府に聚りたると共に支那の交通に伴ひ佛敎益々旺盛となり肥前一帶は既に此風

古代に於ける肥前西部の狀態

潮に洗はれたるもの丶如し延ひて時の文學者は肥前國より簇生しぬ、中にソノ名を輝かせしは有名なる和泉式部にてありき。

永延三年己丑改永祚、二年庚寅改正暦、二年壬辰歌女和泉式部掩粧、父曰資高藤氏也、從四位任肥前守（系圖作筑前守）其父曰高遠號岡崎三位太宰太貳也、是小野宮相國實頼公長孫也、式部生肥前之杵島邑、以爲和泉守橘道貞妻曰斯或曰式部者多田滿仲之妾也鎭西要略

要するに肥前佐嘉を基點とし一は藤津杵島に奔りて速來（今の早岐）に出で一は佐嘉より唐津に直線を畫き更に唐津以西の沿岸を辿りて御厨に出で速來に集中し二個の精力を綜括して進んて海岸に沿ひ平戸島に達すべき一帶の土地は社會進化の原動力として此時代非常に發達し居りしは爭ふ可らざるの事實なるべし、遣唐使が船を何れの地より發航し迂廻せしめつゝありしやは本史の干與する所にあらざるもコレを動機とし佐世保を中間に置きソノ左右に開ける土地が如何に萌芽結實の順序を追ひ來りしかは自自岐神社の鎭座及び針尾島の領地決定等に依りても明知せらるゝなり蓋し北松浦郡志自岐神社の鎭座は嵯峨天皇の弘仁二年十月朔日にして針尾島の所領決定せるは同しき御世の弘仁二年なるが如く然り。

○參照　志自岐神社覺書　松浦叢記に載る

一、嵯峨天皇弘仁二年十有朔日鎭座

一陽成天皇元慶元年九月廿五日勅使參向儀式にて神祇なる例に倣ふ其後每年二月所年祭あり延喜式にあり

一儀洪年表錄　人皇四十五代聖武帝天平十年戊寅松浦明神現はる

一志自岐山　上宮（裏蓋鳴尊、十城副尊、峰九郎）中宮、七郎大權現志自岐大明神、神島大明神）

一志自岐大菩薩緣記垂七郎宮、一里宮緣記注進書弘安七年十一月十八日

（注進主文）弘安四年宋船襲來所々津々雖着船於當社御前全漂倒矣、是國賊退役之表示也

扨佐世保の對岸針尾島の名稱に就ては神功皇后征韓の折、途次御倚船により命名せられしと傳へらるるも遺憾なから考証の材料なきを以て斷するに由なし而かも指方氏が針尾島を領したるは嵯峨天皇の弘仁二年の舊記に。

指方氏代々指方村一圓村知行之。

とあるに依り知るを得べく差志方の名稱蓋しコレより起る差志方（又佐志方）の墓は神揚の小丘にありと。

○（參照）　佐志方善法の墓

寂照院殿善室儀法居士

江上村緒方免字德正寺にあり卒去年月日不詳なれとも每年七月十五日江上村飯盛山小島寺

相神浦始めて正史に現はる

にて施行を爲す慣例あり遙か下つて德川幕府の初葉善法血族の墓は同村字伊勢川に在り高月宗圓と號し墓碑彫刻の年月は干時慶長十七年七月十日設とあり累代の豪族なり

門頭に立ちて叫ぶも猶ほ反響あり古代より燦然文を爲せし針尾島の進運、呼べば答ふる今の佐世保方面に對し豈多少の反應なしとせんや、續日本紀光仁天皇寶龜七年閏八月の條下に曰く。

先是遣唐使船到肥前國松浦郡合蚕田浦、積月餘日不得信風、既入秋節彌遠水候、乃引還於博多大津曰、今既入秋節逆風曰　臣等望來年夏月、庶得渡海

次に日本後紀桓武天皇延暦二十四年七月の紀に

太宰府言、遣唐第三船、今月四日發自肥前國松浦郡庇良島、指遠値賀島、忽遭南風漂着孤島

と見へたるが肥前風土記云へらく。

近島西有泊舟之停二處、一處曰相蚕停　應泊二十餘船、一曰川原浦應泊壹十餘船、遣唐之使從此停發到美溺良久之濟即川原浦之西濟也、從此發船指西渡之

知るべし遣唐使の發着地は博多より平戸に出で尚ほ五島に入り明州に渡りつゝありしを、明州は今の清國寧波にして安倍の仲麿が『天の原ふりさけ見れは春日なる三笠の山に出てし月かも』と詠したるは此地なり而かも平戸航路は斯の如く發展の域に進むと共に平戸針尾島の間に於ける沿海は朝か夕なに文明の空氣に洗はれつゝありしなり以上引用せる肥前風土記に見へたる相子停は續日本紀の所謂合蚕浦にして田の浦は今の北浦郡に屬する佐世保の近隣相神浦ならんと推測せらるゝに於て乃ち知る佐世保附近は古代に於て自然的發達を爲し居りしを、素より今の佐世保なる地名が當時現存せしものにあらざる可けれど相神浦なる總稱の中に抱括し居りしにあらざるなきやは前後の事情より肯定するに難からず按に據れは日宇と相神浦とは既に奈良平安朝に於て世の認むる所となりたる如し而かも此時佐世保なるもののあらざりき、時なる哉、嵯峨天皇の第十八子河原の左大臣源融八世の孫源久撿非違使に補し從五位下に叙せられ松浦郡御厨撿校となり西下するやソノ子孫四方に蔓延し遂に松浦黨の發現となり佐世保の胚胎となれり松浦氏と佐世保と深緣を有する決して偶然にあらざるなり予は更に繰返へす誰れか千古の萬籟に皷吹して海潮と鬪ひ佐世保の萌芽を實にせしものぞと

第三章　開發時代

（自後參條天皇延久元年至後鳥羽天皇建久二年紀元千八百五十壹年）

廣漠たる邦土の上幾多の町村互に相基立して變遷窮まり無し、觀來れば古今來幾樣の脚色、幾番の活劇眞に社會の一大奇觀なり、蓋し事物の力量は一個人と同しく時に老少の期あり勢に通塞の形あり勢は外に存し機は內に伏し互に相貫聯比較して則ち强弱を爲し則ち盛衰興亡を見る故に古の盛なるもの以て今の盛なる能はす今の弱なるもの亦以て將來の弱たる能はざるは天數自らソノ數を忌むに賴る乎。

想ふに社會は健全なる團聚より成り健全なる團聚は明晰なる歷史によりて發達す日露戰爭の劈頭、海の內外に喧傳せられし佐世保軍港遠く既往に溯り深く史乘を繙けば漁火點々として萬籟眠り月影遙かに西山の峰に落つるのみ、誰れか云ふ今日の佐世保既往の佐世保たるべしと、佐世保は貳十世紀の最初年に於て文明史上明暗兩界の朱線を明確に區劃しき、飛躍的の佐世保、外延の新なるソレの如く內容亦た新たにして思想の大變化は十九世紀の長夢を警破し沼々焉轟々乎としてイツまでも焉たり乎たらしむ、社會進化の最要素たる生存競爭の圈內に屬する外物の刺戟壓迫は不知不識の裡、佐世保村民の思潮を薰陶同化し所謂新日本國民たる智能を啓發せしめたり此智能の啓發したる近因は鎭守府設置にあるや勿論なりと雖も遠因蓋し延久時代における平戶領主の開拓に存す。

大村祖始めて大村に下る（大村家略系）

佐世保灣を挾みて肥前の西部一帶は奈良朝を經、平安朝に至る間に於て進化の端緒を開けるは前章說破せし所の如し、而して州に大貳あり國に縣主あり土地には素より領主なかる可からす況んや四面殆んと海を以て圍繞せらるゝ肥前は航運の發達に伴ひ益々交通の頻繁を生じ制度文物燦然として光輝を放ち施政の要ソノ急を認めたるに於てをや。

左れば人皇六十六代一條院の御宇即ち正曆五甲年年遠江權守藤原直澄は肥前國なる藤津彼杵高來の三郡を勅賜せられて今の東彼杵郡大村に下向したる如き抑もソノ必要に迫られたものにてコレを大村家の始祖と爲す彼レは天兒屋根命廿七世の孫、大職冠鎌足の後裔なり

○（參照）　大村家の略系

大職冠鎌足

小德冠御食子の男、母は大德冠大伊久比の女鎌足內大臣正二位に昇任し天智天皇の八年己巳十月十五日大職冠を授けられ內大臣に任し始めて藤原姓を賜ふ鎌足の姓は中臣にして藤原は其出生地なり

又之を日本攝政の始となす同天皇の八年十月十六日薨去
享年五十有六

不比等
鎌足二男母車持國子君女、內大臣正二位淡海公と稱す
養老四年庚申八月三日薨去六十二歲

房前
不比等二男母蘇我氏父參議正三位中衛大將民部卿天平九年丁丑四月十七日卒

眞楯
房前子母大宰師美濃王女大納言正三位式部卿長者天平神護二年丙午三月十六日卒
內麻呂
眞楯子右大臣左大將從二位弘仁三年十月十六日卒

冬嗣
閑院大臣と稱す左大臣左大將正二位天長三年丙午七月廿四日薨
長良
杷枇大臣と稱す左衛門督權中納言齊衡三年丙子七月卒

遠經
右大臣從四位藏人頭
良範
從五佐筑前守大宰少貳伊豫前司

純友
良範長子從五位伊豫介幼名源八郎實、伊豫國河野高橋前司靈の子、久の子なり、良範養ふて子となし豫洲大洲の館主とす承平年中調物を千振が浦に掠奪す夫より平將門と約し暴威を揮ひ國々を奪ふ事貳拾七ヶ國將門滅後阿波國に新都を構へ自ら藤原親王と號し屢々官軍と戰ひ遂に利あらず天慶六年癸午四月阿波鳴門に入水して死す年四十九藤原蘇我其首を取つて京師に献す奇異多し祇園の小祠に收め祠る

諸友
安藝之介父と共に戰死

諸純
長門之介天慶五年壬寅六月父に從ひ豫洲風早にて戰死
直澄
即ち太村始祖

師澄
二代左衛門太郎
永澄
三代五郎
清澄
四代修理亮

遠澄
五代修理大夫
幸澄
六代丹後守小字藤太郎鎌倉右大將に仕へ家人となる

- 經澄　遠江權守、高來郡を領し有馬に任ず即ち有馬の始祖にして之より有馬大村両家に分れ大村十八萬石は分割せらる
- 澄則　兵部大輔薩摩に住す
- 忠澄　七代藤津彼杵を領し大村に居住し兄經澄と共に鎌倉右大將源頼朝の家人となる
- 親澄　八代、幼名民部小字七郎丹後守
  - 澄宗　九代幼名民部伊豫守
- 澄遠　十代幼名新太郎彈正少弼
  - 純興　十一代小字新八郎彈正少弼豊後守元弘元中より父と共に忠勤を勵む
- 純弘　十二代小字武藤丸彈正少弼紀伊守應安七年菊池氏に屢して忠戰す
  - 純鄉　十三代民部大輔
- 德純　十四代大炊介
  - 純治　十五代民部大輔

- 純重　越前守
- 純直　掃部
  - 純明　大和守
  - 純方　采女正貞享三年丙寅三月八日卒慈眼院と稱す
- 純伊　十六代舊名孫太郎信濃守母は朝長純安の友妻は高來郡有馬城主肥前守貴純の女
- 女
- 女
- 女　有馬修理太夫晴純の室即ち則義、貞純、忠直、貞盛諸純等の母とす
- 純良　紀伊守多病を以て家を嗣かず村部、宮澤、等の祖

純前　十七代母は有馬肥前の守貴純の女(實は姪)にして妻は有馬左衛門少厨純鑒の女

忠豊　右京亮柴江等之祖

阿音法師　太郎岳及黒髪山の住持

純照　松原大輔(此子孫斷絶)

尙純　豊後守

純直　伊豫守

藤八郎　子孫有馬に仕ふ

純淳　大村山城守の養子となり子孫佐賀に仕ふ後ち皆之を放つ山城守は宮村の地頭なり

女　有馬尙鑒の室

純忠　十八代小字勝童丸民部大輔丹後の守又の名理全實は有馬修理太夫晴純の二男實母は純伊の長女天正十五年五月十八日卒

貴明　天文十四年肥前住吉(杵島郡宮野)城主たる後藤伯耆守純明の養子となる

女　早世

女　江上又四郎家種に嫁す

喜前　十九代、元和二年丙辰八月八日卒本經寺に葬る

純宜　何古右衛門

女　長崎甚左衛門妻

女　澁江十右衛門公種妻

女　松浦肥前守久信室

純直　右馬之助
女　吉村孝左衛門に嫁す
女　福田半兵衛景親の妻
純榮　吉助早世

純頼　二十代小字新太郎民部太夫、母有馬左衛門義純女
慶長十九年親族十三人を送ひ其所領を沒入す元和
五年十一月十三日玖島城にて卒年二十八

純信　二十一代、小字松千代、丹後守母大河内匠源政直妹
妻伊丹伊豫守藤原勝長女元和五年生

純長　二十二代實は伊丹播磨守、藤原勝長四男實母宇喜多加賀
右衛門家夫の女、妻家臣大村内匠政直の女――以下略
繼妻有馬左衛門佐藤原康純の女因幡守と稱す小字權吉郎又權佐とも云ふ

按するに肥前大村に下向して始祖となれるは諸純の長男にして從五位下遠江權守たり藤原純友ある朝敵の後に依り純の字を忌み澄と改む、父諸純戰死の折偶々豫洲大洲の館に居る舊臣等密かに彼レを擁して山家に養育す長して姓を改め河野七郎忠澄と號す、永延二年戊子純友の怨靈を神に祠りソノ兒孫門葉勅勘を許せられ叙位を頂戴す大村系譜に曰く。

直澄肥前國藤津彼杵高來の三郡を賜ひ大洲より大村に下向す、舊臣は朝長氏富永氏、久門氏、河野氏小船、串、馬場、堀池等あり既にして彼杵郡大串浦に至る十月八日（正暦五年）大村久原里寺島に着岸す即日久原城に入り之より以後茲に居住し大村を以て氏と爲す

初め直澄が伊豫の大洲にあるに當つてや變異荐りに起りて災害甚し、時の天皇一條院乃ち卜者をしてコレを占せしむ卜者曰く正しく藤原純友の怨靈害をなす所以なりと、天皇靈を神に祠り て慰め併せて子孫を探さしむ直澄實に純友の子諸純の二男なりしが純友の子孫は天皇が純友の裔を探りコレ根を斷ち葉を枯らすものなりと誤解し誰れ一人として申し出づるもの無かりしが大膽なる忠澄獨り自ら名乘りて天聽に達せしむ而して目出度謁見を賜はり肥前藤津彼杵高來三郡の司たらしむ既にして彼レは大村へと下向しぬ舍兄某當時伊勢にあり忠澄の下向を聞知し共に〳〵大村に下らん事を以てす乃ち家來格を以て隨行し始めて大村の地を開く。

松浦始祖御厨に下る

○註　直澄の兄遺憾にも今ソノ名を逸せしも淺田の祖先ありと云ひ傳へらる

肥前西北部が傳系的に發達したるは實に此時を以て嚆矢とす、平戸半島を起點とし右の方藤津郡に一線を劃し左りの方高來郡に一線を劃し線と線との間を縫ふて所謂勾孤弦を作りたる三角形内は未だコレが均霑に浴せずと雖もソノ外廓を奔れる沿道一帶は燦たる光輝を大村に依つて發揮せられたるは既に疑ふにくもあらず、制度の改善文物の輸入は以て大ひに實にせられき。大村は益々勢力を扶植しぬ而して小黨分立の弊は漸く顯著なる事實となりて示現し來れり大村島原分立の如き名は財産の分割に歸すと雖も盖し紛擾の因たるなからんや。

大村既に開け島原又開柘の芽を吐き茲に小黨分立の弊資は不知不識の間に發し且つ生せんとするの時、更に肥前の北部を開轅すべき勁機は油然として勃起し來れりコレをコレ源久の今福下向とす松浦家盖し端をコヽに生ず。

松浦家は河原の左大臣源融より出づ融は嵯峨天皇第十八の皇子、仁明天皇の舍弟たり人皇五十三代淳和天皇の天長二年（紀元千四百八十五年）乙巳十月を以て生る源平盛衰記に曰く。

融の母公は春子御女とて二條左大臣田村丸の姫君なり

サテ融年四十八歳の時即ち清和天皇の貞觀十四年壬辰始めて左大臣に任せらる、時の右大臣は菅原道眞の政敵たる時平の父藤原基經なり融は盖し渡邊松浦の始祖にして六條河原に院を造り陸奥千賀の塩釜を寫し塩釜塩屋を作り日々百荷の潮を尼が崎より運ばしめ而してコレを燒かしむ、世以て河原の左大臣を稱し居たりき。

月も早や出盬になりて鹽釜の
浦さひ渡る氣色なりけり

コレ融が河原院にて詠艸せしもの融の薨去は宇多天皇の寛平七年乙卯八月にして享年七十有二歳、實に菅原道眞が遣唐使として支那に赴かんとする一年後の事なりとす融の嫡男を從二位右大臣源光とす嘉祥元年戊辰七月を以て生る人皇六十代醍醐帝の時右大臣となる盖し前右大臣は菅原道眞なりしも延喜元年庚酉正月二十五日道眞筑紫に流され源光代つて河原の院にあり昌泰三年庚申正月三日葬方庭木の梢に當り金色燦然として光あり人以て怪となし就て檢すれば閻浮檀金の釋迦無尼佛なりき乃ち今の相國寺に葬る後ち光は勅定に背き奉れりとて延喜九年攝津渡邊に流さる過ぐる四年即ち延喜十三年癸酉三月五日渡邊村に於て薨す年六十有七、渡邊姓抑もコレより始まる。

渡邊播磨守昇は源久の第二子、勅命に依り再び六條河原に院を造り再び榮ゆる花を迎へにき、

歌道の達人として世に稱せらる人呼んで河原大納言と號す貞觀元年己卯誕生なり
從五位上武藏守源仕は昇の子常に殿上の交を嫌ひ武官となる六條王源經基に屬して朱雀帝の時
天慶二年乙亥十二月下總の國相馬郡に於て平將門逆意を振ひソノ一味藤原純友筑紫に反旗を飜
すの折、仕は武勇を盛んに現はせりコレをコレ松浦家武官の始祖となすなり。
左れはソノ子箕田源二充に於ても武を以て世に鳴り武藏箕田を領す清和源氏多田滿仲の婿あり
純友謀叛の時、父仕に伴はれ楯遠保に屬し西國に戰ひ武功遙かに父に勝ると充二子あり曰く源
二郎綱、曰く源太郎弘綱。

○參照　或書に曰く源太郎弘綱は賴光の嫡男賴親に仕ふ賴親惡逆無道にして父賴光に對し叛
逆の振舞ありしかば弘綱數度諫言に及ぶも敢て用ひられす弘綱乃ち剃髮出家して何國ともな
く逐電しソノ末裔諸國にありて渡邊姓を名乘る者頗る多しと。
綱は從五位渡邊武藏守にして始め箕田源二と稱し綱の字名乘り難き事情あり暫く繩と改むる事
とせり母は多田滿仲の女にして武藏荏原郡澁谷に住す綱時に四歲父に別れて十歲まで孤兒たり
しを攝津渡邊に住する伯母迎取り源敦一門の交誼とし養ふて子と爲す敦は仁明天皇四世の孫昇
の娚なり綱漸く成長するに及び伯父源氏別當內舍人賴光朝臣に仕へて五位に叙せられ家紋三星
の下に一文字又二引龍を用ひしむ（按するに近代下松浦黨敵を平ぐるに及び三星のみを用ひし
とぞコレ與信以來の事なりとす）綱の武勇は諸書共に詳かにして王城羅生門に於て妖氣を拂ひ
市原野に於てば狡童を殺し大江山に於ては酒顚狡鬼を退治せる亦人の知悉せる所なり、綱大江
山に赴くの時、岩清水に詣でて。

道ならぬ事を叶ひそ左りとても
　思ひ遣へて我祈るとも

武藏箕田八幡宮は綱を祠りしものなりけれ、嵯峨天皇より久に至る迄は九州とは何等の干繫な
し綱の子授始めて肥前奈古屋に居る左ればソノ子泰に至つては後三條帝に仕へ瀧口に補せられ
從五位下に叙せらる、而して平戸松浦の祖となりたるは瀧口太夫泰の子源久なりとす。
源久父の譴を受け攝津渡邊の莊にありしが後三條天皇の延久元年即ち紀元千七百二十九年肥前
松浦御厨檢使となり檢非違使に補し從五位下に叙せられ（依て太夫判官と號す）下松浦郡志佐
卿今福に下向して一鄕の主となり松浦郡彼杵郡の一部及び壹岐を治し後ち應島、福島、山代、
有田を併領す平戸松浦累代の基蹟コ、に於て始めて定まる、ソノ今福にあるや梶谷に居り松浦
を以て氏とおし梶葉を以て家紋とおす現今傳はりしもの卽ちコレなり。

○參照　久の子渡邊源五右馬之亟喧は源平合戰の折、椀の浦にて女院の入水し給ふを擔ぎ上げ奉れり義經以て異となさず又久の弟に松浦太郎高俊あるものあり義經に隨ひ鎌倉に下る、事源平盛衰記に詳かなり。

扨ても渡邊太夫判官源久は肥前國松浦今福へと到着す、偶々浦のあたりに小宮の見へければ一夜の年はコヽに迎ふべしとて乃ち此宮に滯在して延久二年の初春を迎へぬ世に胎灸せらるゝ年の宮の稱蓋しコレより起る。

○註　久が此宮にて元三の式を行ひたる時、式に用ひたる土器を附近の濱に捨てたりしが今時にてもソノ破片を散見すと口碑に傳へらる此濱を俗にばきゝの濱と稱す又年の宮小椿の杖も源久樹てたるもの今に榮へりと俗說に遺れり次に玉石とて判官の故事ある由、并は鉄碗の玉とありたるものにて圓石ありソノ地を採掘せば圓石夥多あるを發見すと蓋し武士の重寶と聞へし此地後に相神浦の領地となれり。

藤原直澄大村に下向し藤津、彼杵高來を領してよりコヽに至る殆んど八十年、素より短しと云ふべからざるも、コレを社會の大勢より見れば亦一瞬時の感無きを得ず、而して平戸半島を起點とし南と東に延びたる肥前一帶の地は源久の下向により具体的に發達の芽を釀したる疑無し

況んや彼の針尾島の如きは大古時代既に史乘の明かに認めしに於てをや開發の度の比較的迅速なる亦以て怪むに足らじ。

○參照　松浦家の略譜

始祖左相公

二世亞相公

昇、左相公第二子貞觀元年生叙從五位下泰元八年六月廿九日薨六十歳世稱河原大納言生五男三女

三世武州公

住、亞相公第二子、寛平三年生叙從五位任武藏守天慶五年五月十八日薨五十二歳

四世箕田公

充、稱、源次武州公の子承平三年武藏箕田生因爲氏天曆七年三月八日薨年二十一葬其宅地祠曰箕田新八幡夫人多田滿仲女

五世渡邊公

綱稱源二筑田公の干母多田氏天曆七年生歷賴光以降第四天王の一、補內舍人、因稱源內、任丹後守高藤二年薨年七十三葬寶持寺

六世奈古屋公

授稱二郎、渡邊公子、居肥前名古屋、依爲氏、補內舍人叙從五位下因稱二郎太夫生薨不詳

七世瀧口公

泰稱源次、奈古屋公子、任後三條帝補瀧口、叙從五位下、因稱瀧口太夫生薨不詳

八世松浦公

久稱新太郎瀧口公長子康平七年撫津渡邊生爲肥前松浦御厨檢使補檢非違使叙從五位下因稱大夫判官延久元年西下居於今福梶谷因稱松浦氏家紋梶葉始治松浦郡彼杵郡及壹岐久安四年九月十五日薨年八十五釋號光久葬究陵寺

九世御厨公

直稱源太夫松浦公長子任兵衛尉叙五位因稱大夫治松浦郡御厨莊田及彼杵郡壹岐等承安二年四月朔日薨年七十二釋號大雄寺山代山寺村

十世峯公

披稱五郎、御厨公第五邑於峯因爲氏治御厨莊田建久三年六月源賴朝命爲御厨莊地頭職正治元年如鎌倉生薨不詳墓在師子嶽城跡夫人五位氏高女

十一世照山公

持稱彌五郎又は源藤次峯公長子初小値賀後徙平戸今城西ノ前山即其舊跡生薨不明祠稱照山權現生二男

十二世平戸公

聚稱源三郎照山公の長子居平戸生薨不詳夫人有田氏

十三世心性公

諱稱又五郎平月公子生歿不詳稱院心性宗岡公生一男一女

十四世源五公

諱稱源五郎心性公の子生歿不詳生二男

十五世肥前公

公諱定、稱八郎、源五公長子、襲房総領世自日鬼八郎共住官又稱鬼肥州元弘二年三月後醍醐帝幸隆政公兼勤討北條高時之叛衆少貳大友兼地帝遂践立勤王之志建武元年北條高政擁帝前帆柱城北條貞義擁後祖口城三月少貳賴尚政帆柱城、公從之先登高政遁走追撃矜之大友貞載攻祖口城拔之於是九州平定公朝宸師住肥前守之始二年尊氏叛帝新田義貞に命じ李薬地武重帝討之十一月十九日襲京師公從中五日與尊氏軍會矢矧音亜撃走之十二月五日與足利直義戰于手越河原破之十二月追祖根公與千葉宇都宮軍又破之逢戰于竹下音亜放擁大友貞載治定貞

十六世國司公

諱實は源五公第二子肥前殿後落宗統初祖祖口住左衛門尉後叙五位因稱大夫住肥前守爲國務亦稱國司建武三年肥前公勤王花宮師公流矢之醫救疾共依菊池武敏酢氏四走與武敏敗於筑前多之良濱、公走武敏軍中潜通少貳氏爲內應之計終降足利氏反襲武敏敗之於是公始見疑氏尊氏流然勝以引柄徴幸云應永年九月十六日薨號号興榮禅寺興榮禅寺公生二男肥前公之子安正公嗣

十七世安正公

諱稱源三郎實肥前公之子補帝刀綸旨左衛門尉住肥前守永年二月朔日薨號号安正無子養國司公子昌榮公爲嗣

下之名將武公從入京師爲氏四上洛京師延元二年正月公從武部之於大渡不利引退肥前帝爲氏使討川定謀擁圍城寺十六日公從武被之進入京師擊爲氏亦走之北花爲定利所敗帝亦敗退爲氏亦入京師十七日又驅走之爲氏西走五月爲氏京上公從武真判敗兵帝帝亦敗績二十七日帝又幸延暦寺六月七日賊兵京阪を犯す脇屋義助指揮公又作井芦從湖上進大納言二十日諸將進擊賊兵終破帝京師奪斬之賊兵引退日後貞顯諸將攻之帝亦敗績名和長年殿沒四年八月帝崩于吉野帝皆門鎖院我令倚誠之公被罪是與等年月不詳知國司公總

十八世昌榮公

直實國司公子安正公養子某年五月十二日薨釋號昌榮

十九世正林公

勝稱三郎次郎薙髮號正林某年九月十三日薨生二男

二十世春江公

芳稱源五郎正林公長子某年六月十四日薨釋号春江無子弟天叟公爲嗣

二十一世天叟公

義稱源三郎實正林公第二氏初冒峯氏春江公薨後入承宗統永享九年三月公在京師、適會足利義教詣石淸水八幡祠公戴赤帽子謁諸路傍文明二年三月十八日薨於木勝妙憧寺葬江南山下夫人峯氏公生四男一女

二十二世天翁公

淳改後豐久稱源三郎天叟公第二子母峯氏文明十一年八月廿九日薨釋号天翁葬三本松生六男一女長子經基出冒峯氏

十二三世覺翁公

正後改弘定、稱源三郎天翁公第二子明應十二年六月十五日薨五十歲釋號覺翁眞正夫人御厨氏生二女養兄純元之子高齡公爲嗣

二十四世高齡公

興定後改興信稱源三郎實峯純元之子天文十年八月十三日薨葬平戶高野生二男一女

二十五世道可公

隆信稱源三郎薙髮更名道可號一溪齊高齡公長子母波多氏享祿二年生慶長四年閏三月六日薨七十一歲葬平戶高野初娶波多氏卒後娶杉氏亦卒亦娶其妹生四男三女

二十六世法印公

鎭信稱源三郎後更宗信又改宗靜改法眼進法印天文十八年生(長子)慶長十九年五月廿六日薨六十六歲葬最敎寺夫人西鄕氏生四男五女

二十七世泰嶽公

信後改久信稱源三郎法印長子母西鄕氏元龜二年生文祿中從父屬小西行長慶長三年八月廿九日薨於山城伏見年三十二夫人大村氏生三男二女

二十八世宗陽公

信改後隆信稱千代鶴丸改源三郎號融齊夫人牧野氏天正十九年十一月生元和十四年五月廿四日薨年四十七葬下谷寶龍寺生四男六女

二十九世天祥公

重信改後鎭信稱千代鶴改三郎元和八年三月生元祿十六年十月六日薨年八十二夫人松平氏生八男八女

三十世雄香公

任改棟稱源三郎號履坦齊天祥公長子正保三年九月生元祿四年六月九日卒年貳十一公養弟松英公爲嗣

三十一世松英公

政後改英又改篤信天祥公弟四子貞享元年七月生江戶寶曆六年十二月三日薨年七十三葬天祥寺夫人稻葉(事故アリ)離婚公生十一男八女

三十二世等覺公

有信稱松千代後源三郎松英公長子寶永七年五月生江戶享保十三年八月廿五日卒十九才葬雄香寺無子弟安靖公嗣

三十三世安靖公

充改誠信稱左京改吉松又改數馬實松英公第二子正德二年三月生明和八年八月十一日卒年三十七娶眞田氏離婚生一男

三十四世靜山公

成後改清字小白稱英三郎號雪州致仕自稱靜山公實政信之子安靖公養子寶曆十年正月生天保十二年六月廿九日卒夫人松平氏生十七男十五女

三十五世觀中公

熙字叔絹稱三穗松號乾齊寬政三年四月生平戸

三十六世諦乘公

慮後改曜字公安稱安丸改源三郎號得庵觀中公長子生母中村氏文化九年八月生平戸無子養詮爲子

久の薨去したるは久安四年九月十五日にして今福鄕海安山宛陵寺に葬る盖し宛陵寺は久の舘趾にして鷹島の里村へも同しく舘跡ありと聞へし、而して源久の法名は松浦光久大禪門と稱し後ち今宮大明神と崇めらる尙ほ聞く有田主計が有田鄕より肥前國神崎鄕に所替ありし時、有田の今宮を此地に迂し奉り今宮神社と崇め九月九日每藏神事執行ありとかや。

扨て源久の舘趾は所々にありけるが筑前國貞谷ある土地に阿倍の貞任宗任の寺あり而して此寺院に宗任の弓あり宗任と松浦家とは如何なる干繫のあるにや松浦家累代の佛像を壹代壹体に刻みある由にて享保年間既に三十二体ありと傳へらるコヽに於て予は松浦と宗任の干繫に就き筆を加へざるべからざるものあり鎭西要略卷二に曰く。

世所謂十二年合戰記是也、東國威振源家、貞任之弟宗任則任爲俘、宗任配松浦、則任配筑後所謂川崎氏宮部氏黑木氏等則任之任種流宗之子孫稱松浦氏始祖宗任配所小鹿島

阿倍宗任が肥前小値賀島に流配されし或は事實ならん然れども松浦をして彼レの苗裔となすに至つては荒唐無稽の說と云ふべし傳說謬り易く上松浦に於ては今や此謬感に陷りつゝある如し試みに以上揭記せし鎭西要略配事の出所を探究するに新井白石の著に係る『藩翰譜』に據りたるは明々掩ふべからず松浦『藩翰譜』元龜改元天正元年の條を撿索すれば左の如きあり。

天正四年癸酉、肥前國上松浦鏡城主草野中務太輔鎭永、道軍士於同國小城、會於千葉胤頼之伴類一揆稍將蜂起小城衆持永宮崎陣內、吉龍府乞援兵、山城守隆信自帥師發向、諸隈崖田德島鴨打西持院、各引卒鄉兵進、勉隆信之先鋒矣、小城一揆悉敗斥、草野衆退散、隆信攻松尾山營陣千葉一族若津、於是乎晴氣城主千葉介胤連養子鍋島飛彈守信昌、而相讓封內及家臣有故者十二人云々、既而隆信使田原一運而相瞍、上松浦甲族波多草野鶴田等唐津城主波多下野守鎭或曰貴志岳城主也及鶴田越前守同名因幡守或曰刑部大輔等、與龍造寺親好有年、敢無違草野鎭永不親、平戸城主松浦肥前守隆信、法印道可號中務鄉法印、道可者鎭信之父也云々鎭信猶有方不來瞍干隆信、隆信使一運齊在松浦喻平夷累年云々、頃日松浦黨爲渠魁者所謂平戸松浦首而波田鶴田五島宇久壹岐日高伊萬里山代有田以下、咸歷代流家聲也、於是少焉松浦黨略系曰、人皇五十貳代嵯峨天皇之御子融王賜源性、稱河原左大臣其御子大納言昇、其子武藏守仕其御子箕田太夫充其子源次太夫綱居攝津渡邊稱渡邊源次屬頼光將軍、鳴武夷朝敵山累數功而任丹後守、其子曰源太夫久、久之子五人嫡曰直爲松浦黨之裏祖號松浦源太夫判官、被討肥前松浦下向、其弟曰正號松浦小源二同下向而並家三日貞爲攝津守渡邊家之裏祖也、松浦源太夫久有男六人、嫡子源太郎清其子小源太遠其子源太夫丹後守直補御厨官務丹後氏平戸氏波多氏御厨氏等祖也

前直之次男曰源次郎榮其子孫稱處氏有田、其方曰源三郎遊大河野鶴田伊萬里氏祖也、其弟曰源四郎圍號山代、其次峰五郎披、其次値賀十郎連、渠等子孫蔓延而群居于上松浦下松浦平戸五島壹岐等所々而割領郡縣知鄉邑者殆五十餘家也、所謂松浦平戸佐志貴多比良神田紐差岐志船越丹後呼子波多伊萬里山代峰有田蒼浦今福志岐坂本吉井相神浦値賀德賀馬渡大皿小皿庄野崎津吉公文松河飯田德末調川小楠大曲赤木志自岐志佐鴨打大野石丸寒水壹岐日高、此皆松浦黨而一字諱焉、黨中有二字爲諱者蓋安倍宗任之流也、茲按是與禪寺壽像記曰

二字の諱あるもの安倍宗任の末裔なりとして平戸松浦家の系圖を見る時は貳十貳世天翁公豐久以後に相當すコレ實に足利義政將軍の時代應仁の亂ありし折にて當時の松浦系は兎も角秩序整然たるものなりき或書傳ふらく宗任の子孫が小値賀に殘り居りしを松浦コレと綠組し後ちソノ土地を併領せりと眞僞素より保す能はず扨は兎も角として松浦系と阿倍系とは截然として區別あり以て混淆する能はざるは系圖を能く知了するものゝ首肯する所ならん予は彼の『藩翰譜』及び『鎭西要略』を引用し見てソノ粗漏と杜撰とに懲きを禁ずる能はざるを如何んせん、貳拾貳世天翁公淳後ち豐久と改む天叟公義の第二子なりとは松浦家系の明記せるのみならず碑史野史正史亦コレを認めぬ單りコレを否定するは以上の二書にして確たる根據なく證すべき明徵な

御厨公族分布の狀況

く宗任の末裔なりとするに至つては史家の最も遺憾とする所ならずや。

記事は前に溯りて松浦の始祖源久が今福下向の折從ひ來りし面々は両山本、両中山、龍崎、久川、明石、井關等にして世々松浦の家臣たり。

○註　久の舍弟に松浦五郎拘と云ふあり武功は大平記に見ねたれば今贅せずソノ子太郎高は久の養子とかりしも久に實子多かりし故、末鹿星を冐せしと。

久は下臣を愛撫し家臣は久を尊敬し同心異体世に盡す尠からざりければ、武勇は隆々として四表に輝けり而かもソノ子直を經て威勢のクサビは到る所に打ち込まれ以て松浦黨の根底を鞏ふするを得たり。

○參照　庚和四年八月二十九日源久松浦郡の内波多石志の地を割き第三子源三郎勝に與へたればコヽに始めて領土分割群雄割據の端緒を開けり。

松浦公久の子を直と云ふ、兵衛尉に任じ五位に叙せらる依つて太夫と稱す御厨莊田七百町歩及び彼杵郡の一節壹岐等を併領す御厨公と稱するコレかり彼レは御厨莊より今の佐賀縣伊萬里有田方面に向つて頻りに勢力を扶植し針尾島に對して徐々と接近しつゝあるなり、彼レの勢力果して如何かる邊まで扶植せられしや羽翼は如何に擴大ならしめしかは彼レの子が各所に於ける勢力圏の發展即ち御厨公族分布の狀況に就て明らかに知るを得べし乃ち一覽表を作りてソノ趨嚮を描寫するは亦發達史を叙する順序として誠に已むを得ざる事に屬す。

▲御厨公族分布之狀勢

御厨公源直

長子賴　（此子孫五代にして斷絶）

二子清　（即ち宗家松浦）
所領今福志佐相神浦生月五島の東島東江及び西島上松浦の西郷及び班島彼杵郡の佐世保並に壹岐

三子榮　（早世）
所領松浦郡有田築有田唐船城爲城主

四子遊
所領大河野

五子披　（即ち平戸松浦）
是平戸松浦の祖先にして御厨莊田を領す

六子圍
彼杵郡早岐氏の祖先

七子彊　（此子孫確からず）
八並氏の祖先

八子連
所領下松浦小値賀數邑

東は唐津方面より西は相神浦に渉りソノ間早岐有田伊萬里を縫ひしのみならず更に飛んで平戸地方に彌蔓せり、勢力眞に偉大にして威武遠近に振ふ必ずしも故なしとせず、御厨公直の初世は近衛天皇の久安五年紀元千八百九年にして時恰かも平氏の威力漸く源家に加へられんとする頃なりし。

肥前の形勢

退いて當時肥前の形勢如何と見れば松浦郡源直の手に依り着々開拓の歩を進めしと雖も今の西松浦郡有田一帶の土地は眞個深山幽谷にして人跡附近に留まらず鷄鳴四隣に聞へず世は何となく物淋しき有樣なりし、偶々源爲朝自ら九洲總追捕と稱して肥前に下るに臨み黒髪山に巨蛇ありと聞き強弩を放つてコレを射る蓋し黒髪山は松浦郡有田唐船城と杵島郡宮野住吉城との中間より眺むる高岳にして當時如何に土地の開發せられず人智の發達せられざりしかは素より推知するに難からざるべし鎭西要路卷二は此狀を記して言へらく。

爲朝が九洲總追捕と稱して肥前に下るに臨み黒髪山に大蛇を退治す

爲朝躬親稱九國總追捕使、擬討從鎭西也、依之菊池原田松浦等、守所々之城不應之、爲朝以忠國爲鄕導携强弩、橫行三年而當大敵廿餘度、陷强城數十城也、遂討順九洲以稱鎭西八郎、其橫行之間惡行頗狼籍也云々、近者肥前國黒髪山中有一巨蛇腦人、爲朝射殺之、時有盲振劒屠斬之矣、世曰梅坐座頭

爲朝が九洲に蹶起せるの當時、松浦家を招きたるや否やは松浦伯爵邸の舊記文書を始め總ての史冊何等記載する所なし從つてソノ消息を知る能はざるは抑も遺憾なりとすべし鎭西要略時として浮說巷談を仰々しく列載せり史家たるもの殊に注意すべきなり而して仁安二年丁亥には平家大納言清盛に賜ふに肥前肥後等を以てせられ平氏の威勢日に盛んにして九洲豪族亦風靡せり左れば養和三年（卽ち壽永二年）癸卯木曾義仲旗幟を翻し堂々京師に入るに當つてや平家の非運は既に挽回すべからざるの域に沈淪せり、年の七月、肥後守貞能は菊池原田松浦黨惟任惟純等を率ひて上洛す蓋し時勢の己むを得ざればかりは攝津一の谷に於て戰死せり松浦一派が平家に對して忠勤を抽んでんとするもの歷史的干繫よりして誠に然るべき事なりとす然れども源氏の威力は旺昌ソノ極に達し磐石の累卵を壓する如く平氏は殆んど九族を殄滅せられ居るに家無く住むに所無く漸く近緣を便りて所在を隱せり、長門の下の關は所謂平氏落人の根據地として世に目せられしも必ずや夫れ以外の地に居て尙ほ

縷々たる餘命を繋ぎたるものあらん、今の長崎縣北松浦郡柚木村かくひ岳亦ソノ一なり此件に關し太曲所藏舊記殘片は記して曰く。

かくひ岳往古源平の戰あり元暦元年安徳天皇さへ入水し給ひ平家の一門終に敗北に及び人々遁げ來り此岳に洞穴ありしに隱るかくひ岳コレなり昔は種々の物ありしとぞ。

松浦舊記コレを被せずと雖も予は前後の事情よりしてソノ然るべきを認むるに吝ならざるものあり。

○註　かくひ岳今は北松浦柚木村にあるも藩制時代は里美村に屬し明治維新に及び里美村は柚木村に合併せられたり。

源頼朝活躍の波動

源頼朝府を鎌倉に開かんとする當時に於て肥前の西部より東部に奔る一帶は嶄然頭角を現はしつゝありしは以上の記事に徴するも明らかなるべく平戸半島亦航海の便よりして海の發育殆んど豫想意外なりしなり舊記の一節に曰く。

文治三年、復渡宋嗣黄龍的傳而去年辛亥歸朝、著平戸芦浦至筑前博多居正福寺時は元暦元年を過ぐる三年にして頼朝既に東大寺を建立し佛教の分布は普く四表に波動を起さんとせる折なりき、偲ぶに平戸の開拓は古き歴史の知る所、然れども半島の原則なるものは早く文明の光風に浴して而して早く衰頽の時期に迫ると、遠くは津輕海峽の如き、近くは天草半島の如き正しく此類ならん予は此時代を以て平戸の滿花時代と信ずるものにあらざるや勿論なるも西力東漸の趨勢は漸く潜勢力となりて隱然暗潮と共に流れつゝあるを自覺せずんばあらず、而して有田を中心として北と南と右と左りに文明の光明を放ちたるは本史の言へる開發時代に於て殊に注意を拂ふべきものなりとす松浦黨の偉勳以て後世に沒了すべきものにあらざるなり。

第四章　勢力扶植時代

（自後鳥羽天皇建久三年至後土御門天皇應仁二年紀元二千百貳拾八年）

回顧すれば高倉天皇の治承四年、源頼朝は源家舊縁の地に起り居を鎌倉に奠め關八洲の豪族を紿撫して家人となし敬神崇佛の主義を取りて　皇室を尊奉し只管平氏敗亡の迹に鑑み以て人心を收攬せん事に努めたりソノ功蹟空しからず遂に平氏を西海に滅して幕府を創立し諸國に守護を置き莊園鄉保に地頭を置き悉く幕府の家人を以てコレに任じ頼朝自ら六十六個國総地頭となり日本總追捕使たらん事を請ひて許されたるは治承四年を過ぐる十三個年にして實に建久三年の事に屬す、尋て奥羽を征し鎭西を撫し天下茲に統一の緒に就き征夷大將軍の職に任せらる、斯くて政權は鎌倉に移りて京師は自ら輕んじられぬ、朝陽犯さず共、殘星既に光を奪はる、習ひ未だ武家より公家を蔑にし奉る事は無けれど鄉には地頭強くして領家は弱く國には守護重くして國司は輕しめられて我國の政体はコヽに一大變事を醸生したり。

蓋し氣候の激變が人身に害あるソレの如く政体の急變亦非常なる波動を惹起せり地頭及び守護職の地盤は或は脆弱に陷らんとしけるが頼朝諭すに恩を以てし敢て恐怖する勿らしむコヽに於

て在來の豪族小名辛ふしてソノ職に安んずるを得たり此時松浦黨の形勢如何と見れば卽ち左の如くなり。

▲波多及壹岐方面

此地は松浦公源久の第二子持の所領にして持は源次郎と稱し後ち源太又は源次太夫と更む方位に敘し五位に進めらる父久子多きを以つて邑を分ち持に松浦郡波多邑數ヶ所及び壹岐邑を與ふ持卽ち波多邑に住し以て氏となす

▲今福、志佐、相神浦、佐世保及五島方面

源久の孫御厨公源直の第二子清今福、志佐、相神浦、生月、五島の東島東邊及び西島、上松浦の西鄉及班島、彼杵郡の佐世保並壹岐の一部を領し今福に居り御厨執行となる

▲松浦郡有田方面

源直の第三子有田榮の領地にして榮松浦郡唐船城を築きて此處に據り以て氏と爲す

▲上松浦郡大河野方面

源直の第四子遊コレを所領し世々大河野を氏と爲す

▲松浦郡今福方面

源直の第五子披父の讓を受け今福一帶の地を領し御厨莊田を治め峯邑に居り氏と爲す世呼んで峯五郎と云ふ

▲松浦郡伊萬里山代方面

源直の第六子圍、伊萬里山代の地を領して山代に居り氏と爲すソノ子孫後ち彼杵郡早岐を領す早岐の家號コレより起る

▲上松浦郡八並方面

源直の第七子彊、コレを領し八並姓を名乘る後ち波多親の二子八並進は分領す

▲上松浦値賀方面

源直の第八子連、此地を領したりしも下松浦郡御厨に居り値賀姓を名乘る

（備考）　源久の長子頼の分邑地は今に於て不明なれば遺憾ながらコレを掲ぐるに由なし知るべし松浦黨の勢力如何に擴大にして武威四方に揮ひつゝあるかを、而して佐世保は實に直公の二男清の所領にして實に相神浦なる宗家松浦の所領とす蓋し宗家松浦は群雄割據時代まで佐世保と直接間接深大なる干繫を有するを以てコヽに諸書を參考し謬を訂し足らざるを補ひ以て精確なる系圖一覽表を作る。

宗家松浦系圖

○參照　宗家松浦系圖

御厨公族（宗家松浦）清

源二郎御厨公第二子繼家今福志佐相神浦生月五島の東島東邊及西島上松浦の西郷及班島彼杵郡佐世保並ニ壹岐の一部を領して今福に居り御厨執行たり

- 都々（女）　嫁空閑道高
- 遶（二郎）　御厨執行
- 貞　志佐六郎　志佐の祖
  - 直　字小次郎太夫と稱し五位に叙せられ功名袈裟安丸丹後守に任じ御厨執行となる心性公の女熊鶴を娶り妻となす
    - 定　丹後守　御厨執行
    - 省　五郎繼峯家
    - 結　丹後六郎　左衛門尉　繼有田家
- 正　幼名時幼字犬童丸　字二郎丹後二郎と稱し丹後守に任ず

定子なし鷹島長子正を養子となす初め正養子となるや所領鷹島を今福の所屬とす延元四年八月十七日清飜りて懷良に屬す菊池等と共に奮戰遂に戰死す

清　丹後守
曆應元年十月足利の命を受け一色氏に属し貞和元年三月十七日今福祠官に告諭す

定　幼名直字龜童丸
丹後守御厨執行
應安七年宗族と共に足利義滿に属す
至德元年八月十一日宗族會盟

勝　羅候龜丸
丹後守
併有田領

賴　應永元年八月小城に戰死す
丹後守

近

進　虎龜丸
丹後守

盛　丹後守相神浦城を築く
應永二十九年生長錄元年信を朝鮮に通し毎歲一船を遣すを約す應仁元年十二月六日卒年四十六

定　丹後守明應元年六月二十八日卒

政　文明十年生丹後守有田今福相神浦黑島鷹島佐世保等を領す太智庵に居る明應七年十二月廿三日戰死年貳拾有壹

諫　源三郎世に丹後源三郎と稱す佐世保を領す依て家號となす志佐純元の女を娶る諫卒後尼となり永林と號す享祿元年卒賀傳本慶と謚す子孫見る所なし

清　源太郎
櫻木島家

親　幸松丸
母肥前總管少貳政資女母は政と同年文明十年生本史に詳記するを以て今要を擧ぐるに止む

親　九郎丹後守幼名左近太夫
印山道可の男永祿九年飯盛山に引越す室は後藤若狹守貴明女前丹州太守月秋了心大禪定門

定　源二郎丹後守
朝鮮役に於て戰死行年二十三歲室秋月筑前守種實女前丹州大守春叟永芳大禪定門

定　源一郎
室松浦久信女隆信妹元和九癸亥年十二月廿三日卒前丹州太守心譽清安大禪定門

信貞　元祿七年八月二十二日卒勘定奉行加增三千石

信方　元和四年正月二十三日卒室隆信女鎭信妹

伸　不明

豐　元文五年十一月十一日卒

備　寶曆十一年六月十二日卒

信豐　元明四年九月二十五日卒

忠(早世)

脩　不詳

恒　幼名勝太郎後に左京弘化二年十二月二十七日家督相續慶應元年御子納戸役

宗家松浦と佐世保

佐世保が宗家松浦と唇齒の干係を有したりしはソノ系圖を撿索し來つて明知するを得べく而かも此時佐世保なる地名が存在し居りしや否やは一個の問題たらざるを得ず、予嘗かに按ずるに源平時代より鎌倉幕府の初期に入るに當り土地の分割は極めて粗大なりき從つて一縣一區又區域の廣漠なりしは實に現世紀の人々の意想外とする所にして佐世保附近は相神浦なる名稱の下に包容し居りしに相違なきが如し此考證に就ては本史の附錄に於て詳述するを以て今茲に云爲せず扨源頼朝天下を統一するや諸侯亦ソノ地を得ん事を乞ふ建久三年六月頼朝命じて平戸松浦の祖十世孫五郎披をして御厨莊地頭たらしむ超へて正治元年孫五郎御厨公五子松浦清（御厨公二子宗家松浦の祖）大河野遊（御厨公四子）山代園（御厨公六子）等相伴ふて鎌倉に赴き領土保全の朱印を得て而して歸る、彼レ等乃ちソノ地盤を鞏ふするを得たり時に元治元年已未十一月二日なり（伊萬里文書及び北條時政遺書少貳資頼書に據る）

大村家紋の起因

松浦系既に斯くの如し唇齒相接する大村亦ソノ軌道を漏るゝ能はず、時は大村家七代の主大村幸澄の三男忠澄の頃にして藤津彼杵を領して大村に居住し兄經澄と共に鎌倉右大將頼朝の家人となる、彼レ等兄弟在京の砌り偶禁裏火ありし事　聖聽に達し賞として忠澄に賜ふに家形號を以てせらる彼レ固辭して受けず乃ち兄經澄に譲る有馬屋形なるもの蓋しコレより起る、ソノ後兄弟參內す勅あり　聖旨を傳へられ水菓子瓜を賜ふ　主上ソノ一片を執り忠澄に與ふ彼レ恐懼措く所を知らず忝しく器物に載せ押し戴かんとせしに最寄に適當のものあらざりければイトも恐れ多しとて大紋の袖を右手に執り廣げて瓜を頂戴す濕氣を帶べる瓜は歷々痕跡を袖に印して恰かも齒けるに似たりけり、好個の紀念コレに如くは無しと深く喜びたり彼レは爾來木瓜を以て家紋となすコレ今日傳はりたる大村家々紋の起因なりと知るべし。

大村松浦の接觸

○註　コレ以前に於ける大村家紋は日爾瑞にして幕の紋は繋ぎ馬ありしを七代忠澄の世始めて改めたるものなるや如何。

サテ大村と松浦とは互に相接觸して勢力圈の擴張にコレ努めき、而かも北面の武士として今福に下りたる源久の子孫は前說の如く到る所に立脚地點を求めて深を深ふし壘を高ふせり、今の志佐、今福、御厨より有田伊萬里に涉る一線は蓋し松浦黨の根據地と見るを得べく更に折れたる相神浦より佐世保を經て早岐方面に跨れる一帶の展開に就ては宗家松浦大ひに與つて力ありと雖も壹千弐百年前の昔、正史國史の明らかに認めたる相神浦は航海の便、交通の利、克くコヽに至らしめたるものにて武部胤明（シラ〳〵の別當）深く此地に着目し相神浦附近の山林を

峰五郎田平城主となる

伐り拂ひ田畑を開墾す世に同地の元祖とする抑もコレにして實に紀元千六百三十八年四融天皇の天元元年戊寅の時なりとす、然り彼レはコヽに相神浦の郷村を開開し始めたり彼レは此浦を根據とし更に北力南漸主義を遂行しぬ、曰く何、曰く何、歷史地理的眼光を以て觀察し得べき樞要なる土地は斯くして漸く開發したりき、支那貿易の熾んに行はれし平安朝より下りて鎌倉幕府に至る間は確かに此潮流の餘滴を承け加ふるに松浦支族の勢力を扶植するに從ひ愈々進運の域に向ひたるは掩ふべからざる事實なるべし。

左れば五郎披峯氏を名乘りて田平城主となるや彼レは平戸方面を中心とし二郎清が相神浦方面を中心として扶植する勢力と稍々對抗して各勇を競ひしは正しく室町時代に於ける群雄割據を現出せしめし遠因にして峯五郎が鎌倉政所より本邑を領すべきの下し文を拜受したるは前にも說きし如く建久三年六月二十二日にして（翌四年三月二十五日は松浦公の第五子神田廣、卒去の年なり）更に彼レが鎌倉に行き本邑安堵の狀を給はりたるは正治元年の事かりけり、超へて建保六年彼レは源三郎に領地を割き與ふあり、二郎清の子遠は御厨執行として權勢を揮ひつゝ尙ほも併呑せんとするあり同一系統の下にありて、葮りに暗鬪を敢てするは時勢の以て已むを得ざればなり然れ共、外交難の聲益々喧囂を加ふるに當つてや兄弟牆に鬩げども外ソノ侮を禦ぐべく共同一致私怨を放擲するもの抑も日本男子の特長と云ふべし。

上松浦の五家と下松浦の八家

扨田平城主峯五郎披のアトを襲げるは十一世照山公にして彌五郎と稱し又源藤治と呼び五郎の長子なり、始め小値賀に居りしが後ち平戸に移るコレ實に平戸開拓の傳系的始祖なりと斷ずべく卽ち今の城西の舘山實にソノ舊跡たり、彼レは武勇絕倫にして剛氣衆に超ゆ後世以て軍人に表し照山權現と崇め奉れり此時松浦黨の勢力は漸く天下に普く伊萬里、山代、佐志、波多、草野を上松浦の五家と稱し有田、田平、佐々、御厨、志佐、吉田、大島、宇久を下松浦の八家と稱へて黨の中堅となしたるなり。

○註　照山公源藤次諱は持にして松浦公の七男十郎連の子孫に持なるものありコレが爲めに或書はコレを混同したる如くなれば茲に說明を附し誤解を氷釋せしめん又持に一弟あり田平左衞門安勝に養はる後ち有田を繼ぎ更に田平を分知し又峯姓を名乘る三光譜錄亦コレを峯五郎とせしは誤なり斯くて父安勝の領內を知行し代々峯姓を襲ぐコレ江川喜兵衞の祖にして江川今小澤姓に變せり

松浦源藤治持平戶に移り基礎の鞏固を計るやソノ子源三郎繁は有田唐船城二代の主三郎究の二女守童を娶りて平戶に居る、コヽに於て平戶松浦の地盤牢として動かす世にコレを平戶公と稱

蒙古來襲、松浦黨活動

するもの亦以て故無きにあらず。

此時に當り蒙古頻りに我沿海を侵す我レ以て安んずる能はず荐りに防備を嚴にす後龜山天皇の文永十年元使來り僧日蓮佐渡より歸りしが翌十一年十月元兵對島に寇し宋資國戰死し隣交全く絕ゆるに及ぶ、事は靖方溯源に詳かなり、超へて建治元年又々元の杜世忠來り報を求む北條時宗コレを斬り更に西海を警むる嚴なり筑前博多より大宰府に渉る一帶は此時非常に防禦工事を施しぬ而かも肥前亦コレに備へ怠る事なかりき鎭西要略卷三に曰く

建治元年乙亥八月十三日千葉之介平頼胤卒、肥前小城日來爲蒙古武備在國去年合戰之間、被疵乎、小城郡者父祖相傳之封疆也

蓋し元寇に備ふるは肥南のみに止まらず筑前のみに限らず津々浦々の有る所、九洲の全面は到る所豪族小黨各々結合して外交難の聲を壓せんとせりソノ氣慨の迸る所、凝つて大和魂の挑發となり散つて元兵の敗衂となる、鎭西要畧卷三建治四年（改元弘安四年）の條下に云へらく。

建治四年蒙古來襲、壹岐對馬松浦平戸筑前北海七月二日松浦黨彼杵千葉高木龍造寺等以數萬兵相戰於壹岐島瀨戸浦殺賊貳萬許也

外交難の聲益々昂上するに從ひ九洲の豪族は一致以てコレを壓迫せんとせり大村素よりコレに參加せり龍造寺大ひに力を盡せり而かも松浦黨の威勢は此時より熾んなるはなく沿海數里の間に根底深くクサビを打込み圍牆の累を避け一致以て此難に殉せんとせり、當時明朝は屢々使を遣して我レに求むる所あり我レ攻めずんば彼レ必ず來る彼我の衝突は到底免かるゝ能はず守勢を執らんより寧ろ攻勢を執るは當時に於ける作戰計畫の上乘なりしならん、剛氣なる時宗斯く思はん進取に富める松浦黨亦然らん奇襲逆襲コレ當時松浦黨が窃かに企畫せしものにして世は未だ此大壯擧を知るものあらざりき、偶々先年佐賀縣杵島郡武雄神社を修繕するに當り壁紙の裏面に松浦黨の逆襲往復文書を反古として貼付しあるを發見したるは蓋し稀有の歷史的好史料にして又以て如何に松浦黨が勇壯快絕の行動を執りたるかの一班を窺ふに足るべし而して彼レ等は陰然九州の豪族と款を通じ着々ソノ歩を進めしならん、然れ共元の我を窺ふや亦急なり松浦黨を中堅として組織せられたる逆襲軍未だ事を擧げざるの時、彼レは大軍を率ひて迫り來るもの三萬人、我の勇敢なる颶風に乘じてコレを鏖殺し武威を四方に輝かせしは史乘のページを優に彩るべき出色の文字にして有名なる弘安の役なる蒙古襲來即ちコレ也。

此戰役における九州豪傑の偉勳は與つて力ある勿論なるも松浦黨の活動實戰は亦殊に絕大の光

運を加へたるを自覺せざるべからず、記せよ弘安の役にける松浦黨の飛躍は決して千載に沒すべきものにあらざるを、試みに松浦黨分布の狀況及びソノ系統を明らかにすれば左の如し

▲松浦黨系統詳解

◉御厨公族

- 松浦（五代にて斷絶）
- 宗家松浦（相神浦）
  - 佐世保
    - 桃野
    - 深江（峰公の分族）
  - 志佐
    - 松野尾
    - 都造寺
  - 丹後
    - 志佐
  - 相神浦
    - 一部
      - 白濱
      - 調川
    - 有田
      - 吉野
      - 庄山
      - 松川
      - 井手
      - 北川
      - 平野
      - 窪川
      - 池田
    - 大河野
      - 大河內
      - 字久
        - 有川
        - 松尾
        - 江
        - 字久（貞方）
      - 附傳
    - 平戸（平戸松浦系圖既揭）
    - 山代
      - 早岐
      - 楠久
        - 森田
          - 深江
          - 柴田

大崖、河野、中村、安永、中川原、渡瀨、鬼塚、龜ノ浦、館淵、吉田、近藤、和泉、玉浦、藤原、源貞

八並
値賀

○松浦公族

波田
鶴田
鴨打
木島
八並
波多津
中村
山口
田代
河原
峰

石志
黒川
河崎
清水
山本
河副

新久田
牛方
吉永

神田

佐志
濱
松浦
牟田部
筑地
相知
向

○峰公々族

紐指
大島
峰
武末
小佐々
伊萬里
福島
深江
百枝（世知原）
井關
佐々
千々良
紫加田
吉田
佐川

○照山公族
- 鹿島
- 平戸
- 大野

○天叟公族
- 篭崎

○天翁公族
- 篭手田（後ち江川、小澤）

○道可公族
- 後藤
- 桑田

- 松浦

○法印公族
- 松浦

○出身不詳公族
- 津吉
- 辻
- 佐志

鮎河、志自岐、日高、呼子、奈留、吉井佐里、田平、小濱上大杉、千北、船原、幾授
中村、小田、寒水井、嵯津留、城、北村、大石久保田、和多、多田別府築瀬波多島
（家族の不詳二十三人松浦十一流）

○參照　以上傳系は弘安時代以後に分派したるものなるも便宜の爲め一括して掲ぐ

蒙古襲來と志自岐神社

蒙古襲來に際し松浦黨の豪族としては即ち五家八家に加ふるに數多の分族を以てしければ松浦黨の威勢は隆々比肩するなく蒙古軍一敗地に塗れ鏖殺の不幸に沈淪する亦決して故無きにあらざるべし。

此時朝廷は國々の神社佛閣に敵國退散の祈禱を爲さしめしが、平戸の志自岐神社は實に弘仁二年十月朔日に於て鎭座あらせらるゝ事は本史第二章に詳なり只コゝに參照として附載したきは弘安七年十一月十八日に於ける同社注進書の主文あり曰く。

弘安四年宋船襲來所々津々雖着船於當社御前全漂倒矣、是國賊退役之表示也

此一節に徵しても松浦黨か蒙古軍の防禦に努め且つ如何に敵國退散の祈禱をなしたるかを知るに足るべし。

更に注意したきは弘安の役に對する大村家の活動振にして前說の如く大村又蒙古忽必烈の來襲に抗せり、時は八代大村親澄の全盛時代にして彼レはソノ子澄宗と壹岐の瀨戶浦及び筑前博多の津に戰ひ功あり鎌倉右大將より證判（感狀）を與へられき。

顧れば蒙古來襲の擧は松浦黨が最も勇敢的態度を發揮せるの機會なりし、而して大村亦勢力圈の擴張を期するの時なりき、外交難の聲、雲煙霧散し世は泰平を唄ふに當つてや、松浦益々ソノ立脚地點を鞏固にし大村既に北條執權の證判を双肩に荷ふて蚕食政略日も亦足らず而かも土地は互に接近し境土は單に間髮を容るゝのみ衝突せざらんとするも豈得べけんや、加ふるに大村六代忠澄の世に當り彼レの長子は有馬を傾す有馬大村相呼應し肝膽相照したるもの松浦家に執つては勁敵たるに相違あし要するに大村は北進政略を執り地盤を固め松浦は十一世照山公の時代より平戸に居城を搆へて更に南進を試む、勢ひ大村は北防充實を期せざるべからず平戸の南進主義＝大村の北防主義はコゝに両家を驅つて軋轢衝致するの最大遠因ならざらんや。

蒙古役と大村親澄

史眼一顧、大村親澄弘安の役に戰ふに當りソノ子澄宗亦力を添ふる所ありきソノ子澄遠彈正少弼後醍醐天皇御宇、元弘の初年より官軍に屬し菊池氏と志を同ふし少貳大友等と戰ふ事數回、終始志を變せず軍忠を盡せり、更に考ふ後醍醐天皇の王政復古は實に當時の大革命なりき、楠正成新田義貞名和長年の忠臣相議し事を擧ぐるの時、肥前平戸松浦定は夙に勤王の志を抱き奮然蹶起して佐世保を過ぎり京師に走りぬ、而かも大村澄遠亦官軍に從ひき、平戸と大村とは弘安の役、元弘の戰ひに於て共に〳〵活躍しぬ日本靑史最大ページを染むる出來事に對しては彼レ等はイッも絕大の力を盡せり、思ひ見よ澄遠の子、澄與に關する大村舊記を、抄に曰く。

純與は彈正少弼と稱し後ち豊後守と名乘る小字新八郎元弘元中より父と共に肥後の菊池氏に

屬して忠勤を勵む

只此際注意すべきは等しく官軍に屬すと雖も直接間接の區別ある事コレあり太平記第二十一卷後醍醐天皇遺言の條下に曰く。

造次にも顚沛にも忠戰を計らすと云ふ事無し他家の輩には筑紫に菊池松浦鬼八郎（即ち松浦定）草野山家赤里……

と即ち松浦は天皇の鑾下に屬し大村は菊池の麾下に在り此間截然として亦區別なき能はざるが如し。

○參照　鬼八郎の勇氣と鏡川由來

鬼八郎は强勢にして勇士なり殊に强弓を好み常に殺生を事とす彼レ嘗て下方灰吹山に鹿狩すや休みの折柄偶々梢に猿の遊ぶを認む即ち一弓にて射落さんと睨いを定めば猿は頻りに號叫して腹部をさす扨ては自己の腹部を貫けと嘲弄するか憎みても餘りある猿なる哉とて箭打番ひて丁と放てば過たす猿の腹部を貫き即死せしめたり八郎喜び走りて能く〳〵見れば腹中に子猿あり即ち姙娠中の猿にてソノ腹部を指せしは此處を射れとの事ならず姙娠中なれば助け呉れよとの意ありし也、後に至り此猿類りに八郎に祟りをなし凶事續出すと傳へらる扨平戸

誓願寺の濱小路は往昔大なる淵なりけり水清き淵あればとて西行法師は鏡川とは詠したり大さ丁四方古來名つけて蟹が淵と云ふ、時に田平村の百姓三吉と云ふものあり或日愛兒を失ふ百方搜索すれ共ソノ行衛知れざりしがば三吉悲歎の涙に暮るゝ時此時、愛兒の衣類三四日を經て蟹が淵に浮き上りき扨ては川童の仕業ならめと三吉深く歎きたるりしがコレを聞ける八郎は、平戸城下に斯かる怪物あるは松浦家の名折れ武門の恥辱、須らくコレを退治せざる可らずと爲し淵に望み水中を潛りて大ひに獰る所あらんとせしも化生の者とてあらざれば一たびは泳ぎ上りしものゝ時を經る十時、又もや彼レは水底に潛りて又上り、怪物あり捕へ來らんと大聲以て馬手指の短刀を取り拔き手も見せず三たび蟹が淵へと躍り入る、暫時にして紅イの色は水底より漲り來り鏡川の水に和して一面血の海と化す、一同慙き化生の者を害し給ふが御身は淡なかしやと安き心もあらざりしが八郎漸くにして浮き上リ怪物仕留めたり此綱引けやと引き上げしむれば甲の廣さ三疊程の蟹にして此淵のアルジなりとかやソノ後蟹の淵に怪しき事なく淵亦イッの間にか埋まりて鏡川の名のみ殘れり

松浦十五世肥前公、諱は定、八郎と稱す源五公の長子驍勇絶倫世目して鬼八郎と云ふ俗に鬼肥州と稱する是なり元弘二年三月後醍醐天皇隱岐に行幸あらせらる彼レ北條高時を討つの命を奉

して少武大友菊池等と共に勤王の志を抱く建武元年北條高政豊前の帆柱城に據りて北條貞義筑後の堀口城に據る三月少武頼尚帆柱城を攻む彼レこれに從ひ奮戰す大友貞載堀口城を抜き九州の平定斯くして成る朝廷、松浦定をして肥前守に任ず、蓋し松浦家に於ける肥前守の始祖とすべし而して此時平戸に是與寺を建立す

建武二年足利尊氏反す帝新田義貞に命じ菊池武重と共にコレを討たしむ一月十九日京師を發す松浦定亦從ふ廿五日尊氏の軍と矢矧に會し討つて走らす十二月十五日足利直義と手越河原に戰ひ亦破り十二月箱根に進み定は千葉宇都宮より共に奮戰し彼レの戰功忠勤は正史國史の正さに認むるのみからず松浦舊記明かにこれを記せり要は載せて前章松浦系譜にあり而してコレを鎭西要略に就て檢すれば左の如し。

建武三年（延元元年）四月三日……足利尊氏將軍進發解舟纜博多津、太宰少貳頼尚、大友左近太夫宗匡、千葉松浦九州之諸侯大半從之

同廿四日……曉將軍之船直義之陸二行共至播州一谷、海陸於是決、明日合戰、大手大將直義高師泰大友松浦赤松三浦山手大將等從之

同七月十日……龍造寺又六入道修繕者有軍功、玆菊池武敏及其一族群起當國或據固或麾

係宜之國、人以相對武家之輩

松浦が當時錚々の人物なりしは右の記事に徵しても又何に重用視したるかは延元元年七月廿九日少貳太郎入道に宛てたる左の誅伐狀に依り明らかに認識し得らるゝなり。

松浦肥前守定、落下鎭西之由有其聞、早相解國々軍勢等可誅伐之狀如件

延元元年七月廿九日

少貳太郎入道殿

コレ正しく足利が彼レを誅せんとしたる立証にして彼レが如何に重きを置かれしかは思ひ半ばに過ぎん斯かる忠臣なりければ後醍醐天皇は彼レに錦直垂を下賜せられぬ現に松浦伯爵家に保藏せらるゝと傳ふ松浦家略系延元元年の條下に曰く。

肥前公尊氏の軍と屢々戰ふて後ち平戸に歸る

此記事と對照すべきは前揭の誅伐狀なり、尚殊に趣味深く感ずるは肥前公定の後、國司公勝、筑前多々良ヶ濱に於て尊氏に屬從したるの一事これなり、蓋し勝は嘗て兄定が尊氏と兵を交ふるに當り、遙かに應援する所ありしが延元元年彼レ菊池武敏の軍に在り尊氏と筑前多々良ヶ濱

大渡長者の事

愛岡心桃發論

に戰ふや窃かに少武入道と通じ足利氏に內應しぬ、こゝに於て彼レは始めて尊氏に見へぬ尊氏彼レに與ふるに引輔の徽章を以てす、彼レ松浦勝は南朝後村上天皇（後醍醐天皇の御子）より肥前國平戸の津を領せしめ國司號を賜はる（故に世に國司公と稱す）從ふてソノ威勢隆々たりて諸士の參勤引きも切らず兄の定は南帝に近侍しけるが弟勝は二たび西國小値賀に下向し志自岐浦より更に平戸に赴きしなり此時平戸への先導となりしは鮎川某と聞へし

○註　現今平戸に鮎川太郎左工門なるありソノ祖先端をコゝに發せるなるべし

扨平戸國司と平戸との干繫に就て三光譜錄の說明する所を見るに實に左の如きあり。

平戸一鄕は大渡長者とて古昔より地主あり。神應寺は大渡の居所なりとぞ、然るに大渡長者は川內より平戸迄を領したりしが興榮（即國司公勝の釋號）平戸を領するに當り中德中女子を興榮に嫁せしめ大渡は國司に養はれコゝに一生安樂に日を送れりと云ふ

兎も角此一事を以てしても平戸の基礎はコゝに於て根底を鞏めたるものと見做すを得べし按するに兄定は南帝に屬し弟勝は北帝に從ひ兄弟牆に鬩くの奇觀あるもの今に於てコレを偲へば沒理の甚だしきものなりと雖も當時の武士は只個人的祖先崇拜を本義とせり個人的祖先崇拜主義、蓋し當時の大勢たりしや相違なし彼レ等の信する所は身躰髮膚父母に享くコレを毀損せざる

孝の始めにして身を立て家を起す孝の終りとせり而かも身を立て家を起すは祖先の偉勳に酬ゆるが爲にして此偉勳を沒せざらんには如何なる手段も敢てしても厭ふ所にあらずと信ずるが如く然り、予を以て言はしめば正しく儒敎の中毒と云ふを得べきも更に細かに觀察を下せば國家的祖先崇拜主義より分派して個人的祖先崇拜主義に心醉するに至りしなるべく當時の大勢より推し寔に已む無きが如し、たゞコゝに特筆したきは此個人的祖先崇拜主義より不知不識の裡に大和魂を喚發したるものある事コレ也、慨むべし祖先崇拜主義ソノ道を誤り骨肉相食み兄弟相鬩くの破倫的行動を演しつゝありしを、而かも古武士の戰場に臨むや所謂一騎打ちの功名に耽り「我こそは何々の住人、何々の子孫」と高らかに名乘りを揚ぐる處、正しく祖先崇拜主義を發揚せしものにて只コレを國家的に解釋せず個人的に括り付けしこそ當時に於ける潮勢の然らしむる所とは云へ亦遺憾の極と云ふべし。

左れば平戸の鬼肥州定が南朝に屬しながらソノ弟にして而かも平戸家の相續者たる國司勝が足利に屬したる如きは何レの軍が敗衂に歸する共、松浦家の破滅を豫防せんとする意に外ならず實例現に相神浦城主御厨執行定の養子とあるや勤王の志を抱き南朝に屬したりしがソノ子丹後守清は

歴應元年（卽ち延元三年）足利の命を受け一色氏に屬し過ぐる八ヶ年貞和元年三月十七日今福
祠宮にコレを告諭せし程にて父子コヽに仇敵となれり而して遂に父正は延元四年八月十七日菊
池等と共に戰死したるにあらずやソノ他例を求めば尙ほ多々あるべく從つて平戸領主が兄弟蕨
幟を異にするは決して怪しむに足らじ。

相神浦と足利氏

相神浦なる松浦清が足利家の命を受け一色氏に屬したると同じき年、卽ち南朝の延元三年、北
朝の歴應元年戊寅、平戸國司松浦勝、足利尊氏の恩賞に與かる、ソノ翌年唐津の波多源二太夫
重、始めて足利直義に謁見す、コヽに於て松浦黨總て足利に隨從す、時に歴應二年（卽ち延元
四年）二月なり、同じき年の八月十七日は松浦有田御厨等の豪族死亡して代を改むるの折にし
て此時代より松浦黨の名は廣く且つ多く諸書に登載せらるヽに至れり。

九州の潮勢

斯くして世は漸次統一に歸し泰平に赴きしと雖も未だ殘黨四表に餘命を保てり國司勝卽ちコレ
が鎭撫に從事し肥前小城を平らげたるは足利義詮の喜ぶ所となり觀應二年（南朝の正平六年）
十二月廿日義詮彼レに感狀を與ふ松浦の威勢益し東天紅の有樣なりき、觀應四年に至り偶ゝ管
領一色道猷、大將軍と稱して肥前に來り杵島郡の兇徒を擊つ、當時後藤經明は須古城（同郡白
石村）に居り藤津藤太郎は糟岳城（藤津郡鹽田）に居る、道猷擊つてコレを降すコヽに於て杵

島藤津の郡邑平定し平戸松浦をしてコレを管理せしむ松浦の威勢コヽに於て益々熾んなり。

試みに元和元年の版になる本邦武家沿革圖考を播き見よ元歴元年卽ち源賴朝が木曾義仲を討ち
し當時に於て九州の豪族としてはそも誰々を擧げしか、沿革圖考は明らかに筑前に原田稚直、
豊後に臼木惟隆、緒方惟義、肥後に菊池隆直、肥前に松浦と掲記せしにあらずや尙ほ下つて延
元二年（北朝建武四年）足利尊氏反旗を翻へし後醍醐天皇を幽せんとするの際、圖考は亦大隅
に肝付、薩摩に島津貞久、日向に伊藤祐廣、肥後に菊池武重、筑前に一色、肥前に松浦と明記
せる也、蓋し松浦は當時の豪族、弘安の役以來、南北朝の時代に至るまで松浦と大村とは荐り
に戰功を爭ひぬ而かも大村は菊池の麾下に過ぎざるなりとは世の以て認むる所たり沿革圖考亦
稍々コレに流るヽの筆調を弄せり兩族軋轢の因、衝突の芽、斯くして幾十年の久しきに渉りて
胚胎せり。

要するに大村は菊池に結りて勢力を擴大からしめん事に熱中しつヽあり松浦素よりコレに敵す
べくもあらず從つて何等かの後援なからざるべからず彼レが筑前の大內に應援を求むる蓋し事
情の已むを得ざれば也、予コヽに於て乃ち斷ず、筑前の大內を後援とせる松浦、肥後の菊池を
後援とせる大村とは互に勢力を競ひて暗鬪を試みたりコレ正しく封建の弊竇なりと雖も此群雄

割據により地方の自治制度は發達し而して敵愾心の挑發となり善化せる武士的精神を幾百年の後に於て始めて產み出したるものなるを、此一事は蓋し特筆大書するの要あるべし。

○註　平戸松浦が筑前の大内を便りたるは舊記の明認するのみならず大内と松浦との干繋は大内義弘の弘を受けて松浦弘定と名乘り大内義隆の隆を襲ぎて松浦隆信と稱し大内義鎭の鎭を次ぎて松浦鎭信と云へるに徵しても両者の干繋如何に密接あるかを知るに足るべし。

然れども此時代は南朝北朝共に〳〵鎬を削りて尙ほ雌雄を決せんとするの折なりき敵と言はず味方と云はず緣を求め便を藉りて各々ソノ味方に引入れんと腐心せるの時なりき、勝ては官軍、負くれば賊軍とは亦此時代を指せしものにやあらん、諸豪族たるもの各々両朝の雲行を窺ひ領地の安全を期するの外敢て他あるべらず按するに戰勝の裏には敗衂あり敗績の裏には亦勝利の存するあり一勝一敗殆んど五十餘年、民力疲弊し人心堵に安んぜざるの折コレを塗炭の苦みより救はんとするは亦領主の義務たるべく而かも此目的を達するにはソノ方法と手段を選ばざりしは如何に社會の通弊とは云へ亦以て是非なき事なりとすべし、左れば十六世平戸領主國司勝は兄鬼肥州と楯を脊にし北朝に屬しつゝ康安元年七月松浦黨の一族と菊池武光を擊つべく筑前に至りしが如何なる機會にや有りけんソノ後援とせる大内の態度亦如何に豹變せし乎、彼レ

は翌貞治元年に至り心機一轉南朝に屬し一族等と共に兵を筑前に起す、過ぐる六年即ち應安元年彼レは西征將軍に從ひ東上せんとして所々に戰ひ同四年九州探題今川貞世松浦郡に下るに及び彼レ亦コレに屬す、想ふに南北両朝分立以來コヽに至る四拾年、戰爭絕ゆるなく馬蹄の音以て耳を聾せりと雖も大勢は既に定まれり南朝敢て武勇絕倫の士無きにあらず北朝の武威熾んなるに比しては亦同一に語る能はず、總ての豪族此時に於て既に大勢の歸着點を知れり而かも趨勢の期する所を達觀せり彼レ等は自己の立脚地點を確立するため両朝ソノ何レに向つてか隨從的決心の臍を固めざるべからず、國司勝亦明かにコレを知れり社會の罪か境遇の罪か予究論するの要なしとするも彼レは應安七年に至り松浦の一族と共に愈々足利家に陪從すべく大決心を爲しぬ蓋し時勢の大廻轉此動機を作りたるに相違かかるべし終始菊池に屬したりし大村家亦此年足利に屬したるを見れば多くの豪族を驅つて此趨勢に陷らしめしたるに外ならず、即ち大村家譜が大村純弘の條下に於て左の如く揭載したるは亦這般の消息を知悉する好材料たるべし。

大村純弘は紀伊の守、始め彈正少弼と云ふ小字武壽丸、應安七年甲寅三月、將軍源義光將さに菊池氏を伐たんとす、純弘菊池氏に屬して忠戰す同年九月菊池武政降る純弘亦コレに從ふ大村が益々名聲を張りたるは此時よりおるべし蓋し足利直參の武士に化したればなり

○註　大村家に用ゆる純の一字は藤原純友を忌み初代直澄に至り澄の字に改めたるが元弘年間より更に復舊して純を用ふる事とせり而して此時よりコレを用ひて憚る所なきに至るとか

や

大村氏と足利氏

大勢の歸する所亦以て如何とも爲す能はず大村既に足利に屬せり松浦亦コレに屬せざるを得ず、コレ社會の狀態より見て自然の順序なりとす、而して九州はコヽに始めて統一の實を擧げに至れり。

き、即ち九州探題澁川敎直の下に於て大隅の肝付、薩摩の島津忠國、日向の伊藤、豊前の大友親繁、肥後の菊池武政を筆頭として筑後には澁川あり筑前には大內あり肥後には菊池あり豊前には大友たる少貳敎頼あり有馬あり有らゆる豪族はソノ利害干繫よりして端なくも思潮の合致を來し統一の實を擧ぐるに至れり。

松浦黨の攻守同盟（松浦黨の血判）

然れども室町將軍は平戸領主に對しては稍々疑念を挟みぬ、國司勝たるものコレに對して所謂武士の金打を爲さゝるべからず、勝が應安七年足利義滿に屬してより殆んど十ケ年、南朝の元中元年、北朝の至德元年甲子二月二十三日國司勝は平戸湛及値賀石見守平戸武をして松浦一族と會盟し以て心を足利に固ふすコレを松浦黨の第一回攻守同盟と爲す而して同じき年の八月十一日彼レは又々宗族と會盟し血書を作成して室町將軍足利に屬するの決議を爲す、コレを松浦黨の第二回攻守同盟と爲す當時作成せる血書の全文左の如し

松浦黨血判の事

干時至德四年八月十一日

波多殿　下野守　重
神田殿　日向守　廣
鴨打殿　美濃守　增
佐波守　周
飛彈守　前
下總守　盛
筑後守　光
値賀殿　石見守　集
鶴田殿　越前守　純
安藝守　保
大河野殿　豊後守　有

八並殿　武蔵守　行
和泉守　聖
相知殿　美作守　結
佐里殿　遠江守　計
近江守　近
木島殿　摂津守　堯
値賀殿　大和守　先
大隅守　仁
上大杉殿　常陸守　任
備前守　勇
下大杉殿　備中守　猛
信濃守　契
薩摩守　月
伊豫守　前

加賀守　初
紀伊守　時
呼子殿　播磨入道　浄覚
伊賀入道　浄月
主計充　延
兵衛三郎　多賀王丸
山代殿　豊後守　榮
平戸殿　肥前守　勝
伊萬里殿　伊豆守　高
今福殿　丹後守　直
和泉守　弘
志佐殿　壹岐守　調
伊勢守　中

以上の松浦宗族攻守同盟會議には松浦黨なるもの悉く列席して血書を試みぬコレ半面より見て足利氏に屬するの實をなしたるものたると共に、更に他の半面より見て黨の結合殆んど精神的に成りたるを察知すべきかり。

○參照　以上の血書と對看せしむるため掲記を經ざりし松浦黨主ある者の系譜を諸種の舊記を基礎とし誤を正し掲ぐる事左の如し

峯殿　駿河・守　苔
殿　能登守　登
有田殿　出雲守　持
御厨殿　三河守　德
平野殿　左衛門充　晃
修理亮　宿
早岐殿　新藏人　常
右馬助　深
德王丸

波多、別家松浦、有田、山代、八並、値賀の略系

▲波多家之系圖

波多　持楯源二郎後更源太叙六位進五位稱源次太夫松浦公第二子松浦公分邑群公子持得松浦郡波多邑數所及壹岐邑而波多邑立家號曰波多

- 親　源太駿河守
  - 來　鶴田六郎
  - 至　鴫打源三郎
  - 重　字源二稱源次太夫叙五位　始足利直義謁見延元四年二月松浦黨隨從　同四年八月十七日松浦有御厨等死
  - 勇　大郎下野守
  - 進　八並八郎
- 糺

▲別家松浦之系圖

御厨公族——松浦　粗初者正稱小源太　御厨公長子

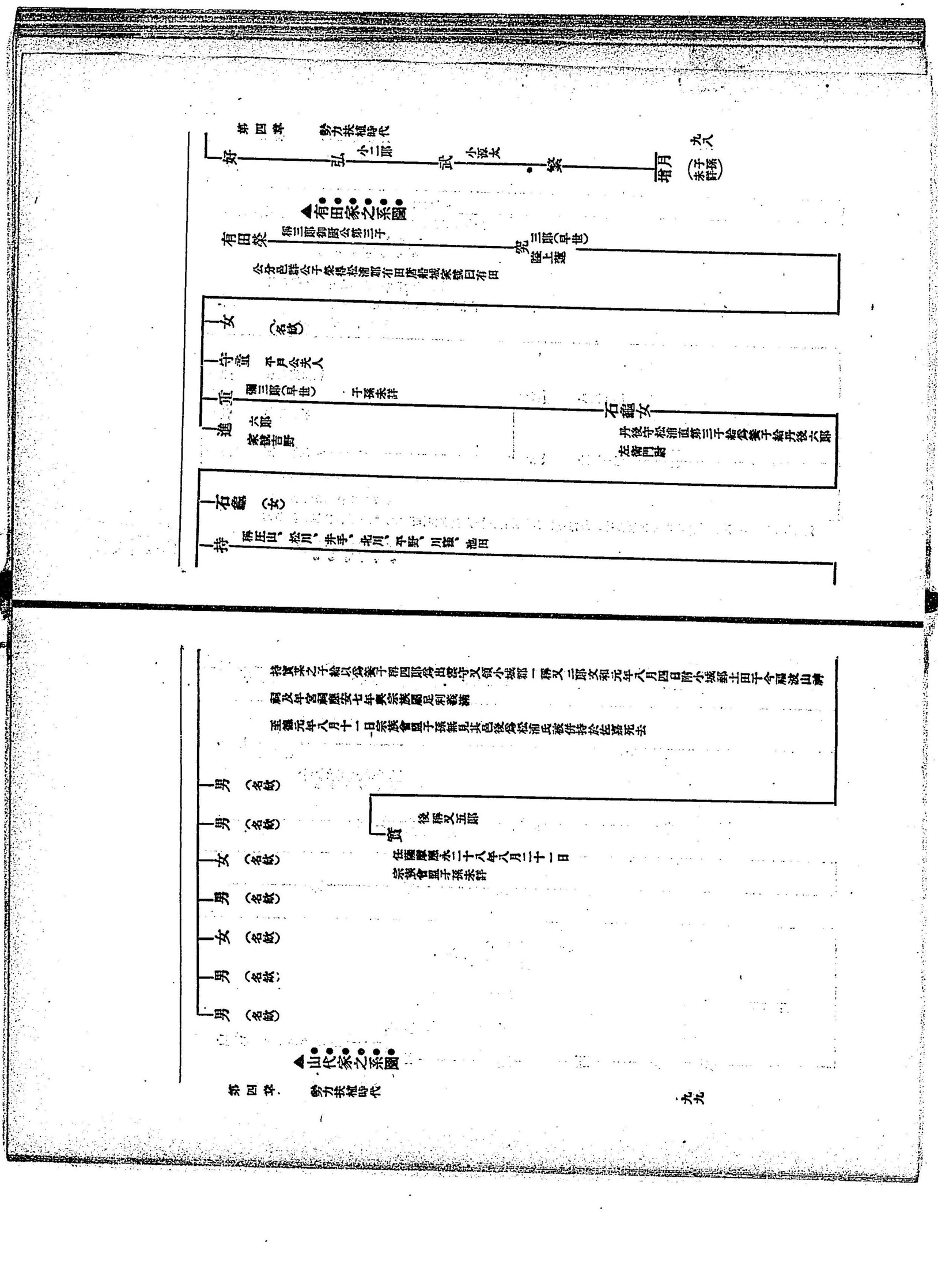

好　弘　小二郎　武　小源太　繁　月　增（子孫未詳）

▲有田家之系圖

有田榮　稱三郎御厨公第三子　公分邑群公子榮得松浦郡有田唐船城家號曰有田

究　三郎（早世）　諡上蓮

女（名欽）

守童　平戶公夫人

重　彌三郎（早世）　子孫未詳

進　六郎　家號吉野

石龜女　丹後守松浦直第三子給爲養子給丹後六郎左衛門尉

石龜（女）

持　稱圧山、松川、井手、北川、平野、川窪、池田

持實某之子給以爲養子稱四郎爲出雲守又領小城郡一稱又二郎文和元年八月四日附小城郵土田干今福波山神祠及年宮祠應安七年與宗族屬足利義滿

至德元年八月十一日宗族會盟子孫無見其邑後爲松浦氏被併持於佐嘉死去

男（名欽）

男（名欽）

女（名欽）

男（名欽）

女（名欽）

男（名欽）

男（名欽）

實　後稱又五郎　任薩摩應永二十八年八月二十一日宗族會盟子孫未詳

▲山代家之系圖

山代　御厨公第六子圍
- 固
  - 清
    - 實　固之子以實爲養子　領地早岐家號早岐
  - 廣
    - 實
  - 階
  - 榮
    - 正
      - 安　楠久源三郎
- 弘
- 勤
- 榮
- 信
- 吉
- 清
- 直　八郎
- 茂貞　聖道可公女
- 方敎
- 棟　天明中　仕佐嘉

▲八並公之系圖

八並　疆源七　御厨公第七子得松浦八並邑與波多親之三子八並進分領共居
- 友　太郎
- 滿　十郎
- 等　太郎
- 晴　八郎左衛門
- 遶　二郎

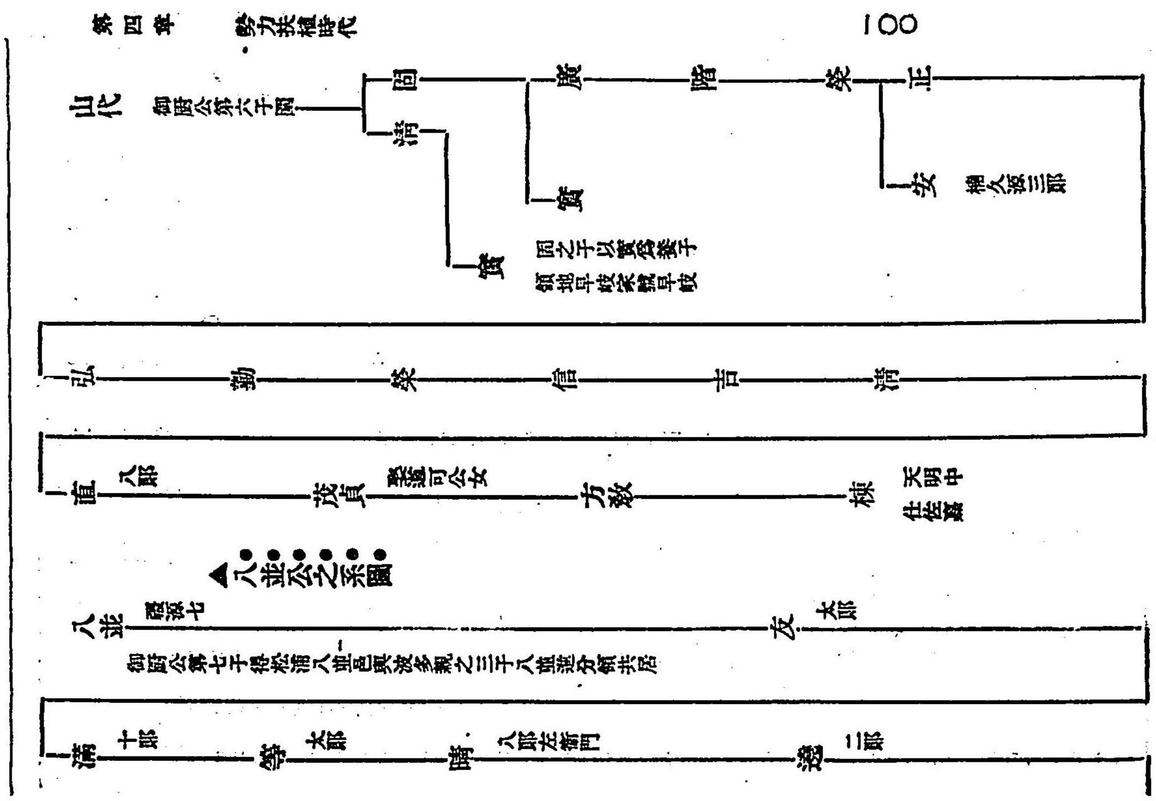

- 有　左近將監　叙五位
  - 女　以峯我子長爲養子長左衛門尉稱叙五位稱左衛門　太夫
    - 次　新太郎
- 行　新三郎
- 正　新助
- 進　源八郎
- 弘　新助後改福井　移唐津後仕後藤貴明居武雄
- 信明　新三郎
- 太郎助
- 源右衛門　仕佐嘉出征朝鮮

▲値賀家之系圖

値賀　連十郎　御厨公第八子得上松浦値賀有浦下松浦御厨居値賀
- 御厨小次郎
- 數世後
- 先　任大和守應安七年謁足利義滿　至德元年八月十一日宗族會盟

平戸松浦と筑前大内との干繋

松浦黨の同族會盟は卽ち時勢の潮流に棹したるものにして當時の立ヶ場さしてコレ以上の態度を確立する能はざりしは前後の事情より想到し來つて寔に已むなきを知る而かも松浦が筑前大内を後援とせるは此時に方つて益々顯著なる事實となれり鎭西要略卷五乃ちソノ狀を叙して云へらく。

應永四年大内義弘略肥後、以大友彈正少弼爲守護代、班師於筑前矣、筑前也於芦屋西郷合戰、大内盛見敗軍舍弟滅人大輔敎治以下渠魁武士若干人討死、義弘令陶河野兩家兵貳萬餘騎救盛見之急難、此時千葉松浦原田秋月星野等亦退而楯込於笠木岩屋天拜山岳所々城蓋し南北兩朝の統一稍々事實に期せられたりと雖も海內の靜謐意の如くならず壓服されたる空氣枕は必ずや他方に膨張して破裂を來さゞるべからず、室町將軍の威勢隆々亦世に敵する者無きに似たるも裏面に伏する暗潮や急にして潛勢的餘力は到る所に瀰蔓し豪族四方に起り小黨各隅に伏し所謂群雄割據の端を勃發せり、應永五年夏六月肥前國小城郡司千葉對馬守胤基がソノ嫡子胤鎭と共に松尾に居城を移し攻守の基礎を鞏固ならしめたるは抑もコレが實例にあらずや而して彼レは間もなく京都探題となれり左れば烟々たる眼光を以て隈おく社會を達觀せる室町政府は人心の結合に精力を集中し種々の方便を以て慰撫し懷柔し籠絡し統一の實を擧げんとせり、平戸領主は松浦黨の中堅として武を錬り勇を鍛ひ令名嘖々として此時正さに足利を擁護するに亦怠りなきが如く然り、十六世國司勝を經て十七世安世理、十八世星榮直と過ぎ十九世正林勝の時代に至つてや天下は愈々室町將軍の掌中に落ち將軍の平戸領主を遇する亦尋常一樣にあらざりければ松浦同族を提ッさげ緩急相救ふの締盟を爲すは蓋し事理の見易き事なりとすべし應永貳拾八年松浦正林彼の石見守榮をして代つて一族と會盟せしは這般の消息を氷釋せしむるの好材料たるべしコレをコレ松浦黨の第三回攻守同盟とす。

松浦黨の第三回攻守同盟

契諾條約　（全文）

一、京都探題千葉胤鎭御大事時者松浦上下一家中加談合一味同心可致忠節事

一、就本領以下時者任理運可申定事

一、所務弓箭時者相連申談可致合力事若此條云僞申作者

八幡大菩薩天滿大自在天神御罰於可蒙候

仍契約如件

應永二十八年八月二十一日

船原　因幡守　監判

巣瀬　沙彌廣悦　判
長田　大膳助公光　判
別府　越後守　長　判
宇久　出雲守　鋭　判
平戸代　石見守　榮　判
津方　因幡守　(此處蟲喰)　判
船原　出雲守　通　判
庄山　薩摩守　實　判
福島　伊勢守　實　判
田平代　修理　高　判
佐々　掃部助　千　判
千北　安藝守　和　判
宇能木　大和守　種吉　判
山田　伊勢守　清移　判

日宇　出羽守　勝　判
佐々　右馬助　存　判
和多田　出羽守　榮　判
大河野　遠江守　繁　判
久保田　伊賀守　(此處蟲喰)　判
牟田部　豊後守　満　判
相知　越後守　(此處蟲喰)　判
大石　掃部助　勝利
中村　若狹守　秀　判
北村　大炊介　信　判
呼子　壹岐守　斐　判
城　若狹守　秀　判
佐志代久浦　沙彌　(此處蟲喰)　判
塩都留　沙彌　源如　判

中村　薩摩守　盛判
神田　中務烝　結判
鴨打　參河守　集判
寒永井　修理亮　清判
小田　駒　大丸
相知　常陸介　賢判
御厨　參河守　德判
相神浦　近江守　通判
山代　遠江守　信判
志佐　壹岐守　重判
松浦　丹後守　進判
波多　下野守　永判

佐々の正興寺御厨の慈光寺建つ

蓋し松浦黨の宗族會盟は足利氏に執つて絶大なる意思を强ふせしむるに足るべく從つて宗族の居る處亦大ひに物心両者の進暢を釀し政治に教育に乃至宗教にソノ光を發揮したるは掩ふべからざる事實にして御厨庄佐々浦なる正興禪寺は應永二十九年壬寅三月某日に、御厨庄永照山慈光寺は同三十一年正月十一日に各々建立を見たるに徵しても明憑とせらるべし即ち武を進め文を磨くは領主正林が執りたる政策と見て可なり英雄豪傑亦コレを機として簇出しぬ正林の弟松浦源歳の如き殊に世に知られたる勇士にあらずや。

要するに平戸領主が武を尙ぶは一は邊彊防備の緊切に迫られたると一は進取的氣象の發現に伴ひ益々コレが急務なるを認めたるに倚るなるべし室町幕府幸ひに政權を掌握し天下稍々統治せられたりと雖も各々勇を競ひ勢を爭ひ暗鬪明戰日も亦足らざるの有樣なりければ攻守両者の方面よりして兵備の擴張と貔貅の訓鍊とを要するは素よりソノ所なるべし永享三年の條下に於ける鎭西要略の記事中。

白狐山城包圍

辛亥夏六月、太宰新少貳資嗣號少法師於肥前佐嘉討敗大內德雄、遂至松浦討得德雄

と見ゆしは卽ちソノ寧日なきを立證する材料にして等しく室町政府の命令に服從しつゝ大にしては豪族と爭ひ小にしては宗族と爭ふは啻に平戸領主のみに止まらず總ての大名小名亦然り。左れば彼の宇久大和を大將としたる生月の一部に山田加藤下方津吉等加擔して白狐山の城を包圍したるは實に此時代にして宇久大和は三本松に對陣し生月の兵員は本成寺の後方なる茶臼の

笠に陣地を布けり然るに平戸に於ては大島伯耆守應父子のみにて都合百四十餘騎、敵は無慮三百餘と註せられしも大島伯耆殊に智略に富み勇猛の聞へ高ければ敵は容易に突進せず三光譜錄ソノ狀を叙し『大島伯耆の敵を拂ふは恰かも信玄に勘助添ふたるが如し』と形容せる蓋し眞を穿ちしものなるべく寄手は遂に退却の已むなきに至れり而かも平戸二十一世是興（天叟公）の代となるや彼レ即ち兵を催し大島をして總員を指揮せしめ下方へと押寄せぬ、當時下方勢は紐指城に立て籠り平戸勢を待ち居たるに雲霞の如く殺到し來れる平戸勢に驚愕し僅かに一方の血路を開きて五島に落ち行きぬ、紐指始めて平戸領となり勢力圏の幾分を擴張し得たりしなり、時に文明貳年とす。

紐指始めて平戸領となる

斯くの如く松浦宗族は外にあつては宗族會盟綏急事に從ふを締盟しながら內にあつては互に爭闘を事とす蓋し足利氏の政治宜しきを失すると群雄割據の潛勢力、步一步顯勢的に輾搤せんとする動機に接したるに外ならざるべし而して是與云へらく十六世國司與榮より六代の間、既に肥前守を名乘ると雖も未た予が將軍に御目見し得ざるは不本意の極也、須らく其意を達し以て羽翼を延ばすの伏線を作るあらんと、頃は足利七代將軍義敎の永享六年にして彼レは先づ東上の途に就き室町に着し『九州の武士御幕下の爲め參勤仕り候』と通せしに義敎彼レに氏を問ふ

松浦是興足利義敎に謁す

、乃ち源氏と答へしに義敎更に融源氏なるか光源氏なるかと反問せり、思ひ設けざる事なれば是與ソノ答ふる所を知らず、光源氏と答ふるこそ然べくと遂に斯く答申に及び、如何にしけん是與爾來三年滯在すと雖も何等の沙汰に接するなし是與殆んどソノ前途に迷ひぬ、時ある哉義敎石清水八幡神社參詣の旨觸出されければ彼レ即ち辻固めに紛れ大紋に朱塗の烏帽子を戴き、イト目立ちたる扮裝にて眞ッ先へと進みける、義敎車內よりコレを見、彼レは何者かと問ふ所ありき、彼レ曰く肥前國下松浦平戸の住人松浦肥前守源是與なり願の義あり既に三年滯在すと雖も何等の沙汰に接せず若し夫れ疑ふべき點あらば世々肥前守と稱せし由來及び我家の系圖をも綴々せん云々と乞ふ義敎彼レに答ふるに三日を經て改めて出仕すべきを以てせり、間もなく三日の豫定は經過せり彼レ即ち出仕す、義敎彼レを非凡なりとし特に義の一字を與ふ廿一世源三郎源義とは蓋しコレより起れり而かも彼レは毛氈の鞍覆、白傘袋錦の半袴を給はり冠木門の免許あるのみならず彼の渡邊綱の名をして更に世に嚴かし天晴れの武士なり、とて三管領を始めとし多くの大名へと紹介する所ありコレ實に後花園天皇の永享八年四月廿六日の事なりとす朱印の全文に曰く。

（マヽ）爲毛氈鞍覆日傘袋禮太刀一腰青銅三千匹到來被聞食託猶賜之可申也

四月廿六日

松浦肥前守へ

超へて翌十年足利義敎、松浦義（即ち是與）の赤烏帽子を戴くの狀を爲し幅面字を押し四月中旬甲斐國惠林寺の僧聖應に命し贊辭を題せしめコレを義に與ふコ丶に於て松浦義の名聲四表に響き肥前守の威勢頓に昂れり。

○參照　三光譜錄に曰く是與初め三年を經て義敎に見へんとするに臨み義敎愛猿をして彼レの衣紋を裂き嘲弄せしめんとす是與豫めコレを知り窃かにソノ猿を招き頭部を毆打し苛責幾番以て放つ斯くして彼レが義敎に見みゆるや義敎猿を彼レが側に寄らしめ衣紋を裂かしめんとす、猿は勇み進みつ丶不圖是與の面部を見て倉皇として而して逃ぐ義敎以て凡ならすとして彼レを優待す云々と按するに斯くの如き逸事は多くの講談として人口に噲炙せらるゝものにして信偽素より保し難きも一說としてコ丶に揭出す。

斯くて世は永享既に去り嘉吉元年となりけるが六月二十四日赤松敎康亂を起し將軍義敎を殺す蓋し敎康は彦次郎と稱し赤松滿祐入道性具の子なり、松浦義コレを聞き自ら軍兵を催し東上し義敎の仇を報せんと計り出師準備にコレ遑かきの時、九月敎康誅に伏したりとの報に接す義窃かに喜びたれ共ソノ期に及ばざるを悔ひ遂に京に入り義敎の喪を弔ひ南禪寺に於て薙髮し禪師の弟子となり長老の號を授かりコ丶に天叟和尙と稱し平戸に歸る、時は嘉吉元年辛酉七月十日也。

超へて同三年將軍義勝故義敎の大祥忌に臨み京師の諸寺に於て法會を修す此時天叟義は厚恩に酬ゆべく義敎の像を刻し自らコレを奉じて平戸に歸り翌文安元年甲子ソノ像を安置すべく寺院を建立して普門寺と稱す寺領は下方の內、木場大河原村を附屬とす。

天叟の子に三人あり嫡子昌弘は應永年中田平城主峯氏の相續者となり三子瀧は紫加田の養子となり二子豊久平戸を受く而かも天叟和尙は佛道に歸依し獅子村に妙性寺及び田平の是與寺を與立し文明二年庚寅三月十八日是與寺に於て薨す天叟實に普門、妙性、是與三寺の開山なり豊久時代に至り彼レに若宮大明神を贈り中の御館に宮造りをなす世俗單に赤烏帽子と云ふ實に天叟の事ありけり。

○註　平戸家什器たる牧溪の繪は足利義敎が松浦義に與たるものに係り義敎の父義滿東山金閣寺に於て茶會を催せし折、數寄屋の張り付けしものなりとぞ、唐八景の繪は義敎の幅物なりとかや、又松浦義の拜領せしは遠寺晩鐘の圖にして此軸は法印鎭信時代に於て岩清水八幡

宮御願に依り生替に祈り籠りしことありと傳へらるツラ〳〵此時代の末葉を稽ふるに室町將軍は政事に倦み國事を忘れ遊樂に耽りしかば政權イツシか管領の家に歸し從ふて管領家の家宰は勢力强大となり却つて主家を凌ぎ家宰と家宰とは又權を爭ひ互に主君を擁立して相軋るに至り遂に應仁の亂を起し諸國の大名豪族皆黨するありて京師を戰場とし東西兩軍總計三十有七萬、而かも前後十一年激戰數十回、京師大半兵燹に罹りて灰燼となり諸將各々國に籠り城を堅ふし道を塞ぎて割據の姿をなし剛は弱を攻め上は下を壓し紀綱全く崩れて幕府の威令山城の外、敢て有るなし斯かる間に錮されたる天叟和尙は世を豐久に讓りたりしも兵亂遏む時なく豐久荐りに攻守の策を講じ松浦黨の威武を保たん事に汲々たり加ふるに群雄割據の氣運は至る所に勃發し九州の風雲亦急ならんとして遂に本章の幕を閉ぢぬ。

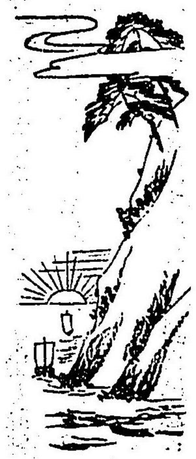

第五章　群雄割據時代

（自後土御門天皇文明元年至後水尾天皇慶長十九年紀元貳千貳百七十四年）

門閥を崇ぶ風皆イツしか敗れて今や漸く實力を尙ぶ時代となり力あれば則ち起り勢イ衰ふれば則ち倒る、將軍も奔竄して臣下の鋒を避け陪臣起つて幕府の政權を掌握す。關東には北條早雲先つ起りソノ子氏康八州を服從し九州には大內大友の二族跋扈して各々雄を競ひ大村松浦の族亦互に銳鋒を交へて勢力圈の擴張に鼎峙しつゝあり而かも諸國總て割據の實を表現し統一もせざれば調金も上らず公卿の疲弊此時より甚だしきは無し、コレを大にしては公鄕見る蔭も無く武家脊りに跋扈しコレを小にしては群雄各々威を揮ひて弱を呑み民力萎靡し政令行はれず親子相食み骨肉相害ふ、蓋し時勢の暗遷默移亦是非無き事なりとすべし、此時に當り平戸領主松浦は益々威力圈を扶植する所ありき而かも松浦中興の祖たる天叟義の威功や絕大にして優に發達史のページを彩るに足る鎭西要略第八卷に曰く。

肥之前州松浦郡平戸島中興開基海印山是興禪寺天叟義公庵主者、嵯峨源氏之苗裔也、其祖先興榮見任本州之國宰遂平戸島采地、爾來百餘歲到公武事益々雄而威名遠駈焉、永享中入京謁

大相國普光院殿、相國賜以錦袴、其子豊久公薨像一幅以下略下、是以按焉、渡邊流炳焉

天叟の晩年に至り下方生月の一部動もすれば平戸に叛せんとす蓋し數年に跨る問題にして平戸

貳拾二世領主天翁淳の文明二年遂に紐差氏を攻めコレを陷れ下方の地を併有す、事は前章ソノ

要を盡したる如くにて實に平戸が領地を擴張するの發端とす斯くて平戸は勢力の扶植に腐心す

るの折、佐世保を距る數里の場所卽ち相神浦には十三代の城主源盛頻りに亦攻守の策を講ずる

に極力熱中しつゝあるの時なりき、平戸と相神浦、遠くソノ祖先を索めなば系や同じくして族

や等し而かも今や平和の斷絶旦夕に迫るあらんとす、以て遺憾の極となさゞるなき乎、左れど

コレ社會の潮勢なり一種異樣なる潮の流るゝ處は亦從つてコレに洗はれざるを得ず兄弟相分れ

て大村となり有馬となりたる此兩家亦此時代に於て劒戟相交ゆるに至る蓋しソノ軌に漏れざる

ものにて天數自ら常勢を忌むに依るならん乎。

大村純治好武城を築く

願みれば大村は鎌足の後裔として威名夙に鳴る而かも直澄以來久原城を本據したるも民部大輔

純治の代始めて好武城を築きて爰處に居る卽ち今の福重村あるべし純治一男二女あり長男實に

純伊とす、時に肥前有馬城主は遠江守經純九世の孫にして肥前守藤原貴純と稱し予が曩きに大

村系譜を示したる如くソノ祖先や共に相等し偶々純治時代に方り家督相續の件に就て端なくも

有馬大村の不和

兩家爭鬪の起因を作り遂に和を失し干戈相見へ親子兄弟牆に鬩げり、更に按ずるに純伊舊名孫

太郎と稱し信濃守と號す母は朝長純安の女にして妻は高來郡有馬の城主貴純の女なり、純伊城

を今宮に築造したるを以て大村居城はコゝに三變しぬ而かも彼レは有馬の女婿かるにも拘はら

ず遂に舅貴純と不和を生ず蓋し父純治既に有馬と弓矢の交換を爲したる程なれば兩家の不和は

コゝに愈々重きを加へて利害の干繫より感情の衝突となる、實に後土御門天皇は足利將軍義政

の文明元年紀元二千百三十有六年甲午にして互に軍馬を繰出し旗鼓相向ふに至りぬ。

大村純伊の危難

大村純伊の家人に鈴田道意なるものあり窃かに意を有馬に通ず斯くして兩軍各々兵を繰出し雌

雄を決せんとす道意窃かに大村の戰略を有馬に通ず、計略の裏を掻きたる有馬貴純は得たりや

應と大村勢に立て向ひ木ッ葉微塵に打ち碎けば純伊既に殄滅の不幸に陷り五六の從者と共に委

を隱さんとす、有馬勢は北ぐるを追ふ事五六丁、而かも純伊は首尾能く虎口を脫し山道を辿り

て東彼杵郡廣田に走りぬコレ實に彼レが奇難を免れたる第一次にして廣田城主彼レを保護する

や極めて切なりき。

間もかく戰爭は終局しぬ有馬は凱歌を奏して島原へと歸陣しぬ然れども純伊の首級を梟する無

くんば高枕安臥亦以て思ひ寄らざる事なりと間牒數名を各地に派し物色コレ努む、彼レ等の物

色は普く各地に渉りぬ殊に豪族割據の場所は精探殆んど盡さゞるなし而して廣田城主窃かに純伊を庇護し居るとは既に間牒等の聞知する所とあれり純伊正さに風前の燈に似て累卵よりもイト危し、廣田城主即ち彼レを早岐は城の腰なる山伏某の家に潜居せしむコレ實に彼レが危難を免れたる第二次たり、斯くて純伊主從四人の者は窃かに山伏の家に潜み姿を扮して只管時機の到來を俟つべく危難を免れぬ、偶々魚類を行商する一人の町人來るあり、山伏依ッて以ッて大魚一尾を買ひ俎上に乘せ調理するあらんとす、幸なる哉、不思議なる哉、件の生魚の腹中に紙片の凝結せるを發見しき、奇異の感に打たれたる山伏紙片を展して讀下せんとしたるも斷片又斷片素より一貫の書狀たらず左れど山伏意を凝めつゝ前後の紙斷を綜合縫綴して讀下せば曰く。

一筆啓上仕り候、大村純伊過般廣田表に忍び居り候ひしが其後行衛相分らず相成候處、近頃風聞に依り候へば城の腰なる山伏の家に潜み居候由承り及候、之に依つて拙者は日々肴賣と相成、只管探索を盡し候處、全く大村城主純伊に相違無之事を認め得候、其他三四人の家來も附添ひ居るやに見受け候へ共、其姓名等は未だ確むる事出來申さず候、然る上は早速純伊を討取る計略致すが何よりと存じ候に付委細は亦何彼と御報知可致、其節は直樣人馬御繰出し速かに御討取り相成る方然るべく存じ候先は不取敢急ぎの儘、一筆飛脚を以て差上申候

文意實に右之通り、山伏豈數奇を喫せざらんや、倉皇以て純伊主從に告ぐ、純伊歎じて曰く嗚呼天か命か生きて恥辱を晒さんより潔く割腹して祖先の精靈に申譯すべしと、從者泣ひて諫めて更に虎口を脱せんと勧む而かも今の肴賣りこそ間牒に相違あらめ端なく密書の發見されしは大村の武運盡ざる明證なりとて且つ慰め且つ喜びつゝ血氣にはやる從者の面々直ちに肴賣を追跡して途に殺害すコレ實に彼レが奇難を免れたる第三次なり。

首尾能く隱匿したりと衷心歡喜せる大村純伊は又もや有馬間牒の探知する所となりき幸ひに魚腹に葬られたる斷片により災禍を未發に防止するを得たれど、一たびソノ所在を知られたる彼レは安然逸居する場合に行かず更に以て足跡を晦まさんとし家族の面々と密議を凝らし遂に佐世保を過ぎて佐々村に潜伏す、扨ても有馬方に於ては肴賣に扮せる間牒の偵察により純伊が早岐なる城の腰に潜み居るを知り日を期し彼レを討ち後日の禍を除却せんとす、而して間牒某の消息を待つや甚し、左れど爾來何等の通報に接せず不審ながらも敢て猶豫すべきにあらずと剛の者六人を百姓に扮裝せしめ早岐に徴行せしむ、彼レ等六人は主君貴純の命を受け豊間特に百姓の家を問ひて農事を談じ夜はソレ〳〵目星を附し純伊の動靜を知るあらんとせるも何等得る所ありきは當然の事のみ、時に間牒の一人近隣の某より探知したるは一人の魚類行商人殺害せら

れたる珍事なりき、扨ては總ての計略水泡に歸したるかと落膽數番失望數回ソノ善後策に就て進んで鳩首凝議する所ありぬ、彼レ等の密議するは兎も角山伏某を逮捕して情狀を白狀せしめんとするにありき、時は正さに文明八年丙申八月にして一たび意を決したる有馬の間牒、陰雲濃々として月星共に光を滅せる二十七日の深夜を利用し草木も眠る丑滿時、暗路を辿りて城の腰なる山伏の居宅を包圍せり、斯かるべしとは夢想だもせざる山伏は戸を打ち叩く物音に眠りを醒まし引き明くれば御用と一聲、霹靂天上より落下し來りて兩手は後ろに縛されぬ、刹那の間、機徹の理、降りかゝる災難彼レの身邊に積りしと雖も辨明の暇あく直ちに有馬領内に送致せられ糺問に遇ふ事頻りなり、然れども彼レは只何事も知らざるの一事を以て前言後語を連結し敢て他を語る無し大村家來は激怒措く所を知らず遂に彼レを斬る、山伏乃ち從容として死に就く、天コレを悲みてか雨瀟々として幾層の哀れを增すに似たり。

○註　山伏の氏名は大村記錄明記せしもの無し又時に無きにあらねど附會せしならんと察すべき點あるを以て殊にコレを省きて單に本文中山伏とせり然れども山伏の本姓を山崎と稱し居りしは種々綜合せし舊記斷片の認むる所なれば或は眞に近き乎。

折角手掛りを得たる純伊の足跡は又もや失ふ所となれり貴純の失望知る可きなり然れども純伊

にして假令天に翔り地を潛るの術ある共、草を分つも探知せずんば亦以て止むべきにあらずと更に數名の間牒を增派して大ひに努むる所ありき、ソノ功空しからず漸くにして下松浦郡佐々村の山中某家に潛居し居るを確めぬ、乃ち佐々村に急行し又もや動靜を探らんとせり。

風聲鶴唳は敗餘の將卒がイツも懼かさゝる事なりとかや矧んや怪むべき巨漢が佐々村に出沒すると聞ける純伊主從は何彼に心を置く落魂の身なりとて有馬の間牒既に此地に來るを自覺し、最早事の猶豫すべからざるを悟り又もや逃走の策を施せり而かもコレより以北は平戸松浦の領內なれば危險無しとも保し難き更に方嚮を轉して暫らく屈辱を忍ぶべく乃ち上松浦唐津附近なる加々良ケ島へと落ち行きぬ、コレ實に彼レが危難を免れたる第四次なりとす。

斯かるべしとは露知らぬ有馬方、今度こそは首尾よく純伊を討ち島原の地盤を鞏固にせばやと夫々手配を定めて肉迫突進せり、焉んぞ圖らん大村純伊既に身を脫したる後あらんとは、又もや取逃がせしか殘念無念と切齒扼腕ソノ甲斐ぞなし、斯くて有馬の意地は重なりき大村の根を斷ち葉を枯らすは如何かる困難に踏止すとも敢て厭ふべきにあらずと深く且つ烈しく探求コレ努めたれ共、爾來杳して足跡を得ず斯かる間を縫ふ又二年、純伊の所在殆んど知るに由なければ有馬も今や百計盡きコヽに搜索を中止するの已むおきに至れり。

以上の如き事情よりして大村全々無領地の姿を觀せり有馬奇貨措くべしと爲し熾んに濫食政策を行ひ頻りに威武を揮ふ、十八萬石の大村ヨ、に十五萬石となり十萬石となり更に八萬六萬に減して五萬四萬と退き有馬の勢力コレと反比例をなして擴大に次ぐに擴大を以てし殆んど天に冲するに似たり、此時平戸松浦の行動如何と見れば彼レは南下政策の實現を夢み相神浦及び佐世保方面の侵略を企畫せんとせり然れども早岐は肥前杵島郡武雄なる後藤柄崎城主の勢力圈内に屬し有田の唐船城又庄山池田の輩、相神浦城主を翼贊するの折なりき、而かも平戸松浦は攻守兩者の成功を期し有馬大村の戰鬪に對して所謂中立的態度を執れり、松浦の政策と有馬の勢力とは大村敗劒以來ヨ、に始めて衝突の芽を胚胎せざるべからず松浦有馬の爭因蓋し端を爰處に發せりと云ふべし。

相神浦、有田、宮野

○參照　武雄及宮野と後藤氏との干繫

武雄及宮野と後藤氏との干繫

武雄一名柄崎と稱し後藤實に領地たり文明時代には後藤伯耆守純明柄崎城主たり、肥陽軍記に後藤は源賴義の臣後藤內匠景明の末裔にして景明は八幡太郎源義家の女婿なり、ソノ裔左京太夫元明、肥前杵島郡武雄に下り柄崎城主となり世々明の字を實名に用ふとあり而して武雄と杵島郡宮野なる住吉城との干繫に就ては純明の養子は大村純伊の子純前の三男貴明にして貴明の養子は平戶松浦より來れる惟明なるが後に至り貴明ソノ養子惟明と不和を生じ貴明は妻子を引具し始めて武雄を出で宮野に移り住吉城に居る或は單に隱居所たりしならん而して惟明は佐嘉の龍造寺に責められ平戶の實家に歸りたるがコレ等の事は後ちに詳叙すべきも武雄宮野の干繫を明瞭ならしめん爲め參照としてコヽに要を摘み置く。

大村純伊南風崎城に迫る

卻つて說く、唐津加々良ヶ島に逃竄したりし大村純伊はコヽに四年の星霜を積み所謂臥薪嘗膽の苦を忍ぶは越王が吳王に報ひんとする如く也彼レの苦心慘憺素より空しからず多くの豪傑雲と集り潮と寄せ來つて今や銳氣は充分に養はれたり一擧以て島原を滅せばやと先づ兵を船に乘せ再び榮ゑ來る春の到着せしを喜びつヽ加々良ヶ島を解纜し彼杵郡なる早岐の南方南風崎に押寄せたるは彼レが一敗地に塗られてより殆んど七年後なる文明十二年康子十二月なりとす、素より純伊には譜代恩顧の家從あり彼レが旗皷堂々四邊を拂ふて進發するに當つてや風を望むで麾下に集まるもの引きも切らざる程にてあれば威勢は頓に盛り返し諸所に轉戰せんとしたるが有馬亦大村の銳鋒に當るの不利なるを知り遂に和を講じぬヨ、に於て大村家の再興を爲し得るに至りたるは大村史乘蓋し特筆すべきの價値ありとすべし。

や漸く時を得且つ有馬と婚儀を重ね有馬純貴の子純治の次男勝童丸をして大村の相續者となし後ら純忠と名乘らしめて目出度く平和の局を結ぶに至りしは全く三社の賜物なりとて千挺道具寄附の宿願は急に成り難しとするもコレに代ゆるに波佐見村中山に於て田地六町を奉納したるのみならず郡村七山大村寺社を始めソノ餘の神社佛閣を修理し同郡惣鎭守幸天六所大明神には躬ら一千日社參せり即ち文明十三年二月一日を始めとして起算す（一說には彼岸の初日とある も今大村家譜に隨ふ）一千日の滿願に於て彼レは川に立ちつゝ齊戒沐浴、脫せる衣上に大師の尊像六躰あり即ち社を舘の南隅に立てコレを安置す大村家代々擁護の本尊コレなりとす。

○註　此六躰尊像は天正三年耶蘇敎徒寺社を破壞するの時五尊を失し殘り一躰は山田觀音寺にあり今櫻田に祀れり。

コレより先き純伊一千日社參の間、市瀨榮龍に命して松樹を放虎原一帶の路傍に植へしめ以て永遠の紀念となす今存するもの僅かに二株なりと。

○參照　大村純伊十子あり長女は有馬修理太夫晴純の室にして則義、貞純、忠直、員盛、諸純等の母とす二男は紀伊守純良とし多病を以て家を襲がず村部富澤等の祖即ちコレ、三は大村純伊の相續者純前にして四は右京亮忠豐とし柴江等の祖也、五は阿音法師とて太郎岳及び

黑髮山の住持たり、六は松原大輔純照とし子孫斷絕せり、七は豐前守尙純、八は伊勢守純直、九は藤八郎と稱し子孫有馬に事ふ、十は即ち大村山城守の養子となりし純淳にして子孫佐嘉に仕ふ後ち皆コレを放つ山城守は彼杵郡宮村の地頭と知るべし。

局面一轉、平戸領主が文明二年紐差氏を攻めてコレを有したるは領地を擴張したるの嚆矢にして同八年天翁豐久亦佐々の地を併し三月十二日同邑正興寺田圃坪付に判形してコレを與へたるは領地併有に更に第二步を進めたるものと云ふべし、左れど此時代までは未だ人心の服從意の如くならざりしを以て超へて延德二年覺翁弘定更に併有の實を現はし二月二十二日前例は倣ひ判形を正興寺に與へ又別に證狀を作成して同じくコレを與へ收攬大いに努むる所ありしと雖も叛民誘所に蜂起するは蓋し勢の已むべからざるものなるべし、加ふるに天翁豐久文明十一年八月二十九日を以て薨し世は豐久の次男二十三世覺翁弘定の時代となり豐久の嫡男源四郎昌は田平の猶子となり峰氏を襲ぎ三男文五郎榮は田平左衛門安照の嗣子となり籠手田を領し四男貞久大野右馬之助の養子となり吉田一村の領主となり五男五郎稠は文明年中佐々形部掬の養子となり佐々を領したるも早世し佐々家コゝに絕へたれば大野源五郎貞久コレを加領しぬ而して佐々形部は大島に緣あればとて法躰し娘に介抱されつゝ悉く下松浦黨と緣を結び幕下となり所謂平

戸の縁組政略コ、ニ事實に現はれ兄弟五名各々一城一邑の主となる、然れども利害の衝突遂に不和を醸生するの頻々たるは此時代における特長ありとすべし延德三年の戰爭は抑もコレが起因たる也。

平戸と田平の戰爭

○參照　豐久の四男文五郎榮は江川の祖にして江川今は小澤となる喜平太は榮六代の孫にして安照までは田平三ケ村を領したるも豐久の計ひにて兄源四郎昌峰氏を襲ぐに及び分知せしめて文五郎に與へらるゝと

肥前守弘定は幼名源三郎と稱し豐久の二男にして初め正と云ひ大內政弘の一字を受けて弘定と名乘る、下方の山中治部、津吉の西常陸、志々岐權之助等は往年天叟是興に追ひ落され又は降伏しける者なるが豐久に至り尙ほ從はざるものあり弘定悉くコレを鎭定せり而して生月の一部又先代に對抗せるも弘定乃ちコレを討つの沙汰を聞き宇久大和に便りて一部、加藤山田等各々降伏し既記文明八年家人となり多久島民部は山田の幕下となりしも下方一帶以て平戸に叛心歸伏したるにあらざりき、機あらば彼レ等擧つて叛かんとせるなり、而かも源四郎昌は弘定の兄にして伯父峰五郎弘（法名幸達）の養子となり峰昌と名乘り田平城主となりしが幸達と睦ましからざりしにや幸達田平の領地を昌に讓らず弘定に預くる事となし間もなく幸達は卒去しぬ、

弘定乃ち人をして昌に言はしめて曰く田平、里村、江迎の一圓伯父幸達より予に賜はりしもの也、峰家累代の系圖と共に引渡しあるべしと、昌聞ひて怒るらく弘定は我舍弟にてありながら慮外なる申條なり、系圖の件は兎も角として寸地尺土も決して與ふる所にあらず強いて望むあらんには弓箭を以て潔よく目的を達せよと、昌と弘定斯くしてコ、に和を失せり、此時平戸の味方としては波多下野守盛、大島筑前守胤政先鋒となり十方の通路を塞ぎて陣列を布く當時田平里村城には兵士至つて少く大島三郎兵衛首道主從十名驍勇の聞へ高く十傑と稱せらる蓋し首道は胤政の子にして父子今や戰場に於て雌雄を決せざるべからざるに至れり、時は延德二年庚戌（印山記三光語錄は共に永正三年に作るも今正す以下總て訂正せしもの）十二月二十七日弘定旗鼓堂々進發し大島胤政副將を兼ぬ、平戸軍先づ南龍崎に出陣し更に里村城を包圍す、弘定乃ち胤政を召し且つ曰く敵城必ず明日を期して陷落せしむべし而かも汝の子の首級を見る情に於て忍びず予亦兄を討つ忍びざる所なりと、言ひ終つて淚滾々として湧く、胤政意へらく主君弘定蓋し天下の英傑なり而かも今此言を發す武士の情ケや物の哀レ抑々此中に籠れり、如かず今宵窃かに敵城に忍び峰昌をして逃さしめんと骨肉親身を思ふ有難さは田平の町より程近き適當の個所に船を艤し夜既に三更、萬籟寂たるの時、仲間某をして田平勢に傳へしめて曰く、里村城明日を以て必ずや陷落せん婦女小兒の如

田平の勝昌有馬に奔る

正に里村城に赴くべし斷じて通路を塞ぐべからずと、陣所の士卒答ふるに胤政あれば入城差支へなきを以てし門を開きてコレを迎ふ、彼レは女輿三挺を具し悠々として本丸に到り親しく昌に面し慰め且つ速かに落ち行くべきを慫慂しぬ昌曰く時の勢イ是非なしと、胤政昌及び從者二人を女裝せしめ密かに城内を脱し豫て準備の小船に搭乘せしめて何處とおく落ち行かしめぬ、明くれば乃チ二十八日平戸勢、鯨波を作つて里村城を攻む、大島胤政高櫓に上り大聲疾呼して曰く我レ既に此城に攻め寄せたり而かも敵將逃竄して行く所を知らず隨つてモハヤ戰鬪繼續の要なしと軍勢聞ひて凱歌を奏しぬコヽに於て田平江迎の一帶弘定の有となりソノ威勢隆々として旭日の如く近國の武士風を慕ふて參勤幕下に屬するもの夥多なりきソノ得意知るべきなり。

○參照　下松浦八家の一たる御厨十郎祐忠は男子とては無く、容色衆に絶せる子女一人ありけるを弘定の威勢に服して妻となし身は幕下に從ひたりとぞ

去程に肥前田平を落延びたる峯昌は延德二年十二月二十七日の深更（大曲記には二十九日とあるも前後の事情より斯く斷ず以下同シ）月なき暗路を辿りつゝ伊吉の津を解纜し滿々たる暗涙を帆に孕ませ波浪の間に搖られしが三十日の夜に至り颶風の襲來する所となり野母の沖合に於て破船しき、昌は運を天に任せ岸ある個所へと志ざし漸くにして附近の陸地に上りしに寒燈微かなる漁家ありけり、コヽに一夜を明せ

有馬貴純の平戸城攻圍

ば延德三年正月元旦となる榮枯盛衰は夢おれや、きのふの英華今日の夢、見るもの聞くもの爭かで涙の種ならざるべき漁師の某は甲斐々々しくも昌の境遇を思ひ遣り細き煙の中ながら彼レの難儀を救ひつゝ等しく身邊に附き纒ひ目出度く武運の榮へ返らん事に肝膽を碎きけり、兎角する中歲月は奔れる駒の如く延德三年の二月ともなりければイツまでコヽに滯在せんより高來の郡に押し渡り有馬城主貴純の同情を求むるに如かずと又もや世間を憚りて忍び〳〵て島原に行き一伍一什の成行を語り此際一片の同情あらん事を以てせり、貴純曰く諾、須らく時機の來るを待つべしと、ソノ儘昌を賓客として有馬の城に滯在せしめき。

間もなく平戸松浦を攻擊すべき準備は整ひぬ、貴純は弘定をして侮るべからずとなし密かに通じて一擧彼レを亡ぼさんとし同じく三年五月貴純は舊田平領主峰昌の爲め平戸城を攻圍すべく人馬を發す卽ち昌の味方としては島原城主有馬左衛門貴純を始め大村城主大村式部少輔純忠、相神浦大智庵城主松浦丹後守政、及び下方の佐々形部舍弟正、西鄕壹岐守純高、志佐六郎純勝等にして有馬親近に加ふるに文明以來平戸に嫌焉たらざるものゝみを網羅せられたり、斯くと知らざる松浦弘定は舅御厨十郎祐忠の邸宅に滯在しけるに忽ち急報あり、有馬兵船雲霞の如く來襲したり云々と、コレを聞ける弘定赫怒し扨ては峰昌の加勢と見ゐし高の知れたる有馬勢及

松浦弘定大内に候る

び一味の連中、何程かあらん徹底にせよと下知すれば『畏まつて候ふ』と伊藤四郎左衛門テフ剛の者、自ら指揮官となり津々浦々の船を駆り集め今や遅しと待つ程なく五月七日の未明敵將大暴漸く平戸に差し掛る。

◎註　弘定は祐忠の邸宅に於て急に報じたるのみならず數多の武士は各々領地に歸り居たる事とて平戸城の留守居としては大島筑前守胤政、多久島民部の外、名あるものあらざれば周章狼狽を極めつゝある途端、町人伊藤四郎右衛門、平野屋作右衛門、谷川宗閑等兵船を艤し來るため士氣大ひに振ひじと一説として掲げ置く。

來れや來る聯合軍、ソレ打潰せと伊藤四郎右衛門兵士を指揮すれば弓箭を揃へて射出し射落す。ソレと見るより寄手の方、特に有馬勢は先頭に進みしが海の形狀、潮の加減も知らざれば進退駈引意の如くならず、平戸勢コゝぞとり急所を狙ひて近寄る敵には熊手、長巻口、而かも陸上よりは石弓大石を投げ付ける事とて向ふべき餘地だになく己むなく聯合軍は退却したり然れ共攻勢を執りたる聯合軍正さに相神浦佐々の方面に密集し、ソノ夜は更に日の浦字馬立の辻に陣列を展開し北は甲岩、南は生向まで蟻も漏らさじと攻め寄せぬ、流石勇敢に富む弘定事の容易ならざるを悟り箕坪城に引籠る、蓋し突嗟の出來事なれば武器糧食を整ふるの暇なく皆腰袋計りにて五月八日の午の刻、馳せ集まりし所謂籠城の人々は御厨十郎祐忠、籠手田文五郎棨、大野源五郎貞久、大島筑前守胤政、同苗三郎兵衛を首め西宮内、中山治部、多久島民部、加藤數馬、一部大和守、中山四郎、平山越中守、梅崎六郎、篦崎五郎、辻近江守を始めとし將卒都合七百餘名と註せらるゝ扨ても聯合軍は潮の湧くが如く殺到し先づ箕坪城を包圍し平戸の町家に放火して直ちに中野村へ人馬を進め又一方には河内の浦より支隊を放ちて石花の岳、一の宮、二の宮まで戰陣を布き生月多久島の間にはカラミ兵船を浮べて聲援を張る左れど箕坪の城たる後ろは海を控へ前に巖石を呑み川流滔々たる要害堅固のものなれば左しもの聯合軍も肉迫突貫に絶大の困難を感じ只通路を遮斷し包圍攻撃を行ふのみ、斯くする事殆んど百日、城内兵糧亦盡き馬肉を食するの悲境に陷れり平山越中守此時まで軍奉行として惣支配をなしたりしが突然御厨田平の兵を提げて有馬に降るに至れり蓋し事の起因は今詳かに知るを得ざるも大野貞久と口論の結果なりと傳へらる一騎當千の評ある平山にして斯くの如し城中士氣の沮喪甚しく疲勞せる籠城兵を以て精鋭なる攻圍軍に抗する思ひも寄らざる事ありとて弘定に勸むるに一應此處を落ち行かん事を以てするもの多々ありき弘定肯んせず今や沖にはカラミ船あり陸には數萬の雜卒あり逃れんとして免るゝに道あし而かも當城には幾百の同勢ありコレを駒の蹄に蹴らせ予

一人身を逃るゝは主たる道に背くに非らずや、タトと刀折れ矢盡くる共、潔く雌雄を決して武士の本分を全ふせんと、胤政聲を勵まし且つ曰く御意至極尤もと雖ふ此上は天なり命なり然れ共一先づ城を拔け出で給はゞ平戸松浦萬々歳一時の屈辱を忍ばるゝは卽ち不日武運を盛り返すべき伏線たらしむべし幸ひ町の渡守に彦四郎と云ふものあり忠義のものにて候へば速かにソノ船に乘られ筑前に奔りて大內殿に縋がらるべし、御着を見屆くる夫れ迄は不肖ながら大島筑前、ソノ他忠義の同士あり本城を死守して主君の名譽を敢て毀損するなかるべしと、弘定沈思默考稍々久ふす、衆皆大島の說を贊し荐りに勸むる所あり、弘定撫然として然らば衆議に任かせ武運の榮へを待つあらんと答ふ、頃は延德三年八月二十六日、晝の頃より船津に下り女中料人等亦夜に入り櫓現山の谷より降り千筋の繩を下げ首尾能く草葉大の船に搭じ順風に帆を擧げぬコレに附從するは箆手田文五郎榮、中山、梅崎、箕崎辻等にして御臺及び姬君は洲紙の谷傳ひより落ち延びしが多久島附近は敵のカラミ船あるを以て大島西目に迂廻し宴處に一日滯在し程なく船は筑前今津の浦に着す、時に二十九日の夜なりけり。

筑前に落ち行きし後の箋坪城は大島胤政を總揮指官として二十日を經過せり而して糧食又杜絕して萬すべきの術なし斯かる以上は潔よく打つて出でんと血氣に逸やる若者が大木戶開きて聯合軍に割つて入り無二無三に斬り立てしも衆寡敵せざるは社會の原則、戰死するもの勘からざる爲め又もや固く門を鎖しけるが大島胤政窃かに意を大野貞久に示し仲間一人を伴はせ松浦丹後守政の陣に降參の躰にて赴かしめ敵情を偵察せしむ貞久卽ち從者と共に政の幕營に向ふの途次、偶々大村純忠に發見せられき扱ても能き質なりとて有馬の陣所なる聯合軍の本部に送致す、而して彼レは城內の模樣を詰問せられき、乃ち已むなく弘定が今日に溯る二十有餘日前筑前に奔りたるを自白す、貴純コレを聞き直ちに降を胤政に勸め勸降使を送る數度、而かも胤政肯んせず而して刻一刻苦痛を感知するものは糧食の絕無ある事にてありき、我レ敵に面縛以て降らんか、主君の面目を如何せん、然らば死生を決せん乎、數多の士卒尙ほ城內にあるあり奚んぞコレを殺すに忍びん左思右考進退ヨヽに谷まり苦悶幾番腦漿を絞るの時、峰昌よりの勸降狀亦來り附するに速かに降伏して開城すべし然らずんば貞久をして軍神の血祭にすべきを以てしぬヨヽに於て胤政の心は動けり而して答ふらく刻下の場合降伏敢て絕對に峻拒せず然れどもソレ相當の條件あり、知らずコレを許容すべきや否やと、有馬及び峰曰く弘定既に此地に居らざれば領地は須らく峰の有たるべし、コレを條件として更に胤政の條件を聞かんと、胤政乃ち提供すらく箆城の武士は本領安堵をあさしめ以て家人たらしむべし、然らば異議無しとヨヽに漸

志佐家における純の一字

く講和の約は成立し大島筑前胤政始めて聯合軍門に降る、斯くて彼レは舊恩あればとて峰氏の家人となり城は翌日聯合軍の手に交付せり斯くて戰爭は終結したりしなり。

○參照　一部大和守は弘定の妻女逃れたるに從ひ城を出でたるが敵勢に包圍され婦女の着けたるカツキまでも剝取られたるを見て是非なくソノ場に戰死せりと。

峰昌の本望漸く達し有馬の威を借り肥前平戸代々の家人悉く彼レの下知を受くるに至りたるもの全く有馬貴純の恩なりとて一字を受けて純本と改名す、コレ志佐家における純の字の始めなりと知るべし

記事は前に溯りて松浦弘定筑前今津の浦に到着せるソノ後の有樣を敘説すべし、彼レが延德三年八月二十九日今津の浦に着するやソノ附近に森山左衛門、同苗右衛門の兄弟あり松浦家と多少因緣ある爲め弘定乃ちコレを便り物かに大內の助援を求めしむ、兄弟頻りに彼レを慰安し當家は茅屋の事なれば三丁を隔つる箱崎八幡宮境內に眞言宗金胎寺てふあり暫時此寺に潛まるべしと弘定を伴ふ蓋し金胎寺主僧覺雄は彼レ等兄弟の伯父なれば亦深く此意を諒し快諾以て弘定を甕し松浦家の再興を祈る、明くれば延德四年正月元旦、主僧覺雄法印自ら蓬萊を持ち出で手掛けを盛り家臣遠藤忠胤椎樹を挿んで門飾を爲す、弘定乃ち金胎寺に於て元三の式を擧ぐ、程

澁江外記と後藤伯耆守の爭鬪

なく主僧は登城しぬ森山兄弟亦從ひき彼レ等は大內義興に謁し弘定の悲境を陳し助勢を求むる頗る切、義興涙を垂れて弘定現下の境遇に想到し祖先以來の干繫又存するあればとて直ちに彼レ等の願を容る、雀躍以て弘定に告ぐ、弘定の喜び知る可きなり、而して義興切に弘定の悲運を挽回せん事に腐心し窃かに豐前、筑前の諸侯と圖り、弘定をして平戸城主たらしめんとし遂に弘定の爲め大軍を起し、有馬、大村、相神浦の城主に向つて挑戰すべく準備に着手し進軍正さに刹那の間に迫る、當時義興の威名赫々として當るもの敵無き程なれば此報に接せる有馬等は恐怖以て和を求む、義興謂へらく予弘定を援くべく義軍を起し旗幟を鮮明にする所以のものは只弘定をして平戸城主たらしめんが爲めのみ有馬等にして和を乞ふコレ及に劒らずして予が目的を達するなりとて、依つて弘定に計る、弘定曰く焉んぞ異議を挾まん只管貴下の專斷に任す宜しく決を乞ふのみと、コヽに於て義興有馬等の乞に任せ和を講ず當時有馬の一族たる澁江外記は武雄城主後藤伯耆守と戰端を開始し肥前小城に於て會戰し有馬股肱の臣たる林田舍人討死せしを始めとし多くの將卒亦戰死せる折柄とて有馬は實に峰五郎純本（昌）を顧みるの暇あらざりき、而かも七ヶ國を領する大內義興に對しては所謂螳螂の斧たるを免れず須らく和を講ずべく有馬に通じ有馬貴純亦同意し二人の者は筑前箱崎に於て弘定に面し大內義興居中調停の任

に當りコヽに首尾能く和睦整ひぬ、大島筑前胤政亦大ひに力を盡す所ありき、弘定始めて錦を着て故郷に歸り平戸城主となり城中の士族亦舊士に安んずるを得たり、時に延德四年正月二十五日なり。

平戸崎方の金胎寺建つ

弘定の平戸に歸るや森山兄弟及び覺雄主僧に恩あればとて義興に乞ひて平戸に伴ひ森山を改姓森川とかす、コレ平戸家人森川市右衞門、同苗孫兵衞等の祖あり而かも平戸崎方の上手に金胎寺を新たに建立し覺雄をして開山たらしむ、和漢三才圖會に二十石、元祿分限帳に十五石下さるとあるは即ちコレが寺刹にして維新の際既に廢寺に歸せり。

○參照　傳へ云ふ松浦弘定箕坪を落ちんとするや武運を安滿岳白山權現に祈る折からイヅクよりか二羽の烏飛び來りしが弘定筑前より歸り權現に參詣するや烏は依然として安滿岳にありき、扨ては權現のお告げにより予が武運を祈り居りしならんとて權現社の修繕をなせりと、蓋し安滿岳は加州白山妙理權現と一躰にて十一面觀世音と號しける往古は『休みの岳』と書きけるとぞ、楊柳山西禪寺と唱へ院號は無量寺院となす楊柳山と號せしは永祿の頃、早岐村に大木の柳のみにて作りしによるとぞ、今の大柳山は即ち此柳の出でし山なり次に休の岳開闢は越智の泰澄和尚加州の石動山大平寺建立の後、此地に來り白山權現を養老二戊午年三月十八日勸請せしに起因す人皇四十四代元正女帝の御宇、泰澄は越前の出身にして三十七歲の時當山に來り隨身の者ある名新奈良別當久呂名翁と共にコレを開くと古史に見えたり

平戸と田平の緣組

以上の如くして峰純本（昌）と松浦弘定との兄弟はコヽに全く和を結びぬ而して緣組政略なるものは此時熾んに行はれたる也、弘定素より男子とては無く布袋姬一人なるに反し純本は男子女子多ければ純本の嫡子太郎を弘定の養子たらしめ本領田平をして興信に屬せしめ純本は志佐六郎の家を襲ぎ志佐に移り平戸松浦の相續たらしめ大內義興の一字を受けて松浦興信と名乘り身は叅門の人となる彼レはコヽに至つて志佐內匠中興の祖となれり又重緣と知るべし而して純本の血屬は如何に此際分布せられしか、試みに圖表を以て示さんに次の如し。

田平城主血屬分布の狀況

○純本

太郎　松浦弘定の養子となり興信と名乘り平戸松浦の相續者となる

純次　志佐一鄕を父純本より讓られ城を陣の內に移す源四郎と稱す

女　（名欠）肥前多久に嫁す

純忠　江迎村なる深江に館を造て爰處に居り阿波守と名乘る深江與五平の祖

兵庫之助　桃野家の養子となる

女　（名欠）出家して尼となり大島に居る

定治　世知原なる百枝の家を繼ぎ後佐川美濃守純昌と改む卽ち世知原領主にして佐川主馬の曾祖父主馬は壹岐守隆信の世に神佛の領を創り退役となる

永林女　佐世保城主松浦源三郎諫の妻となり諫死するに及び佐世保に草庵を構へ尼となり菩提を弔ふ

松浦諫佐世保を領す

松浦の攻守同盟は所謂緣組政略に依つて成功しけるがコヽに注意すべきは純木の末女、與信の妹なるエンリの所夫諫は相神浦大智庵城主松浦丹後守政の實弟なる事コレなり、而して政は相浦神を領し諫は佐世保を領したり而かも佐世保は政の直轄地にあらずして諫をして支配せしめしものならん歟、平戸松浦家世傳第四十卷考證の一節に曰く。

政領佐世保者亦諸書所不載、然政弟諫領佐世保、又道可公伐相神浦也、宗金築堡于佐世保於玖及小田、則政之領者可知矣、

而して佐世保を領せし源三郎諫に關し新豐年代記の揭載せしもの左の如し

諫は丹後源三郎と稱し佐世保を領す依て家號となす妻は志佐純本（卽ち峯昌）の女にして諫の卒後尼となり永林と號す諫は享祿元年卒し賀傳本慶と證す子孫見る所なし蓋し絕す

○註　佐世保領主諫の妻は志佐純本の女にして後ち尼となりたりとの引用書目は佐嘉本、刈屋庄本、大村本、宛陵寺本、今福系圖、紫加田系圖、大曲記、深江記、新豐寺年代記なり但し大曲記は純本の第二女に作るも今正す。

卽ち與信の妹は松浦相神浦領主の實弟に嫁し居りしに拘はらず與信の父弘定（實は叔父）は有馬大村の軍勢が嬰きに平戸を攻擊するに方り相神浦領主松浦政及び下方佐々形部等が聯合軍に投じたるを遺憾とし一方に於ては緣組政略を以て事實上の攻守同盟を締結しながら更に他の一方に於ては松浦政、佐々形部等を滅せん事を期せり形部コレを聞き驚き懼れ豐久（弘定の父）の五男五郎稠を養ふて子となす而かも大島筑前胤政の妻は形部の娘なりければ更に此緣を便りて先づ家を全ふするを得、形部自ら法躰して名を閑應と改め家督を稠に承繼せしめしも稠亦間

相神浦太智庵城陷る

もなく夭死しコ、に家督斷絶し弘定の有に歸す、當時佐々の一族に紫加田かるものあり居を戸谷の城に構へ居りしが豊久の弟源藏を養子となし弘定の幕下に降る、源藏後に美濃守となりソノ子鷲の允とて勇士なり、亦大野右馬之助も佐々の一族なるが弘定の弟源五郎貞久に吉田を上りし程にて下松浦の全部は（彼の相神浦佐世保を除く）一矢を酬ひず一刀を劒らずして平戸に屬し弘定より興信を經て統一の功は着々事實に發現したり緣組政略亦偉かる哉。

○參照　峰純本の位牌は江迎善福寺にあり俗名純憲とあるは純本の別名なるか又同寺の位牌に河波守純忠あり尙ほソノ山中に志佐殿墓深江方に再興との墓銘あるは純忠の墓なるか如何にや因に弘定は明應十二年六月十五日薨す菩提所は石泉寺あり按ずるに石泉寺は大渡の建立にて佛光國師歸朝の時始めて開祖となりしものにて今の御城の地ならん歟。

弘定が平戸に歸城し更に下松浦の諸侯を靜定したるは延德四年七月十九日改元、明應元年より五年に涉る間にして更に六年を迎へ七年となるに及んでや相神浦討伐の意益々萠し、年の十二月遂に軍馬を進めき、コ、に於て相神浦の戰端開始せられたるなり。

當時相神浦には松浦丹後守政、大野村瀨戶越太智庵に城を構へ相神浦、有田、今福、黑島、鷹島、佐世保等を領したりしが、頃は室町將軍の義澄明應七年戊午三月丹後守政は獸狩を催ふすべく數多の人馬を整へ轡を並べて一面の野に火を放ち頻りに獸物を追ひ立てり、恰かも好し一匹の猪、遙か前方に見へければ政は剛の弓を張り丁と放ちたれ共、狙ひ外れき、焦ちに焦ちし政は又もや一矢を加へんとする時ソノ時、家來山田四郎左衛門傍らより矢を放つて射留めたり政見て推參の擧動と怒りしを四郎右衛門及び弟山田文右衛門無念とし身を脫して平戸興信の許に奔る、奇貨措くべしとせる興信彼レ等を厚遇しぬ、彼レは興信に勸むるに速かに政を亡ばさん事を以てし且つ城內の案內逐一承知し居る旨を附言せり興信乃ち意を決せり、馬は野に斷き人は城に充ち滿ちたり。

○註　丹後守政が所領地の考證に就ては神寄本、佐嘉本、刈屋庄本、今福系圖、今福譜、大村鎭に就て直家譜、大曲記を參取して本文の如く斷定す。

平戸勢の進軍は明應七年十二月二十日（印山記には天文九年八月二日とあるも今訂正す）にして大神源五郎を總大將とし南入道宗知、西島玄番、加藤左高、近藤一部及び簡手田、小佐々、田平の族黨都合二百餘騎、同じき晩の子の刻、太智庵の城に押し寄せ先づ大手搦手を扼し置き密かに忍び入らしむ斯くて平戸勢は城を包圍しつ、鬨の聲を上げ、れば城內ソノ事の不意に狼狽し此處を先途と防戰しぬソノ間隙に乘じ案內知れる山田兄弟城中に忍び要所々々に火を放て

ば炎焔天に漲り上を下へと雑踏しぬ、斯かる間を掻ひ潜りたる山田兄弟、丹後守何れにあるやと尋りに城内を捜しけり、此時丹後守政は火炎の起れるを見て武盡きたりと嘆息する、ソノ折しも山田兄弟夜叉の如く目を怒らし政や居る丹後や如何と捜し〳〵て本丸の入口にて端なく出會しぬ、此時政の有様を打見やれば政は大刀を横たへ童子二人を連れたり見るより兄弟聲を上げ自殺を促すや頗る急、政は赫怒しぬ、而して不忠不義の臣と罵りぬ、然れ共事既にコヽに至る政たるもの免れんとして逃るゝ能はす時に二人の童子は政の袂を控へ御自害は心静かに致さるべく奥の御殿に入來然るべしと、乃ち彼レは奥殿に入る。コレを見済ませし二人の童子は一時に短刀の鞘を拂ひて山田兄弟に斬つて掛れば兄弟同じく秋水を放つ、忠義に凝れる童子等は今や獅子奮迅の勢イなり一合二合又三合劒尖閃めき刀々相磨す、左れど山田は武藝の達人、最後に四郎左衛門が横に揮ひし一刀は一人の童子を胴斬りにし六左衛門の打込みし大刀先きは哀れや殘りの童子を袈裟斬りにしき、アタラ蕾の花を散らしたる山田兄弟は滴たる血刀を振ひも敢へず奥殿さして踏み込みぬ。

此時火焔は城内に横溢し老幼の叫聲言語に絶せり斯かる間を縫ひながら城主丹後守は臣下の勸告に遇ひ間道より佐々の山中深く逃竄しけるが、コレを夢想せざる山田等は奥殿に踏み込み政の居らざるに仰天し切齒し而して扼腕しぬ、彼レの所在を捜索する頗る嚴密なり、偶々一人の農民政が佐々の山中に逃竄しつゝあるを密告するあり乃ち直ちに走せて首を斬る時に十二月二十三日なり、政享年二十有一、

○註　印山記によれば政は太智庵の城内に於て山田兄弟に討たれたりとあるも大曲記には佐々の山中に於てとあり予は大曲記の所説に從ふ而して政の戰死年月に就ては頗る異同あり試みに分類すれば

天文九年八月二日説（神崎本、今福原圖、印山記、佐々舊記）

天正二年六月十五日説（龍造寺本）

明應七年十二月二十三日説（深江記、幕銘、洪賦寺鬼簿、宛陵寺舊記）

の三説に岐れ各書亦各コレを異にすと雖明應七年説を以て正鵠を得たりとすコヽに於て太智庵全く陷落し今や平戸興信の所領となれり哀れなるは政の令室及びソノ子幸松丸なり彼レ等は此戰爭の折、生擒せられて平戸に送致せられぬ相神浦の殘黨必ずや血涙を絞りしなるべし、時に政の未亡人二十一歳、幸松丸僅かに一歳にてありき（印山記は此時未亡人三十七歳、幸松丸五歳と說きたるも誤傳たるを以て乃ち訂す）

幸松丸生擒せらる

幸松丸有田唐船城主に奪はる

興信凱旋の後政の令室及び幸松丸を河内村に置き小屋を作りてコレを勞はる人呼んで河内殿と云ふ、左れど現在所夫政の仇たる興信の厚遇を受くるは衷心潔しとせざる所、幾度か自殺を計らんとして果さず而かも幸松丸を後に殘して此世を去るは兎に角思ひの種なりけり、不本意ながらも月日を敵地に送り幸松丸の生長を苦中の樂とおし居たるが政の令室は肥前管領少貳政資の女なる爲め生擒せし中にも後難を恐れ慰撫コレ努め追ツて相神浦は幸松丸に與ふべきを以てせり、此時政の家臣は主君政の敗死せしのみならず母子共に平戸に生擒せられたれば遺憾遣る方なく如何にもしてコレを奪ひ返し主君の靈魂を慰めんと窃かに河内村に忍び入りしも用心堅固にして目的を達する容易ならざれば有田唐船城に助援を求めたり。

時に興信の家臣に井關兵部なるものあり興信を諫むらく幸松丸は當家の強敵なり栴檀は嫩葉より刈らざるべからず今に於て彼レを殺さずんば後日の憂ひを如何にせんと、興信許さず、兵部謂へらく事コヽに至る素より止むべきにあらず、我レ一命を擲ち君家を保護し奉らんと、乃ち幸松丸を殺害すべく機會を求むるに汲々たりし如くなり、兎角する中光陰は流れる水の如く、過ぎ行きぬ隱したるより顯はるヽは無くイツシカ令室の聞く所となれり、令室今や一刻も猶豫すべきにあらず幸松丸にして害せられんかは刻下の苦心水泡に歸せん、事を唐船城に告げ此場の危難を免るヽの外なしと決意し、漸くにして用心堅固の中を潜り郎黨某をして有田唐船城の川窪某及池田某に通じぬ、密書に接せる彼レ等は今更の如く慌愕し速かに奪ひ返すべき議を凝せり。

○參照　有田唐船城にある諸族の系譜詳かならず印山記には庄山池田等幸松丸を奪ひ返せりとあるもソノ氏名不詳也而して松浦家世傳考證の一節に

按印山記載相神浦戰爭の事、其中有庄山　然以其欵名稱呼今無可考　刈屋庄本記宗金　即幸松丸分疏其下云　天文九年十一月十五日　宗金詣今福年宮時　有田人庄山　松川、井手等　陰來奪宗金以歸置之于有田唐船城　是說與印山記言宗金之事者略同　蓋夫印山記因刈屋庄本而修耶將刈屋庄本因印山記耶今不可得詳也　唯以其載庄山故　附之于此云、

とあるを以て庄山なるものヽ氏名に就き世の疑を避くべくコヽにソノ名を省けり、而してソノ他の諸族に就て予が調査せる結果左の如し

一　松川某字稱　子孫未詳
一　井手某字稱　子孫未詳
一　北川某字稱　子孫未詳

一　平野晃　　爲左衛門尉應安七年宗族會に列す子孫未詳

一　川窪某字稱　　子孫未詳

後ち川窪武なるあり大膳亮となる文明元年土田を今福宛陵寺に附し子孫を祈る武の後ちに明あるあり七郎左衛門と稱す宗家松浦に仕へ邑吏となる永錄四年六月二十六日與有田圓滿寺主僧阿泉邑吏池田及び祠人等三所權現を修め宗金及びソノ子孫の爲めに祠る、子孫未詳

池田某字稱　　子孫未詳

池田前　左京亮と稱し宗家松浦家に仕へ邑吏となり三所權現祠を以て宗金の爲め福を祈る恰かも川窪の如しソノ子名欽ぐ、武藏守と稱すソノ子左助初字新三郎

右の如くにしてソノ正鵠を得る能はざるも川窪池田等が幸松丸の奪ひ返しに與つて大に力ありしは事實なるべく依つて本文の如く執筆せり

附記す唐船城は有田氏の居城にして元和年間陶磁器原料發見せられしにより有田を地名とし今の有田は開かれしものにて唐船城は今の佐賀縣西松浦郡大木村にあり俗に唐船の鼻と稱する卽ち此地なり、而して此時代の領主は有田市十郎と稱し爵きに有田系譜に示せし如く有田持なるもの肥前小城郡を領したる因緣により元和二年に至り小城郡多久にある朝鮮の陶器師

始めて有田に來りたるものと知るべし尙ほ市十郎の子を有田右京と稱し有馬氏と合戰の砌り敗北して質となり島原に行きたりしが豐臣秀吉朝鮮を征するに及び加藤清正に從ひ征韓の途に上り、戰爭終局の後、長崎に歸り有馬氏より世に島原屋敷と唱ふる長崎矢柄町（今の本石灰町の一部）に居宅を構へしが彼レは此時圖らず無常を感じ墨染の衣を纏ひ道智と名乘りて正覺寺を建立す卽ち現に長崎小島鄕にある眞宗正覺寺開祖なりと知るべし。

唐船城の川窪池田等は令室の密書に接し鳩首凝議し十一月十五日今福年の宮の祭禮に主君母子を參詣させ此處にて奪ひ取らんと深くソノ意を認め件の郎黨に渡し此機を逸せず年の宮に參詣せらるべきを言ひ含めり、郎黨首尾克くコレを令室に通じぬソノ喜び知るべきなり。

愈々明應八年十一月十四日となりぬ、令室は幸松丸の開運を祈るべく明日今福年の宮に參詣せん事を與信に乞ふ、與信曰く既に平戶の領內に至りたる以上は頻りに外出を許さず、然れ共幸松丸開運の爲めとあれば是非もなし速かに參詣し終りて歸邸すべしと、コヽに於て彼レは一子幸松丸を引き連れ今福へと歩みを運ばす、コレを聞知せる井關兵部幸松丸を害するは此時に在り、機正さに來れりと天に歡び地に喜び彼レを歸路に擁し本懷を遂ぐべく十四日の黃昏、今福の村外れに忍び込み頻りに彼レ等の動靜を窺ひぬ。

明くれば十五日、年の宮祭禮の當日とて村内頗る雜踏を極む、此時唐船城の池田某首尾能く幸松丸を奪ふべく屈强の家從五人を引隨し姿を虛無僧に扮して同じく年の宮へと潜み池田は神殿の側に身を隱し只管母子の來るを待つ、令室漸く來りぬ、而して神殿に跪座し禮拜す頑是なき幸松丸は太鼓の音、鈴の聲の珍らしさに紅葉の手を口に咬へて餘念なし、斯くて幸松丸は母に曳かれて前庭に出づれば一人の虛無僧、頻りに招くあるに似たり、扨てはと察し幸松丸を抱きし儘神殿の側に進み寄り見れば紛ふ方なき池田某、豫て牒示合せし事ながら今更の如く雀躍せり、池田は萬事後刻物語る旨を告げ二人の者を勞はり慰め神殿を下りて鳥居の前へと歩を移せば待ち設けたる家從の面々默禮しつゝ前後左右を守護し悠々として今福を去らんとす。

此時井關兵部は幸松丸が來りなば只一刀の下に絶命させんと待てど暮せど何等の消息に接せず不審の念今更に湧き今福の村落に入り雜踏を押し分け年の宮へと進み入り一の鳥居を潜らんとするソノ刹那、端なくも邂逅せしは幸松丸親子……不圖見れば怪しき虛無僧コレに附き添ひ町人風の者又五人コレを護り今や南方に去るあらんとす、扨ては豫ての計略と察せられたり、平和に事を決する素より期すべきにあらずと横へたる一刀鞘を拂ふて物をも言ばず幸松丸に斬付くれば風を切りたる大刀の鋭さ、鳥居の柱に打込みき、仕損じたりと井關兵部焦ちに焦ちて又

太宰少貳政資の戰死と其略譜

もや一刀を浴せ掛けんとせしに幸松丸の姿既に消ね怪しの虛無僧前面に塞がり頻りに此方を見遣るのみ、兵部は今や半狂亂獅子奮迅の勢もて虛無僧見掛けて斬付くれば心得たりと池田某、胸に呑んだる一刀を拔く手も見せず引拔けば秋水閃めき刀聲軋々火花を結ぶ二三合、揉み合ひ打ち合ふ猛虎飛龍、而かも兵部の足許次第に亂れぬ池田附込み一聲高く浴せ掛けたる刀尖は兵部の右胸部より左腹部を袈裟斬りにし血煙りパッと立昇りぬ、悠々として此場を去りし池田某、幸松丸に追ひ付かんと、足を早めて差し掛れば家從五人に擁護せられし幸松丸、母の懷ろにスヤ〳〵と眠りつゝ漸く今福を去りたる時にてありき、

池田乃ち無事を喜び首尾能く唐船寺に連れ歸りたり。變事は早くも平戸興信の許に達しぬ、彼レの無念察すべし、然れども幸松丸は前既に說けるが如く肥前管領少貳政資の孫とて頻りに軍馬を繰出し唐船城攻擊の擧に出づる能はず徒らに無念の裡に包まれつゝ居常鬱々として樂まず

○參照　太宰少貳政資の戰死と其略譜　幸松丸母の父たる太宰少貳政資の事蹟を叙するに當り少貳家と大内氏との干繫を述べんに大内と少貳と怨恨を結ぶは應永に始まりて少貳貞頼は大内義弘の女婿たる故に平和を維持し來りしも貞頼死去の後は大内盛見入道德雄肥前飯盛館に住せし事あり貞頼の長男滿貞は秋月の城に居り庶長資嗣は盛福寺の城に居る、一日德雄は

資嗣を招きて密事を談じたるも資嗣聞かずして歸る德雄コレを追ふて殺すコヽに於て滿貞軍を出して德雄を飯盛館に攻む、此時水江龍造寺家氏先鋒となつて强戰す德雄筑前に奔る立花城主大友五郎親繁乃ち德雄と荻原に戰ふ德雄遂に敗れて死す而して家氏は水ケ江龍造寺即ち今の佐賀縣小城郡多久家の祖先あり。

永享五年癸丑、大內持世來つて立花城を攻む滿貞防戰數日自殺す二子潛かに逃れて肥前に行く、去年滿貞上洛し義敎將軍に謁して二子を見みへしむ諱の字を許され長を嘉賴と名付け次を敎賴と名付けらる兄十三歲弟九歲、父滿貞死するの後、兄嘉賴肥前に安堵す嘉吉元年辛酉正月九日少貳嘉賴病に依つて佐嘉の館に卒す時に二十有一歲、此時敎賴年十七未だ家督相續の命を蒙らず偶々赤松滿祐、將軍を弑して國に下る乃ち赤松追討の催促あり然れども敎賴年尙ほ若く此命に應ずる能はず此時大內持世九州を管領せんとするの念熾んなりければ自ら追討使として九州に攻め下る肥前の諸將大內の私計を憎み少貳敎賴を助けて防戰甚だ努む持世遂に敗れて兎れ流矢に中り國に歸つて死す、間も無く大內滿弘自ら大軍を起し敎賴を攻む敎賴對馬に奔る少貳の舊領コヽに至つて全く大內に奪はる、對馬にある少貳敎賴微服潛行して今の鍋島侯爵の祖先なる佐嘉鍋島道壽の家に潛む、寬正年中安堵の敎書を賜はり乃ち舊地を領す、敎賴鍋島道壽の宅にあるや水江事略は左の如く言へり。

敎賴鍋島道壽の宅に在り道壽が女孕むあり男子を生む之れを道壽の子と唱へ鍋島三郎經高と稱す後ち平右衛門と號す。

龍造寺家氏の子隱岐次郎忠俊と號す少貳賴忠の一字を賜はり後、右衛門太夫家滿と改む又隱岐守康家と稱す寬正四年癸未少貳敎賴父子上洛し將軍に謁す此時敎賴の子細川勝元の取成により諱字を許され政資と改む、龍造寺と少貳との干戈に就き水江系譜康家の條下に曰く。

文明十四年壬寅少貳政資以忠俊爲當國代官

以てソノ親密なるを察知すべし應仁元年大內政弘上洛して宗全を援ふソノ留守中二尾加賀守謀叛す少貳敎賴時を得て本領を復す政弘逆徒を平らげ來つて筑前に戰ふ敎賴死し政資奮戰、政弘利あらずして退くコレより政資威鎭西に振ふ而して水江事略は家系事蹟を引用して

一說に文明十四年壬寅少貳政資佐嘉の館を修し休憩所とす龍造寺忠俊（康家の初名）を當國の代官と爲す小津の入江館に近し西岸の商家喧囂也兩岸の在家移りし所を今津と云ふ東岸の在家移りし所を今宿と云ふ入江の究まりしを相應と云ふ小津鄕の名を改めて與賀の鄕

と云ふ

とあるを以て見れば此時政資の威は既に鎭西に振ひ龍造寺と相提携したるは事實なりとなすべし而かも少貳と大內との干繫よりして大內は平戶松浦を援け少貳は相神浦松浦を援け從つて政資の女は松浦政に嫁し幸松丸を產みたるものと見るが至當ならん歟。

明應元年丁巳夏四月、大內の兵少貳政資を追ふて小城の城を攻む政資敗れて多久の城に逃れ城主多久左衛門尉宗時に倚る大內亦多久宗時に賴りて彼レを伐たしむ政資力盡き專稱寺に於て自殺す予はソノ墓碑を閱見したるに二重塔の丸形、草露滴る所、古色蒼然として墓銘を判すべからず政資の死は四月十九日にして死に臨み酒を飮み梅干を肴とせり政資梅核を地下に投じて曰く此核必ず生じ永く我死場の驗となさんと、明年に至り土中より梅樹の芽を吐く今に生長せり然れども眞僞素より保す能はず住僧死骸を寺の東北に葬る予の見しもの即ちコレなり、政資又死に臨んで傍の人に問ふて曰く此邊りに禪門の知識は無きかと乃ち圓通寺の玉宗和尙を以てす政資一封の書翰を玉宗に贈りて引導を受ん事を乞ふ此故に亦圓通寺にも位牌ありと傳へらる而して現に專稱寺にある政資位牌の銘左の如し。

前三州太守太宰少貳都督司馬少鄕安養院殿明哲本光大禪神儀。

少貳家系事蹟の記事左の如し。

大內義興將軍の命を受け少貳政資を退治せしむ政資軍破れて多久に奔る

ソノ後大內と少貳との戰爭絕ゆる時無かりしが政資の末子資元は天文五丙申秋九月四日多久城に於て卒す尋稱寺境內なる父政資墓碑の傍に葬る圓通寺住僧又厚く引導を渡す現存せる專稱寺の位牌には。

前三州太守太宰少貳都督司馬少鄕心月大了大居士神儀

とあり水江事畧に曰く。

或說に少貳資元筑前に於て軍敗れ又背振山に敗れ佐嘉に落來りて福滿寺に入る時に天文四年十二月晦日也翌年正月遂池の城に入る道麒江上氏を遣はして是を索む資元竟に多久に奔る多久宗時が女は資元の妾なるが故也宗時厚く懇切を盡せしか共病に罹りて遂に卒去す。

次に此時代における少貳の略譜を示すべし。

貞賴——滿貞——嘉賴——敎賴——政資

太智庵城陷落後の佐世保及相神浦城主の朝鮮貿易

高經　正一位宮小城市の川に於て自殺
賴隆　松尾宮　綾部城主
資元——冬尙

扨ても池田川窪等は首尾能く幸松丸を奪ひ取り再び榮ふ武運を祈り、長ずるに及んで柔術劍道を初めとし武となく文となく敎訓を試みたればソノ伎倆益々上達して漸く十五歲を迎ふるを得たり、而して彼レは此年を以て漸く相神浦に歸りたるは後ちに詳說すべしとして以上の如き理由よりして明應七年十二月より永正九年五月迄十有五個年相神浦は興信の所領地となり政の弟諫の支配に屬する佐世保亦興信の勢力圈に收めらる、此時諫既に死し、ソノ妻永林尼となり、菩提を弔ふの時なりき、コレに對する大曲記第十一丁目の記事左の如し。

田平純本の女（中畧）一人はエンリ（永林の誤りか）樣と申して佐世保殿の後家也云々

以て當時に於ける佐世保の大勢知るべきなり、顧みれば幸松丸の父松浦政の祖父丹後守盛が相神浦城主となるや長祿元年信を朝鮮に通し每歲船一艘を遣すべきを約してより相神浦朝鮮間の

佐世保西方寺の考證

交通は頓みに開けぬ、而して彼レの文物は滔々として相神浦に輸入し來りしなり、從ツて韓人の此地に入り込む者亦多く、相神浦の近隣に屬する佐世保なるもの亦彼レ等の踏む所となりぬ、換言すれば此時に於ける外國思潮はソノ以北たる平戶領を別にしては相神浦以南の方面に於て頻りに注がれつゝありしなり、而して佐世保は此時亦頭角を顯はしたるに似たり、左れば政の時代に至り殊にソノ弟諫をして佐世保を支配せしむるに至りしものなるべく按するに現に殘存せる佐世保の小字に韓音を遺せしもの抑々此時よりの事なるべし、尙考ふ政一たび亡びて幸松丸平戶に生擒せられ更に唐船城に奪はるゝに至るソノ間前後十有五年、相神浦佐世保一帶の地は平戶興信の勢力に屬せしと雖も數十百年の久しき容易にソノ風習を蟬脫する能はず、名は平戶の領地なりと雖もソノ內容に至つては魂魄なき一個の形骸に似たるかな、左れば政一たび亡びてより相神浦の凋落甚しくソノ餘勢は焰々焉轟々乎として佐世保に流れつゝあり、西方寺敎法寺の二刹が佐世保に建立せられたる抑々コレが反響たらざるなからんや。

○參照（壹）　佐世保西方寺建立時期の考證、佐世保西方寺の建立年月は至つて不明なり佐世保に於る古刹として世の明らかに認識するものなるもソノ建立時代を的確に記錄に存したるもの現存せざるは遺憾の極とすべし然れども西方寺なるものは最初相神浦にあり更に佐世保

に分派したるの一事は特に記憶に存せざるべからず、由來寺院の開基は單にソノ寺院の開基のみを以て土地に於ける建立時代を推定し得べきにあらず、寺院における開基と、宗派にお ける開基とは時としては等しきあり、亦同じからざるあり試みに西方寺累代住職に就て五代迄の死去年號を列擧すれば左の如し。

初代　西方開山天翁鳳清大和尚　文明元丑年三月三日

二代　鳳冲大麒大和尚　文明三年辛酉六月十日

三代　照山宗鑑大和尚　二十九日

四代　切雲宗賦大和尚　十一月　日

五代　龜翁英鶴大和尚　寶永十三年丙午八月十六日

既に三四代住職の死亡年月明瞭ならざるが今の西方寺は遙か以前に失火に遇ひたるのみならず舊記舊類亦眞宗等の如く相傳的のものにあらざれば今日に於てはソノ詳を知るに由なく以上の寂滅月日も位牌ソノ他の斷片により漸く知るを得たる程なり今コレを相神浦なる宗家松浦累代の系圖により考ふる時は鳳清大和尚なる西方寺開基の入滅せるは丹後守松浦盛の卒去に後るゝ事二年にして松浦定の卒去は開基の入滅に後るゝ二十四年あり、定は太智庵城主政の實父たり而して定が二十二歳の折、開基和尚は入滅したる年代に相當す而かも此開基和尚は佐世保西方寺の開基かるや否やは頗る疑問にして相神浦の西方寺は天臺宗、佐世保のは禪宗なり而かも累代和尚にして三代四代の間最も不明に屬し居るが此時こそ今の佐世保西方寺が建立せられたるにあらざる歟、推して言へば西方寺なるものは敎法寺建立より三十年前即ち文明二年頃建立せられたるものとせば大差あかるべしコレ當然の順序なる如し尚は史料蒐集中なるを以てソノ結果は更に發表するの期あるべし。

○參照(貳)　佐世保敎法寺建立時代考證、

佐世保元町にある敎法寺は四百二十年前即ち延德二庚戌年相神浦太智庵と云ふ當寺は太智庵に始まり松浦丹後守政の菩提所なりしが明應七年十二月二十三日政戰死しソノ子

幸松丸亦平戸に生擒せらるゝに及び佐世保に移轉したるものなり、明治元年十月諸寺院由緒改の折、同寺が其節に差出したる書類の一節に曰く。

瀨戸越太智庵の城主松浦丹州公城山の麓に一寺建立に相成太智山敎法寺と改め則ち當山開基釋憲敎權律師大永二年壬午命日　太智庵落城の後佐世保に引移り……

相神浦敎法寺は政が菩提所とあすべく殊に建立せしものゝるは舊記の認むる所、而して開基和尙の入滅は大永二年あるを以て政戰死より二十四年後なりとす、此間に於て佐世保に移轉したるは論なきも政の子幸松丸が十五歲の春を迎へて相神浦に歸りたるは永正九年かるを以て政戰死よりゝに至る十四年間に佐世保に移轉したる順序となる、蓋し幸松丸飯盛城を相神浦に築造せし以來は敎法寺亦佐世保に移轉するの必要なかるべし予は斷ず佐世保敎法寺の建立せられたるは政戰死を過ぐる三四年即ち永正元年又は二年頃を以て至當とすと、尙は同寺に於ける累代住職の入滅年月日は。

初代　釋憲敎權律師　大永二年九月二十三日

二代　釋眞敎法師　弘治三年九月二十日

三代　釋敎安法師　天正十六年二月二十一日

四代　釋存露法師　寬永三年八月十五日

五代　釋眞西法師　寬文元年三月十五日

即ち初代に於て佐世保に移轉し二代に當て基礎を鞏固になせるものと知るべし、按ずるに西方寺敎法寺の佐世保に移りしは政の弟諫此地を領せしに依るなるべく彼レ死亡後と雖も彼レの妻永林尼となり草庵を結びて此地に居りし千槩にも因るなるべし、而して明治十一年七月住職和田耕雲が時の縣令　內海忠勝に差出したる寺地原由書の一節に曰く。

落城の節堂宇燒失に及びその後延德年中佐世保村現今地を買賜し數年の後（中略）歸依の信徒漸々增加し同心協力して堂宇を創設す依之徃昔我家祖の私有致候所は寺地宅地總計二反九畝五步に候得共只今にては本堂表門鐘樓等は地所壹反九步は本尊安置の寺地に寄附仕

り殘反別壹反八畝六歩は住職耕雲の私有地に相違無之候

右に依りて見る時は相神浦の敎法寺は、政戰死の折燒失したるなるべし、左れば文龜年中佐世保現今の土地を買收し永正二年頃、信徒の歸依に從ひ始めて堂宇を建立したるもの正鵠を得たるものとすべし然る時は政戰死よりコヽに至る前後七年にして佐世保元町に現はれたる順序なり、前揭舊記中に延德年中とあるは『文龜年中』の誤りなるべくソノ調査遠ひなるべきは明治八年三月第十九區戶長峰東彌の副署を求め長崎縣令宮川房之に提供したる左の書類に徵しても推知せらるべし。

寬政元巳酉年同浦（佐世保浦）出火の節本堂住家並過去帳舊記資物一切灰燼と相成其後數十年無住にて繰故年月委細相分り不申候

後世敎法寺の建立時代を調査するに際し文龜を延德と誤るに至りしは推理上明らかなり而して同山舊記の一節に。

本山よりは寬永十癸酉年寺號免許に相成云々

と見ゆ寬永二十年松浦鎭信が與へたる墨付に。

於家中門徒寺の儀　其方一寺に申付候條各別に寺など相建有之者堅く相留可然也仍て狀如

件

寬永二十年二月晦日

とあるが、此光明寺の末派としては寬文六年同じく鎭信が下付せる左の墨付に徵し敎法寺ヨレに漏れざるを立證せらるべし。

光明寺末派

早岐　西蓮寺
佐世保　敎法寺
佐々　正福寺
相神浦長　順
江迎　敎傳
小佐々　祐訓
志佐　敎法寺
福島　淨傳
大島　眞敎寺

右之寺數敎可爲光明寺末寺候　從公儀　被仰出之趣　堅相守於末々違背無之樣　可被申付者也

寬文六丙午八月　日

小値賀　明覺寺
中津浦　敎修

松浦肥前守鎭信判

光明寺へ

佐世保村平戶領となる

斯くして滯制統一時代に於てソノ基礎を鞏固にし信徒の歸依益々多きを加へたるものなるべし更に按するに敎法寺は松浦政戰死の反響として佐世保に移轉したるは史を見る者の特に記憶すべきものなり而して彼の西方寺に至りては後チに至り佐世保城主赤崎伊豫守の菩提所となりしものにて當時の寺院は領主城主の盛衰興廢と共に正比例の軌道を奔りたるものなりと知るべし

明應七年の戰闘に依り政は敗死し相神浦佐世保の一帶はコゝに平戶に保有せらる而かも興信の弟、純本の三男純忠には江迎を與へられ且つ志佐の寄騎となりたるも彼レは荐りにコレを厭ひ

ぬ、純本の二男志佐純次赫怒し兵を揃へて江迎に突貫す興信已む無く平壺勢を繰出し純次を直屋城に寄せしが一の木戶にて戰ひ多くの宗徒を討取りぬ、左れば純次に於ても力盡き降を乞ふの已む無きに遭到せり、コレ素より大波中の波瀾にして兄弟牆に鬩きたるに外ならざれは日ならず落着し志佐源四郎純次は嫡子純政に有馬修理太夫義貞の女を娶らしめ志佐を讓り自ら法躰して宗俊と改め世を遁れたる實に太智庵城主政の戰死せる翌年卽ち明應八年に在り。

○註　阿波守純忠に三女あり長女は一部勘解由の妻、次女は赤崎伊豫守（佐世保城主）の妻、三女は波多源太の妻となり上下爭つて此時代は緣組政略熾んに行はれしなり。

同じき明應八年肥前五島に亦騷擾起りぬ、五島の臣玉の浦納の族黨逆心を起しソノ主宇久圍に叛きてコレと戰ふ不意の出來事、圍はコレを防ぐに由無く遂に自及せり蓋し圍の妻は平戶弘定（興信の父）の女なり乃ち圍の妻某及びソノ子宇久大和守盛久等主從十餘人窃かに平壺に渡り興信に縋る興信諾して麾下となし進んで玉の浦を攻むるあらんとす、而して盛定平戶に居る事十五年、卽ち永正十年宇久盛定平戶の後援を以て公圍の仇を討たんと乞ふ興信以て大野源五郎貞久を將とし兵船三十餘艘、五島西津浦へ攻め渡り玉の浦納の根據とせる大寶城を陷落せしめコゝに父の仇を討ち首級を短命の濱に梟す初め盛定平戶に在るや下方絲屋某の茅屋に住居しぬ

、今や父の仇を酬ゆるやコヽに興信の家人となり中五島なる擔籠十五軒を平戸に納めて以て謝す、現存せる濱の浦、續村飯の廻り、三ッ土肥、宿の浦等コレなる歟、

○參照　宇久大和守盛定初めて本邑に復し興信の家臣となりしより彼レは平戸に參勤を繼續したり、ソノ後天下統一せられ豐太閤の時代に至り法印鎭信筑前箱崎に於て將軍にお目見への際、鎭信慕下宇久何某と披露ありしに陪臣の故にや白砂の上にて目通り許されけるとぞ、左れば宇久代々將軍へ參勤の節には先例を以て平戸の兵船日吉丸より往復しつヽありし、鎭信の代までは家人同樣なりし而して武江殿中に於て嘉祥登城の折、五島萬吉へ後チの鎭信の足袋を拔がせし事あり幷は花房權右衞門用人の時なりと三光譜錄に見へたるは斯かる理由より來りしものなるや如何、附記す五島は下松浦黨八家の一にして興信時代に於て八家皆平戸に屬したるものなり。

大內義興前將軍養植を奉ず松浦の應援

此戰爭（永正十年の役）に溯る五年、即ち後柏原天皇の永正五年、紀元二千百六十八年、筑前の豪族大內義興、前將軍足利義植を奉して京に入らんとし檄を山陽山陰西海の諸道に飛ばす、蒿恩を忘れざる松浦弘定直ちにコレに應しソノ子興信をして兵を帥ひて周防に行き西海の諸將と共に義植を奉せしむ、コレに對する鎭西要畧第五卷の記事左の如し。

永正五年戊辰、太宰大貳義興、爲將曹九州諸侯相從者、大友修理太夫義長、少貳肥前守資元、島津修理太夫勝久、伊東修理太夫祐秀、星野筑後守親忠、菊池左京太夫義國、澁川右衞門太夫尹繁、千葉介興胤、龍造氏隱岐守家和、同兵庫助家兼、麻生右衞門尉元重、高橋三河守親種、宗像掃部助氏重、原田彈正少弼興種、秋月土佐守種貞、草野長門守親永、同松浦中務太夫永信、松浦肥前守興信、同波多下野守、大村日向守、有馬修理太夫、蒲池筑後守、紀井長野城主赤星以下或振兵相從於將軍家

コヽに於て七月義植將軍職に復せり興信の功亦與つて大に力ありと爲すべし而して年の六月興信相神浦の田地を平戸安滿岳白山權現に寄進しソノ祭用に供したり蓋し父弘定、篠坪城に敗れ大內に奔るや武運を權現に祈りたるに依るなるべし而かも五島合戰に先だつ一年、興信が將軍義植を奉して京に入れるに後るヽ四年、卽ち永正九年有田唐船城に逃れ居たる太智庵城主松浦政の一子幸松丸コヽに十有五歲の元服儀式を踏んで相神浦に歸り飯盛城を築く、今の飯盛神社の西方中腹の個所抑も彼レが城廓たり木の宮の下堀に殘趾聊か現存せり本丸は愛宕嶽東一段下りし倉屋敷と傳へらる。

幸松丸相神浦飯盛城を築く

程なく飯盛城は竣成しぬ唐船城池田某等先づ彼レを奉してソノ城主たらしむ彼レ幸松丸はコヽ

に始めて松浦丹後守親と名乘りて一城の主となり池田、川窪等コレが後見たり興信の怨恨甚だし、而かも興信の妻は唐津城主波多下野守盛の女なりしか幸松丸更に興信の妻の妹を娶りし爲め途に相和し此年興信江迎村の三浦に於て幸松丸親と會見し握手を交換したりき、佐世保此時相神浦の舊領地に復したるなり。

斯くして平戸は干戈と緣組との二政策を以て盛んに勢力扶植を企畫したるの時、永正十一年甲戌夏四月には肥前千葉胤繁（胤治の子）同胤勝父子及び一族卒爾として東尙盛の館を擊破せる爲め尙盛奔りて平戸松浦に逃るゝあり平戸は今や外は豪族相轢の餘波を受け內は領土擴張の念急にして內外多事の時なりき、而かも翌十二年には弘定薨し義興尙ほも威力を揮ひし年にしてソノ羽翼は至る所に延ばされつゝありき。

東尙盛平戸へ逃る

⊙註　東尙盛が平戸に逃れしは正しく大內と少貳の相軋結果あるべし水江事略卷一永正三年丙寅の條下に曰く。

冬十月大內介義興、東尙盛筑紫滿門を大將として軍兵を遣はし小城に來り千葉屋形胤治を攻しむ胤治敗れて筑前に奔る龍造寺胤家（慶家の嫡子にして家兼の兄）等一族の人々多くこれに從ふ。

此時千葉胤資なるものありしが右は少貳政資の弟にして兄に同意し晴氣の城に籠る東筑紫大內に屬してコレを攻落す胤資自害す弟賴經疵を被り松尾に行ひて死す千葉胤盛河副より起りて東尙盛と河上に合戰す胤盛筑前に籠居す龍造寺胤家コレに從ふ事の舊記に見へたるがソノ後何れの舊記にも本件に就ては何等散見する所無く永正十一年に至り本文の記事鎭西要略に見へたるがソノ間の經過漠として知る可らざるも千葉は少貳の力を得て大內の徒黨たる東尙盛を擊破せるものと見れば大差無かるべし水江事略永正七年の條下に。

抑も當國（肥前）は太宰少貳の所領かりしに大內氏兵を遣はして筑前を掠略し其上次第に當國を浸す少貳資元（政資の末子）新少貳冬尙（資元の子）は太宰府に在りしが兵を率ひて當國に來り舊好の城持等を語らひ大內が兵を退け本國筑前を取復さん事を謀る。

と見へたるより推せば大內と少貳の軋轢益々激甚にしてソノ徒黨の爭鬪絕ゆる無く大內派たる東尙盛遂に少貳派の爲めに敗られ平戸に逃れ來りしものなるべし附記す東尙盛と千葉胤治との鬪爭に就ては秦嶽公年譜に。

傳曰明應六年、三前二島守護太宰少貳政資父子爲大內義興所滅、翌年筑紫滿門東尙盛與千葉胤盛合戰于河上、千葉氏軍敗奔于筑前、胤家從之、同八年千葉新介謁大內義興名興常。

とあれとも水江系譜胤家の條下に。

初屬千葉胤盛故不繼宗家、永正三年胤盛與大內義興之將東尙盛戰于河上、敗而走筑前、胤家從之、於是尙盛在小城、專國事胤盛降義興、留胤家于太宰府、受大內氏令

とあるのみならず前揭の如く水江事略にも永正三年とあればコヽに泰嶽公年譜の明應說を否定し置く、

大內氏と少貳氏との戰爭

大內と松浦との千繁以上の如くして交情日に密なりければ緩急互に相救ふは理の當然なり、大永四年大內義興安藝の毛利を征するや松浦與信先恩に依り大內の味方となり出陣し功あり筑前國內林の田百町を給はる斯くて戰鬪絕ゆる無く既に天文三年となりけるが此年大內義隆（義興の子）老臣陶尾張入道道麒を將として數萬の軍兵を屬し又少貳資元を伐たしむ道麒來ツて肥前美津山に陣す少貳屋形兵を水江（即ち龍造寺）に乞ふ水江コレに應す。

秋七月中旬、暴風雨あり南海の潮浪來りて佐嘉神崎を浸す大內勢コレを見て雀躍し及に血塗らす銳鉾を動さずして敵を屠殺するを得たりと終日酒宴を張り顧慮する所無し、龍造寺家兼此機會を利用すべく家純、家門、純家以下の一族及び屈竟の勇士三百余人を引卒して水江を發し深き所は舟筏に乘り淺き所は或は潛り或は泳ざて敵陣に突貫す大內勢不意を打たれて周章狼狽遂に敗走し龍造寺軍凱歌を奏して水江に歸る、冬十月義隆更に敗戰を雪がん爲め自ら大軍を卒して來る先鉾は陶道麒にして山陰、山陽の軍兵無慮六萬餘騎と註せらる本據を美津山に置き更に分ちて二軍とし第壹軍は西の方藤津郡に到り、有馬、大村等の兵を合して毛見嶽に陣し第二軍は美津山一帶の地に兵力を集中し少貳一家を亡ぼさんとす、此時龍造寺に於ては頻りに大內勢を佐嘉に誘致せんとしたるも大內勢より土地不案內なれば大事を守り中途に於て戰はんとす、而して空しく月日を送り道麒の軍稍々危し、茲に於て陶道麒は肥前唐津の城主たる波多下野守及び平戶城主松浦與信に通して和を講せしむ、彼レ等乃ち幹旋甚だ力め龍造寺よりは他寺の尾の別當出迎ひ尾張守道麒と相會し各々領土を保全し他を侵さゝる旨を約して和議全く成る、大內と少貳漸くコヽに和議を講じ國に歸り龍造寺家兼は波多松浦の兩者に對して居中調停の勞を謝す、時に家兼年正に八十一歲。

○註　少貳資元龍造寺の大功を賞して小城佐嘉に於て數縣の地を加封せらる巨勢尼寺大町小城等の地、水江に附せしは此時ならん十月義隆龍造寺家兼と和睦す是れは原田越前守、大村讃岐守の取扱に依つてなりと鎭西志に見へたり。

此時に於ける松浦與信の功や敢て沒却すべきものにあらす。

○參照　龍造寺系圖抄錄

- 大織冠鎌足
  - 淡海公　不比等贈大政大臣
    - 武智麻呂　南家、正一位右大臣
    - 女　文武天皇后
    - 房前　北家、參議從三位贈大政大臣
      - 魚名　河邊左大臣四條家祖
      - 眞楯　攝政家祖
    - 宇合　式部卿大內少貳祖
    - 藤成　參議從四位下
      - 豐澤　下野少掾備後守
        - 村雄　四品長門守
    - 秀鄉　倭藤太
      - 千晴　奧州秀衡祖
        - 干常　鎭守府將軍
    - 文脩　鎭守府將軍
      - 文行　從五位左衛門尉
        - 公光　五位下相摸守
    - 公清　伊豆守
      - 秀清
        - 季慶　肥前龍造寺執行

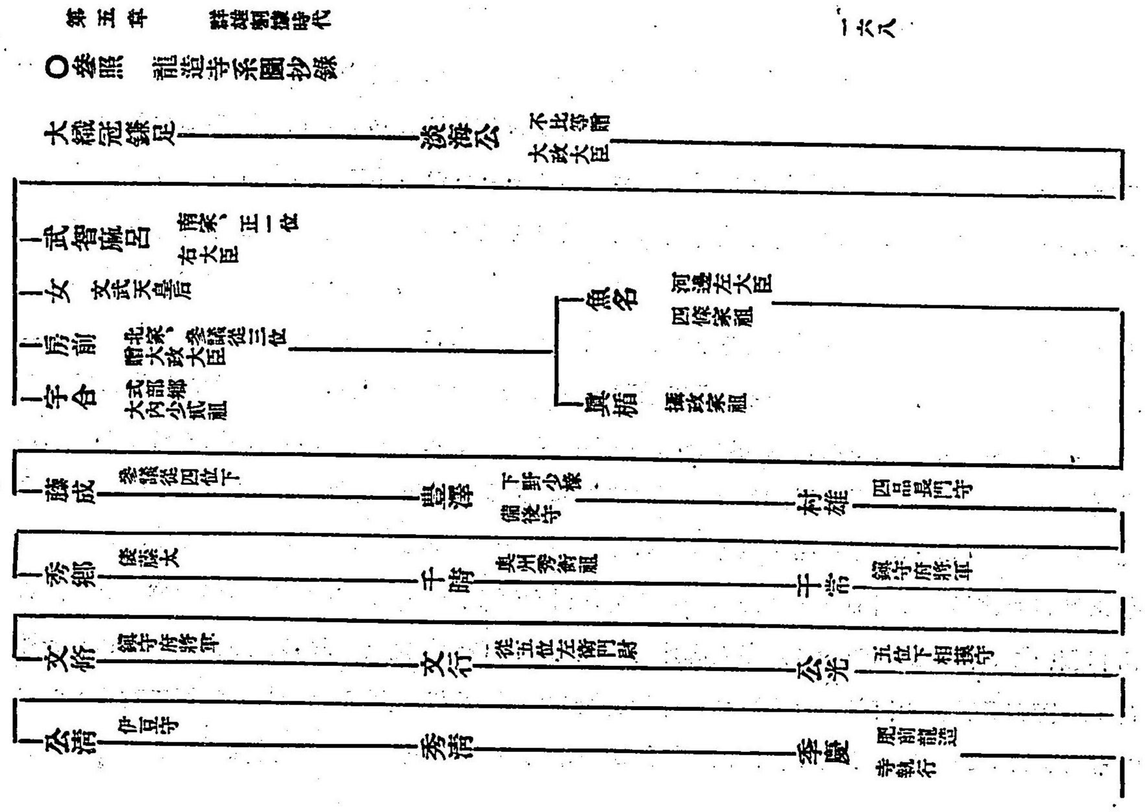

- 季家　南三郎左衛門尉文治貳年始賜龍造寺地領職
  - 季益　小三郎
- 季時
- 家益
  - 家清　又次郎此時蒙古襲來
  - 家親　又六郎
    - 家種
    - 家平
- 季支
- 家昌　屬一色代
  - 家治
    - 安秀　屬太宰少貳貞賴
- 家秀
  - 家氏　隱岐守
    - 康家　隱岐守
- 胤家　不繼家督
- 家員
- 澄覺　[illegible]